

2023年度神奈川県  
予算・施策に関わる  
要望書



2022年11月4日  
日本共産党神奈川県議会議員団



## 【目次】

- P01 << 1 >> ・子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を  
    (1) 子どもの権利条約に関連して  
    (2) 子どもの貧困対策の推進について  
    (3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について  
    (4) 保育士の人材確保と処遇改善について
- P02 (5) 配置基準の見直しで、行き届いた保育の実践と保育士の処遇改善を図る  
    (6) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について  
    (7) 学童保育の充実について
- P04 (8) 児童相談所の体制強化について
- P05 (9) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について  
    (10) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について  
    (11) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について
- P06 << 2 >> ・子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を  
    (1) 幼稚園等の充実について  
    (2) 義務教育の充実について
- P07 (3) 高等学校教育の充実について
- P08 (4) 大学にかかる費用の軽減に向けて  
    (5) 私学助成の充実について  
    (6) 特別支援学校の充実について
- P09 (7) 通級指導教室の充実に向けて  
    (8) 完全給食の実施を  
    (9) 全国学力テストについて
- P10 (10) 教科書採択の改善について  
    (11) 外国人学校への支援について  
    (12) 夜間中学の拡充について
- P11 (13) 卒業式・入学式について  
    (14) 自衛隊の体験学習について  
    (15) フリースクール等への補助について
- << 3 >> ・医療・介護など社会保障と福祉の充実を
- [ 1 ] ・安心できる医療提供体制の確立に向けて  
    (1) 県の医療提供体制の実態と病院の新設・増設について
- P12 (2) 病床の確保・拡充について
- P13 (3) 救急医療体制の整備について  
    (4) 医師の確保と労働環境の改善について
- P14 (5) 看護師の確保と労働環境の改善について
- P15 (6) 在宅医療提供体制の拡充に向けて  
    (7) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について
- P16 (8) 診療報酬について
- P18 [ 2 ] ・安心できる医療保険制度の確立に向けて  
    (1) 保険診療について  
    (2) 国民健康保険について
- P21 (3) 後期高齢者医療制度について
- P22 [ 3 ] ・医療費助成制度や補助制度の拡充に向けて  
    (1) 県の3つの医療費助成制度全般について  
    (2) 小児医療費助成制度について  
    (3) 重度障害者医療費助成制度について
- P23 (4) 高齢者の医療費助成制度の創設について

- P23 (5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について  
(6) 妊婦健診への助成について
- [4] . 安心できる介護保険制度の確立に向けて  
(1) 介護給付費抑制策からの転換  
(2) 1号被保険者の介護保険料について
- P24 (3) 低所得者への利用料負担助成について  
(4) 介護報酬に関して
- P25 (5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について  
(6) 自治体の新総合事業について  
(7) 介護職の確保と処遇改善について
- P26 (8) その他介護保険制度全般に関して
- P27 [5] . 高齢者福祉の充実に向けて  
[6] . 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて
- P28 [7] . 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて  
(1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について
- P29 (2) 生活保護制度の改善・充実について  
(3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について
- [8] . 障がい者福祉の充実に向けて  
(1) 障がい者の差別解消に向けて
- P30 (2) 障がい者への経済的支援の強化について  
(3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて
- P31 (4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて  
(5) 障がい者施設の役割と職員体制の拡充について
- P32 (6) 障がい者施策に関わる市町村への支援について  
(7) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって
- [9] . 未病関連事業予算について
- ≪ 4 ≫ ・雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて
- [1] . 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を  
(1) 労働者保護行政の強化について
- P33 (2) 企業への指導・啓発について  
(3) 労働法の基本的知識の周知について  
(4) 職業訓練校の拡充について
- P34 (5) 企業誘致のあり方について  
(6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて  
(7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて  
(8) 高齢者の労働環境改善に向けて  
(9) 障がい者雇用の促進に向けて
- P35 (10) 外国人労働について  
(11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と  
従事する労働者の適正な賃金の確保へ
- P36 [2] . 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を  
(1) 中小企業への支援強化に向けて  
(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について  
(3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について
- P37 (4) 融資制度の改善について  
(5) 異業種連携活動事業への支援について  
(6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて
- P38 (7) 大型店出店から地域の商店街を守る施策について
- [3] . 食料主権と食の安全を保障し、持続可能な農林水産業の実現を  
(1) TPP・EPA・日米貿易協定について  
(2) 食料自給率の向上について

- P39 (3) 都市農業振興のために  
 (4) 農業基本政策について
- P41 (5) 畜産業の振興に向けて  
 (6) 林業の振興に向けて
- P42 (7) 鳥獣被害対策について
- P43 (8) 漁業の振興に向けて
- P44 << 5 >> ・防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を  
 [1] ． 防災対策の強化  
 (1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について
- P45 (2) 防災体制の確立と住民の避難について
- P46 [2] ． 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて  
 (1) 県営住宅の建設と修繕等について  
 (2) 住宅政策の充実について  
 (3) 福島原発被災者への住宅支援について
- P47 [3] ． 水道事業の改善について  
 [4] ． 環境対策の強化について
- P48 (1) アスベスト対策の強化について  
 (2) かながわ気候非常事態宣言の具体化について
- P49 (3) プラごみゼロをめざして
- P50 (4) 神奈川の自然保護について  
 [5] ． まちづくり  
 (1) 不要不急の大型公共事業の中止について
- P51 (2) 駅利用者の安全と利便の確保について  
 (3) 地域交通及び都市環境の整備について
- P52 (4) 海岸の保全について  
 (5) 警察関係  
 [6] ． 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進  
 (1) 原発ゼロをめざして
- P53 (2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて
- << 6 >> ・青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、文化・スポーツの充実へ  
 [1] ． 青年・学生への支援に向けて  
 [2] ． 女性の活躍推進について
- P55 [3] ． ハラスメント被害・性被害について  
 [4] ． L G B T施策の推進に向けて
- P56 [5] ． ヘイトを許さない施策の推進について  
 [6] ． 文化・芸術、スポーツの環境整備について  
 [7] ． 外国籍県民への支援の充実について
- P57 << 7 >> ・消費者行政の充実・強化を  
 [1] ． 消費者行政の充実について  
 (1) 県中央消費生活センターの機能強化について
- P58 (2) 国の「地方消費者行政交付金」について  
 (3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて  
 (4) 若者への消費者教育について  
 [2] ． 食の安全・表示の監視等について
- P59 << 8 >> ・「核も基地もない平和なかながわ」を  
 [1] ． 核も基地もない平和なかながわを
- P60 [2] ． 横須賀基地に関わって

- P61 [3] . 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し  
 [4] . 厚木基地に関わって  
 (1) オスプレイの飛行について  
 (2) 爆音被害の根絶のために  
 [5] . キャンプ座間に関わって
- P62 [6] . 池子住宅に関わって  
 [7] . 日米地位協定の抜本的改定など
- P63 << 9 >> . 県民本位の行財政運営を  
 [1] . 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて  
 [2] . 県有施設の拡充・存続を  
 (1) 県民利用施設について  
 (2) 試験研究機関について  
 (3) 県の出先機関について
- P64 [3] . 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために  
 [4] . 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて  
 (1) 指定管理者制度について  
 (2) PPP方式について
- P65 [5] . 個人情報保護と情報公開の充実について  
 [6] . 税制・税務行政などに関して
- << 10 >> . 新型コロナウイルス感染症から県民を守る対策の強化を
- P66 (1) 発熱外来の体制、高齢者施設等での頻回検査、  
 無料PCR検査の抜本的強化について  
 (2) 医療全体の体制強化を図ること
- P67 (3) 保健所の抜本的な機能強化を図ること  
 (4) ワクチン接種について必要とする人への接種が円滑に進むよう対策をとること  
 (5) 医療保険制度に関して  
 (6) 雇用と事業、就学の安定に向けて
- P68 (7) 教育分野に関して
- << 11 >> . 地域からの要望
- [1] . 川崎市高津区  
 (1) 河川治水対策について
- [2] . 茅ヶ崎市  
 (1) 住民福祉の充実で暮らしを守ることに  
 (2) 災害に強いまちづくり、環境政策の強化を  
 (3) 安心安全のまちづくりについて  
 (4) 中小商工業者、農業の振興を図るために
- P69 (5) 教育現場での感染症対策と学びの保障  
 (6) 平和行政、人権施策の推進
- [3] . 座間市
- P71 [4] . 小田原市  
 [5] . 箱根町

## ≪ 1 ≫ ・子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

### (1) 子どもの権利条約に関連して

1) 「かながわ子ども人権相談室事業」は、子どもの人権を守る仕組みとしてつくられ、中立的な立場から子どもの人権擁護のために審査、助言、指導、子どもの人権相談事業の企画、関係機関との調整など中核的な機能を担う機関として「子ども人権審査委員会」を設置しているが、これは一つの仕組みにすぎない。

日本は、1994年に、「生命、生存及び発達に関する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の発表・尊重」「差別の禁止」の4原則を保障する子どもの権利条約を批准した。子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を優先させることを理念に掲げた子どもの権利条例を制定すること。

2) 子どもの権利ノートを県内すべての子どもたちに配布するなど「かながわ子ども人権相談室事業」のさらなる周知を行い、相談しやすい体制や方法の拡充を進めること。

### (2) 子どもの貧困対策の推進について

1) 県内の子育て全世帯を対象に、子どもの貧困実態調査を実施すること。国連や沖縄県が採用している項目などを参考に、調査項目はより実態を把握できる内容とすること。

2) 「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」で設定されている指標は不十分であり、そもそも、子どもの実態を把握する指標に目標値が設定されていない。計画の中に、実態と進捗の把握に必要な不可欠な目標値や期限を設定し、貧困対策を強化すること。

### (3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について

2018年度かながわグランドデザインは、当初の2020年度までから2022年度まで延長し、県内どこでも待機児ゼロを掲げたが実現しなかった。保育所利用申請は年々増加し、2022年4月には就学前児童数の44,3%（前年42.0%）を占めた。

2022年4月の保育所定員は177,275人（前年173,716人）に対し、申請は過去最高の177,687人（前年175,277人）に及び、保留児童数は全県で7,446人（前年7,687人）にのぼる。このうち、育児休業中や認可外保育施設に入所した人数を引いた待機児童数は、220人（前年306人）にのぼった。

1) 保育所の待機児童を解消するため、市町村と連携し利用申請の増加に見合う認可保育所の整備を行うこと。特に、待機児が深刻な地域には早期に認可保育所の新設を促進するよう、財政的な支援を拡充すること。

また、都市部においては保育所整備用地の確保が困難である。保育所の新設にあたり、自治体からの要望に対して県有地を無償貸与すること。せめて売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額、介護施設のように保育所においても貸付料減額の優遇措置を図ること。

2) 都市部では園庭のない認可保育所が増え、公園に近隣する幾つもの保育所が集まり、密集になることが多々ある。乳幼児の成長発達のために、公有地や民有地を活用し、園庭のある認可保育所の整備を行うこと。

保育所整備は、「自園調理ができること、避難経路が確保されていること」が最低限子どもの安全といのちを守り、発達を保障することにつながる。「2020年度までに県内どこでも待機児ゼロ」の目標が実現できず、早急な保育所整備が求められている。保育所整備を市町村任せにせず、県の責任で保育所整備への独自の支援を行うこと。

### (4) 保育士の人材確保と処遇改善について

1) 保育士不足を解消するには、保育士の大幅な処遇改善が重要である。2022年2月から実施されている保育者含むケア労働者の賃上げ施策は一人あたり月9千円とされているが、保育所で働くすべての労働者に支給額が届かない仕組みになっており、額も制度も不十分であ

る。公定価格を見直し、直ちに5万円引き上げ、全産業平均に近づけるよう国に強く求めること。国の処遇改善に上乘せして加算をしている自治体もあるが、抜本的な賃金改善のために、自治体間の格差を是正し、国に頼らず県独自の補助制度を創設すること。

2) 国が2017年度から創設した4万円のキャリアアップ処遇改善は、同じ職場に経験年数が同じ保育士が複数いる場合は月額が1万円しか引き上げにならない場合もあるなど、根本的な処遇改善にはなっていない。基本給を含めて給与全体を上げるために、公定価格を抜本的に引き上げるよう、引き続き国に要望すること。

#### **(5) 配置基準の見直しで、行き届いた保育の実践と保育士の処遇改善を図る**

1) 保育士の国の配置基準は、1～2歳児(6:1)は55年前のまま、4～5歳児(30:1)は74年前のままである。義務教育では義務標準法が40年ぶりに改定され、40人学級から35人学級への見直しが行われた。未就学児はより手厚いケアが必要である。

保育園で安全に子どもの発達を保障し、一人一人の子どもに豊かな保育を実践するために、また、保育士が働き続け専門性を高めることができるよう、最低基準の大幅な改善を国に求めること。

また、市町村からの要望の有無に関わらず、小規模保育所の配置基準の見直しとともに、資格要件をすべて保育士とするよう国に求めること。

2) 国の改正を待つことなく、県として独自に保育士の加配を行うこと。

#### **(6) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について**

1) 給食は保育の一環であるとして副食費が保育料に含まれていた経緯を考えれば、保育の無償化に伴い、給食費も無償とすべきと考える。また、子育てに係る経済的負担の軽減を図る観点からも、県として助成制度を創設すること。

2) 副食費について、保育所が保護者から徴収するため、事務負担の増加等への軽減対策が必要となる。県として事務処理に必要な財源措置をさらに行うとともに、費用の増額を国に求めること。

3) 無認可のベビーホテル、ベビーシッターも保育の無償化の対象になっているが、指導監督基準を満たしていない施設も見られる。

子どものいのちと安全に関わるため、指導監督体制を強化し、抜き打ち検査も実施し、引き続き指導を徹底して行うこと。指導に従わない施設を公表すること。

4) 猶予期間があるからと迅速に対応せず、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対し、一刻も早く守らせるために、重要な役割を持つ監査と指導を行う専門スタッフを、正規職員として増員すること。その際には、1年間ですべての認可外保育所を巡廻できる体制とすること。

5) 保育の無償化に関し、国で定める一定の基準を満たした幼稚園類似型施設は一定の措置がされたが、普通交付税不交付団体は措置されないなど、国の対応は十分ではない。地域に根づき保護者のニーズに応えた幼児教育を行っている幼稚園類似型施設を保育の無償化の対象にするよう、国に求めること。

#### **(7) 学童保育の充実について**

1) 神奈川県内のすべての学童保育に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないような額の交付申請を行うよう市町村に周知を強め、働きかけること。

2) 省令に示された基準に伴う学童保育の集団の規模(概ね40人以下)及び面積基準を守るための環境に相応しい規模を確保するよう、県は市町村に助言・指導し、支援すること。

3) 児童福祉法改正に伴い、小学6年生までが受け入れられるよう、施設の増設と指導員配置を図ることを市町村に助言・指導すること。

4) 本県の市町村における「放課後児童支援員等処遇改善事業」の実施状況は少ない。2017年度に新設された「キャリアアップ処遇改善事業」についても、自治体の活用は県内自治体の3分の1程度である。

指導員の専門性を高め、継続して働ける環境をつくることが求められている。指導員の賃金が極めて低い水準である実態を踏まえ、国の「放課後児童支援員等処遇改善など事業」「キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童支援等処遇改善臨時特例事業」について、市町村内すべての指導員を対象に実施すること。実施していない自治体については、その理由を把握すること。

指導員賃金が極めて低い水準である実態を踏まえ、市町村がすべての学童保育に対して申請を働きかけるよう、県は市町村に助言・指導すること。

5) 神奈川県が実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育の実践に裏づけられた専門性の高い講師を当て、実施回数を増やすなど充実を図ること。また、委託業者の研修内容を県として把握し、研修内容を充実させること。

6) 放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育指導員が業務として位置づけられているとのことだが、代替職員の雇用等の経費が子ども・子育て支援交付金の対象となることを、市町村及び事業主体に対してもっと周知するとともに、使いやすいように改善すること。

7) 学童保育を必要とする子どもが経済的困難から利用できない事態を生まないために、どの市町村も学童保育への十分な財政支援ができるよう、国への要望を行うとともに、県独自でも市町村への支援を図ること。

8) 障がい児受入補助（障がい児受入推進事業）に関し、実態に合わせた指導員加配に対応できるよう、県の補助を引き上げること。また、障がい児を受け入れる学童クラブが増えるよう、研修や設備の補助を拡充するなど支援を強化すること。

9) 災害時に子どものいのちを守るため、市町村の災害対策の水準を担保することが必要である。県が「非常災害対策指針」を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。

10) 神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドラインの廃止に伴い、国の「放課後児童クラブ運営指針」に則って学童保育が実施されるよう、引き続き市町村に働きかけること。

また、学童保育の質の向上に向け、各市町村の各学童保育事業に対する指導・助言内容を把握し、公開すること。

11) すべての小学校区での学童保育の実施のために、市町村が開設に向けた補助の増額を図れるよう、市町村を支援すること。

12) 子どもの様子が気になる場合に、学校と学童クラブが情報を共有しながら連携して、保育にあたるようにすること。また、県教育委員会と連携し、学校施設の開放などについても学校と連携を図れるよう働きかけること。

13) 学校内設置の学童保育について、小学校の35人学級化に伴う学級増がある場合でも、学校内施設の利用が継続できるように市町村教育委員会に働きかけること。また、小学校の新設又は建て替えにあたり、学童保育の専用室を確保すること。

14) 学校施設等を転用するにあたっては、子どもが毎日生活する場として、衛生・安全面に配慮した、湯茶、補食としてのおやつを提供できる設備・備品などを調えること。

15) 国に対して、以下の事項を要望すること。

①学童保育の補助単価を、学童保育の実情に見合うよう大幅に増額すること。

②確実な予算確保等のため、児童福祉法の中で、学童保育を「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」に位置づけること。

③「放課後子ども教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育とは目的も役割も違うため、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。

④「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童支援員認定資格研修事業」について、これ以上の規制緩和を行わないこと。特に、指導員の資格と配置は子どものいのちに関わるので、実態は県内市町村の条例は緩和されていなくても基本的な問題として、「従うべき基準」に戻すこと。また、市町村が引き続き複数配置を行うために周知徹底をし、財政措置を講じること。

⑤「子ども・子育て支援新制度」での児童数の数え方について、小数点以下は四捨五入ではなく、繰り上げて一人の児童として認めること。

### (8) 児童相談所の体制強化について

1) 児童福祉司の配置は児童相談所の管轄人口3万人に1人とされているが、全国平均より虐待件数が多い本県には加算配置が求められる。不足している児童福祉司を早急に配置すること。また、児童福祉司1人あたりの虐待相談等対応件数が40件を超えないように配置すること。

2) 弁護士は週1回勤務の非常勤の弁護士のほか、2020年度から児童虐待や子どもの権利擁護に精通した複数名の弁護士と契約し、電話やメールなどのほか必要に応じて弁護士事務所を訪問するなど、いつでも相談できる体制にしたが、複雑な案件も多くなっている。法的な判断を緊急に求められることもあることから、弁護士の常勤化を図ること。

3) 改正児童福祉法や政令の基準を踏まえ、児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置できるよう引き続き増員すること。

4) 児童福祉司等について、「子どもの支援方法が対立している親とのやりとりに疲弊」、「威圧的な保護者との対応による心理的な負担」、「業務量が多い」などの理由で、鬱などの精神疾患により休職した方が全国的に多いと報じられた。

高度な専門性が求められる児童福祉司や児童心理司をフォローする体制や人材育成を、組織として取り組み専門性を高めること。

5) 県が所管する児童相談所で2021年度に受け付けた児童虐待相談件数は、6,742件である。前年度比511件(8.2%)増で、集計を始めた1998年度以降で過去最多となった。虐待の内容では、子どもの前で家族に暴力を振るう心理的虐待が最も多く、全体の約6割を占めた。

令和2年度から施設整備してきた厚木児童相談所が、令和4年度に移転し新築開設された。また、中央児童相談所と同じ建物に入居し、相談件数の増加に対応するとして開設された大和綾瀬児童相談所について、大和市か綾瀬市への移転の検討が始まったが、それぞれの組織体制の強化や専門職種の確保を十分図ること。

また、県は増大し続ける虐待相談件数に対し適正配置を検討してきたが、引き続き、しっかり対応できるよう検証を続けること。

6) 児童福祉法の改正において、国及び地方公共団体の責務として、関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関が連携して必要な体制を整備することとした。

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会において、関係機関で児童とその家族にかか

る情報や支援方法を共有し、適切な連携の下で対応すること。

### **(9) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について**

1) 現在一時保護所に学習指導員を2名ずつ配置し、一時保護所の職員とともに学習支援を行なっているが、一時保護所での子どもたちの学習権を保障するため、一人一人丁寧に関われるよう、学習指導員をさらに増員すること。

また、中央児相のようにボランティア教員の参画なども得ながら、一人一人に寄り添う学習支援を行うこと。

2) 一時保護所において、在籍する学校と児童相談所との連携を密に図ること。多忙な教員が面会の機会を多く取るのは限界もあると思われることから、スクールソーシャルワーカーの活用も含めて、学校と児相との組織的連携体制の強化を引き続き検討すること。

3) 厚生労働省の社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の提言(2016年)では、「混合処遇は極めて不適切である」とし「原則として個室対応を基本」としているが、いまだに個室対応が進んでいない。

早急に、一時保護所を個室対応にすること。また、子どもが自由に発言できるような環境をつくり、子どもの意見表明権を十分に保障すること。

### **(10) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について**

子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、家庭や地域において孤立し生きづらさを抱える子どもや若者が増えている。貧困と格差の広がりや虐待問題が社会問題になる中、児童養護施設などで児童の人権が守られ安心して生活できる場と、退所後の自立に向けた支援が求められており、以下の事項の実現を図ること。

1) 老朽化が進んでいる児童養護施設を把握し、整備方針を踏まえ、法人の意向を把握しながら整備計画を策定すること。

2) 児童養護施設に自立に向けた準備やアフターケアを行う自立支援コーディネーターを常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行うこと。また、退所後、自立に向けた住宅支援として、住居設定費用の助成を行うことと同時に、児童養護施設退所児童等支援事業費補助を拡充すること。

3) 児童養護施設を退所した子どもの支援拠点である「あすなるサポートステーション」を児童相談所ごとに1箇所整備すること。児童養護施設などに配置する「あすなるサポーター」との連携を引き続き充実させ、退所児童の自立支援体制をより充実させること。

### **(11) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について**

1) 障害児日中一時支援事業は利用希望が多いが、そのニーズに応えきれていない。日中一時支援事業を含む地域生活支援事業費は毎年拡大しているものの、事業費に対する国の補助率が低下しているため、市町村の負担が増加している。

県として、国に対し必要な財源の確保を要望すること。また、事業所数を増やし、毎日希望するときに利用できるようにするため、県として市町村に対して財政的な支援を行うこと。

2) 医療的ケアが必要な重度心身障がい児が通所する施設に、看護師等の加配を行うこと。

3) 加齢児の施設入所やグループホームでの生活を県内で保障するため、県として責任を持って取り組むこと。そのために、成人サービスの体験利用経費補助だけでなく、県立障がい福祉施設やグループホームの増設を図ること。

4) 医療的ケアを受けられるショートステイの利用要望が多いが、受け入れ施設がまだ不足しているので、引き続き受入数を増やすよう取り組むこと。

## ＜ 2 ＞ ・ 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を

### （1）幼稚園等の充実について

1）私立幼稚園の園児一人あたりの経常費補助について、引き続き国基準を上回る水準を維持すること。

2）私立幼稚園の保護者を対象とした、保育料の直接助成制度及び入園料の補助制度を創設すること。少なくとも国の幼児教育・保育の無償化制度の対象外となった園に関しては、補完的な補助制度を創設すること。

3）子ども・子育て支援法には、「すべての子どもが健やかに成長するように支援するもの」と明記されている。

「幼児教育・保育の無償化」制度について、幼稚園類似施設や外国人学校の幼稚園も対象とするよう国に求めること。また、地方自治体の判断で対象と認められれば対象とできるため、県として対象にすること。

### （2）義務教育の充実について

1）少人数学級は教育的効果に加えて、感染症対策としても重要である。文部科学省は標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を 2021 年度から 5 年かけて 35 人に計画的に引き下げることとしたが、対象は小学校のみとなっている。

国に対し、計画の促進と併せ、中学校への適用も求めること。

2）現状は自治体負担で非常勤教員を雇用し、科目により弾力的学級編成を行っているが、「教員の多忙化」が解決すべき課題となっている。安定的に少人数措置を可能とするためにも、教員加配を県単独措置により支援すること。

3）次年度採用における正規雇用を増やしたことは評価できる。今後も将来的な少子化を理由とした採用控えを行わず、現在学んでいる児童生徒の教育内容の保障及び教師を将来的な見通しを持てる職業とするために、教職員の採用は正規雇用を原則とすること。神奈川県採用規模であれば、少子化への対応は当該年度の採用数の調整で可能である。

4）教員免許更新制度は本年 7 月 1 日に廃止されたが、それ以前に不本意失効した教員については、本人が望めば教職に復帰できるよう、救済策を国に求めること。

5）教員免許更新制廃止に伴い、それに代わる教員研修が検討されているが、教育活動への影響を生じさせないよう、教員の健全な労働環境に配慮し、過度な研修は見直すこと。

6）市町村立の学校に正規雇用の学校司書を配置すること。また、今年度から実施された第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」において全公立小中学校での基準達成を掲げる文部科学省は、自治体に予算の充実を促す方針とされるが、市町村立学校の図書購入予算の増額に向けて、県としても市町村教育委員会に働きかけること。

7）県内小中学校の特別教室及び体育館のエアコンの設置促進は、熱中症からいのちを守るために重要な要素となっている。市町村への促進、国の適切な財政措置、双方向の働きかけを強めること。

8）学校規模について、WHO は生徒 100 人を上回らない規模を理想としている。少人数学級が推進される中、子どもの教育の環境づくり（通学等）や地域における学校の果たす役割を考慮し、統廃合を行わないよう市町村教育委員会に働きかけること。

9) 経済産業省主導のGIGAスクールについては、あくまでも教師の授業の補完物として限定的に活用すること。コロナ等の影響で変則的な学校運営を余儀なくされる場合であっても、極力対面での授業を基本とすること。また、ICT技術支援員の配置を進めること。

10) コロナ禍で家計状況が悪化する中、就学援助制度の充実が待たれている。2005年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻すよう、国に求めること。

11) 就学援助制度に関し、部活動費やPTA会費、オンライン学習通信費等も補助対象品目とするよう、市町村教育委員会に対して国基準に合わせた拡充を求めること。

また、生活保護基準の150%以下の世帯の子どもを、この事業の対象とすること。支給決定にあたっては、個々の家庭の事情を考慮して柔軟に決定すること。

12) 就学援助制度における新入学児童・生徒学用品費等の入学前支給については、本県は小学校で97%、中学校で100%が前倒し支給している。

引き続き、安心して入学できるよう、制度の周知を徹底し、県内すべての市町村が入学準備金の「前倒し支給」に取り組むよう働きかけること。

### (3) 高等学校教育の充実について

1) 現在全日制高校進学率が全国最低レベルであり、不本意な進路選択を余儀なくされることのないよう、公立高校の定員を増やすこと。

2) 高等学校等就学支援金制度における所得制限は、子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するために、撤廃するよう国に求めること。

3) 現業職員には、学校職員として生徒への総合的な対応が求められる。民間委託ではなく、現業職員の採用を確保すること。

4) 独立行政法人日本学生支援機構の「給付制奨学金」に関して、その要件は『世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりと「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができる』としているが、成績要件の完全な撤廃と年収要件の引き上げなど、国に対して拡充を求めること。

5) 学校司書は、子どもの読書活動をうながし、教員にとっても豊かな授業の実践を支えている。臨時的任用ではなく、正規職員として採用すること。

6) 学校事務職について「適切な配置に努めている」との回答を得ているが、実態として「学校事務職が削減され、教員の事務量の増大・多忙化に拍車をかけている」との訴えがある。

生徒への丁寧な支援も求められるため、正規雇用での事務職員の増員を図ること。また、学校事務センターは廃止すること。

7) 本県の1校あたりの学級数の多さは全国1位である。過大規模化の弊害を直視し、6～8学級標準を守る。また、少人数学級の流れとともに、新型コロナウイルス感染症対策としても、少人数授業の必要性が指摘され、校舎のゆとりが必要なことが示されている。これらの点から、県立高校削減は見直すこと。

8) 県立学校の図書費の予算が少なすぎるため、保護者から集める私費に頼っている実態がある。わずかに改善されてはいるが極めて不十分であり、十分な図書費を確保すること。

9) 特に教育現場では、学級文庫にLGBT関連の蔵書があることが重要だとされている。学級文庫への配架の促進を財政措置も含めて拡大すること。また、「ジェンダー平等について考える」講座の実施を広めること。引き続き、国のいじめ基本指針改訂に沿ってLGBT

関連を含むいじめの実態を把握し、適切に対処すること。

10) 空調機器設置は、今や待ったなしの課題となっている。技能員室や未設置の特別教室への設置を促進すること。災害時避難場所としても活用される体育館に関しては、技術開発や国の補助制度待ちではなく、早急に設置すること。

11) 文科省は、「地震発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすため、学校施設の耐震性能の向上を積極的に図っていくことは重要な課題である」としている。

県立学校の耐震化・老朽化対策工事を促進すること。また、耐震診断基準は一般的な建築物を対象とした指標ではなく、文科省基準である  $I_s$  値 0.7 以上に見直すこと。

12) 老朽化や設備劣化が著しい県立高校の対策として、新まなびや計画の前倒しを図ること。

老朽化対策は耐震工事を待って行うとされているが、危険な状態あり緊急性がある箇所は速やかに老朽化対策工事を行い、耐震工事の必要がなくても老朽化している校舎に関しては、別途計画的に実施すること。

13) 県立高校の入学金を廃止すること。

14) 県として包括的性教育が進むよう 2022 年に指導書を変えたが、その実践に向けた取り組みを強化し、充実させること。

#### (4) 大学にかかる費用の軽減に向けて

1) 高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約に従い、給付制奨学金の対象拡大と拡充を強く国に求めること。また、大学で安心して学べるよう、県として給付制奨学金制度を創設すること。

2) 大学入学金を廃止するよう、国に求めること。

#### (5) 私学助成の充実について

1) 私学経常費補助金を、国基準以上に改善すること。

2) コロナ禍の学生支援緊急給付金に関し、国籍差別を避けるため、国に対し、留学生にのみ求められる「成績優秀者」の要件を外すことや、朝鮮学校を対象とするよう求めること。

3) 県内私学振興を図る一方、県外への通学者である県民の経済的負担の軽減を視野に入れないことは教育の機会均等に反する。県外通学者も学費補助金の対象とすること。

4) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金の拡充と、施設整備助成を行うこと。

5) 小学校段階において少人数への推進方向が定まった以上、現行、幼稚園の 1 学級 35 人という定数の少人数への改善は急務である。これを国に要望すること。

#### (6) 特別支援学校の充実について

1) 特別支援学校の過大規模化により、希望する特別支援学校に入学できないケースや、通学に困難が生じている実態がある。

川崎市・藤沢市・横浜市の設置計画は歓迎しているが、特別支援学校の設置基準を踏まえ、引き続き設置を促進させること。

2) インクルーシブ教育は、共生意識を育てるという観点だけではなく、障がいのある生徒の学びや発達保障を明確に位置づけること。

そのためにも、インクルーシブ教育で学ぶ生徒の数の拡大を図るだけでなく、中学校との連携を維持・強化し、当該生徒に適切な場の選択を保障すること。また、課題把握に実効性のあるアンケート調査を行い、習内容や教育環境整備に活かすこと。

3) 特別支援学校分教室は、暫定措置として導入されたにも関わらず恒久化されている。存続させる間はせめて分校とし、管理職や事務職、常勤の養護教諭などを配置すること。

グラウンドや体育館、特別教室は、教育課程編成の段階から高校と対等に協議できるよう、教育委員会が責任を持つこと。

4) 秦野養護学校末広校舎の施設や教員体制に関し、県と市で結んだ協定を踏まえ、今後も引き続き特別支援学校の教育活動を行うのに相応しく整備を進めること。

5) 特別支援学校の施設・設備が老朽化等により機能不全となっているものは、子どもたちの安全に係る優先課題である。早期改修を図ること。また、肢体不自由児の実態に合った安全な教育環境の確保に努めること。

また、老朽化したプレハブ校舎の全面改築、スクールバスや送迎車の発着所に屋根を設置すること。緊急時の対応のために、職員室、教室、体育館、プール内に内線電話を設置すること。

6) 医療的ケア児支援法により、医療的ケア児が教育を受けられるよう最大限配慮し、適切に支援することが国・地方公共団体の責務とされている。医療的ケア担当医を増やすこと。

また、看護師・理学療法士など医療専門職 58 人が教員の定数内に位置づけられているが、教員の定数とは別に配置できるよう、標準法の改正を引き続き国に強く要望すること。今後、看護師を増やし、重症度に合わせて適切な配置をすること。

7) 県立の瀬谷養護学校や平塚養護学校に関して、耐震性能に問題がなくても明らかな老朽化がみられる。部分修繕にとどまらず、子どもの安全といのちを守るため早急に建て替えること。

### **(7) 通級指導教室の充実に向けて**

1) 発達障害のある児童生徒が十分な教育を受けられるよう、児童生徒間、教師間など、全校的に発達障害の理解促進を図り、通級指導教室の教員配置を充実すること。通級指導教室という選択肢を増やすため、設置校を増やすこと。

### **(8) 完全給食の実施を**

1) 中等教育学校を含む県内すべての中学校で、全員喫食の直営自校方式の中学校給食を実施すること。県として市町村に対して地産地消・自校方式・直営方式のメリットを紹介し、災害時にも対応できるように助言すること。また、栄養士を 1 人以上配置し、食育を支えること。

2) 食育の推進と健康な体づくりの観点から、県立高校の昼食実態調査を行うこと。

3) 夜間定時制高校の生徒は、アルバイトから直行するなど、十分な食事を摂ることが困難な実態がある。県として夕食補助を拡充し、横浜市・川崎市並みの低廉な価格を保障し、利用促進を図ること。

補助削減の根拠としている生活保護費との重複の可否の判断は、厚労省は自治体次第だとしている。無理な解釈で制度を縮小するのではなく、困窮した生徒に寄り添い、夕食提供事業費補助を拡充すること。

### **(9) 全国学力テストについて**

1) コロナ対策含め、学校現場の負担は過重である。全国学力テストの傾向と対策を行うこ

とにより、通常の授業にも影響を及ぼし、さらなる負担増となっている。

学力の定着は、全国との比較などで測ることはできない。それぞれの学校現場の授業や、定期テストによるべきである。平均点との差などの統計的集約は、学校現場の過重負担であり、無意味な競争による弊害を招いている。全国学力テストの押しつけをやめるよう国に求め、本県での実施はやめること。

2) 旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決(1076年5月21日)は、「学校別の結果公表を許容すれば」、学力テストは教育基本法16条1項に違反すると指摘している。結果公表は過度な競争につながるの、実施させないこと。

#### (10) 教科書採択の改善について

1) 教科書採択について、より地域の実情に合わせた採択となるよう、県教育委員会は市町村教育委員会に、採択地区の小規模化を指導・助言すること。

各市町村教育委員会が学校・教員・保護者の意見を十分に反映するよう保障し、公正、適正な採択、開かれた採択を確立するよう働きかけること。

傍聴会場の拡充、各教育委員の態度が明らかになる意見表明方式の採用など、好事例を共有する場を設けること。

2) 高校日本史の採択において、校内選定会議を経て校長が選定した使用希望教科書に対し、「県教育委員会の考え方や取り組みと相容れない」との理由から、再考が依頼される事態が起きている。

まさに、県教育委員会による特定教科書の排除に他ならず、二重検定ではないかと批判されている。教育への政治的介入にあたる行為を今後再び行わないこと。学校現場の判断を何より尊重すること。

#### (11) 外国人学校への支援について

1) 母語・継承語で幼児教育・保育を受けられる環境を有し、子どもの言語的な発達やアイデンティティを育む上でかけがえのない外国人学校を、保育の無償化の対象にするよう国に求めること。

2) 本県が多文化共生を標榜するのであれば、外国人学校の運営を支援し、通学する児童生徒にとってもお金の心配なく学べるよう、経常費補助を復活させること。

3) 県内の外国人学校の子どもたちが国際情勢や政治情勢の影響を受けることなく、安心して学べることを目的として創設された学費補助制度の趣旨と、私学教育の主体性を尊重し、朝鮮学校の学費補助を復活させること。

行政は、教育内容に介入するべきではない。子どもたちと学校に、拉致問題の責任はない。神奈川弁護士会の警告及びかながわ人権政策推進懇話会での指摘を真摯に受け止めること。

4) 朝鮮学園だけが学費補助の申請方法が違うことについて、県議会からの要望を理由に県は差別的扱いを改善しないが、県下の自治体では差別禁止条例が策定されたなど、情勢の変化がある。申請方法について改善を図ること。

5) 外国人学校に関しては、経常費補助を廃止したため施設整備や耐震診断・耐震補強に困難をきたしている。外国人学校は国の耐震補強工事費補助の対象となっていないため、補助制度を創設するよう国に求めること。また、それまでの間は県として補助すること。

#### (12) 夜間中学の拡充について

1) 県内3校目の夜間中学が、県関与のもとに設置されたことは歓迎する。3校ともに県内居住者を広く対象とできるよう、県は広域自治体としてイニシアチブを発揮し、財政支援も含めて取り組むこと。

神奈川県は夜間中学校数は、他都府県に比して非常に少ない。生徒が通いやすいように、公立の夜間中学を県内にバランスよく配置すること。

2) 夜間中学は、さまざまな年齢の方や外国につながる方、不登校の方などの学びの場として貴重な役割を担っており、特段の配慮が必要である。必要に応じて県独自の教員の加配を行い、豊かな学びの保障を行うこと。

3) 夜間中学において、日本語教育を充実させ、給食の提供を行うこと。

#### (13) 卒業式・入学式について

1) 卒業式・入学式における、「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。憲法に基づき、内心の自由を尊重すること。また、入学式・卒業式はあくまでも生徒の成長や未来を祝福するものであることを踏まえ、国旗・国歌重視により生徒や教師に負担を与えることがないように、十分配慮すること。

#### (14) 自衛隊の体験学習について

1) 他の官庁には見られない強力な方法を用い、自衛隊の隊員獲得が展開されている中で、県内小・中・高校のカリキュラムに自衛隊の体験学習が組み込まれている。

自衛隊は災害救助にも取り組むが、自衛隊法第3条に規定されるように主たる任務は国の防衛である。戦闘行為を担うという特殊な役割を持つ組織で、「生きることの尊さを学ぶ」とことと相反する恐れがあり、子どもたちの体験学習の場としては相応しくない。県教育委員会は、自衛隊の体験学習をやめるよう、各学校に働きかけること。

2) 県内の学校が行っている職場体験の内容を把握すること。また、自衛隊の体験学習時に児童や生徒が人を殺傷する武器に触れる機会を持つことが懸念されるが、県教育委員会はその点をどう考えるのか認識を示すこと。

3) 自衛隊法で任務が規定されている自衛隊を、経済活動やボランティア事業などを行う「一般の事業所」と同等と考えているのか、県教育委員会の認識を示すこと。

#### (15) フリースクール等への補助について

1) ここ10年間、本県の不登校児童生徒の数は1万人近くで推移している。これらの児童生徒の中には、学びの場としてフリースクール等を選ぶ子どもたちがいる。

「子どもの居場所づくり推進委託事業」は重要であり、フリースクール等で学ぶ児童生徒の学習保障のために、家賃や職員の賃金などの補助制度を創設すること。

### << 3 >> ・医療・介護など社会保障と福祉の充実を

#### [1] 安心できる医療提供体制の確立に向けて

##### (1) 県の医療提供体制の実態と病院の新設・増設について

###### (要望) 新規

1) 神奈川県の人口10万人あたりの病院数、病床数、医師数、看護師数、保健師数などの指標は全国最低水準にあり(下表参照)、県の医療提供体制の脆弱さを示している。当県議団の算出では、神奈川県は全国平均に対して病院267施設、病床36,420床、医療施設の医師3,108人、常勤看護師20,491人、常勤保健師1,542人が不足している。

神奈川県の医療提供体制の拡充が必要と考えているのか、必要であれば整備は急務と考えているのか、認識を示すこと。

## 神奈川県医療提供体制の脆弱さ（2020年）

医療指標（単位）	神奈川県			全国平均の人口10万人対比の指数	全国と県の指数差（全国-県）	全国平均に足りない数	全国平均到達時
	実数	人口10万人対比の指数	全国順位				
病院数（施設）	336	3.6	47位	6.5	▲ 2.9	267	603
病床数（床）	73,972	800.8	47位	1,195.1	▲ 394.3	36,420	110,392
医師数（人） ※医療施設従事者	20,596	223.0	39位	256.6	▲ 33.6	3,108	23,704
看護師数（人） ※常勤換算数	65,332	707.3	45位	929.1	▲ 221.8	20,491	85,823
保健師数（人） ※常勤換算数	2,222	24.1	47位	40.8	▲ 16.7	1,542	3,764

【出典】厚生労働省・令和2年医療施設（静態・動態）調査（確定数）・病院報告の概況／令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況／令和2年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況より共産党県議団作成

2) 県の第7次保健医療計画において、一般小児医療を担う病院を除き、病院の新設や増設に向けた具体的な計画がない。保健医療計画に、各医療を担う病院の新設や増設を盛り込み、全国平均水準並みに病院数を確保すること。また、2022年の秋を迎えているが、小児医療を担う病院の整備目標（2023年に人口10万人対比で16.1施設）について、整備状況（達成見込み）を示すこと。

3) 全国平均並みの病院数の確保に向け、国にも働きかけ、病院の新築・増改築に資する補助制度や補助水準を拡充すること。加えて、県としても次年度の予算配分をもっと医療提供体制の拡充に振り向けること。

地域医療介護総合確保基金の2022年度の国の予算額は、1,853億円（医療分1,029億円、介護分824億円）と認識している。神奈川県の活用額を示すこと。また、今年度の県内の病院の新築・増改築の計画とその費用総額及び地域医療介護総合確保基金からの補助額を示すこと。

### (2) 病床の確保・拡充について

1) 本年4月1日現在の既存病床数は、横浜、相模原、横須賀・三浦、湘南西部、県央の5つの二次保健医療圏で基準病床数を下回り、病床不足となっている。しかし、上回っている4つの二次保健医療圏を含め、神奈川県は人口10万人対比でそもそも病床数が少なく、特に一般・療養・精神・感染症・結核病床が全国平均より低い。

2020年の一般病床の平均在院日数は、全国1位の高知県(21.2日)と比べ、神奈川県は14.3日(全国45位)と7日も短く、病床不足を回転率で補っていると言え、病院の経営効率や利益を上げることが優先されている。あらゆる対策を講じ、すべての二次保健医療圏で全国平均並みの病床数を確保すること。

なお、県が2022年6月に行った「新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言」における「日本の医療機関は・・・(略)・・・平時に最適化された経営を求められてきたため、有事に必要な健康危機管理対応を行う余裕を持ってない状態」であり、「感染症に対応できる医師・看護師などの人材不足・・・(略)・・・、感染症のノウハウを備えた看護助手や介護従事者も大幅に不足し、医療・介護提供体制の維持に支障をきたし」、「平時に最適化されている自治体・保健所では、危機管理に対応する体制がつかれなかった」との検証は、保健医療提供体制の問題点と平時において行うべき施策を言い当てており、非常に重要な指摘である。

国の法令や基準、通達、また医療費抑制策に甘んじることなく、改正が必要であれば積極的に基準等の改正を国に求め、少なくとも全国平均並みの病床数の確保に努めること。

2) 神奈川では今後高齢化が進行するが(2025年27.2%、2040年35%)、高齢単身世帯や2人世帯が多く、特別養護老人ホームの入所も困難で、在宅医療提供体制も不十分である。

国は療養病床の廃止・転換の理由に「医療ニーズの高い入所者の割合の増加」を挙げ、介護型療養病床は2017年度に廃止するとしたが、療養病床から介護医療院への転換とは「医療」から「介護」への転換であり、主な理由は医療費の抑制にある。県も指摘しているとおり、市町村の介護保険財政が圧迫されることが懸念される。また、介護型療養病床は要介護1～5

の方を対象としたが、介護療養病床相当とされる介護医療院 I 型は、サービスの種別上、要介護 4～5 の方に限定される恐れがある。

前述の高齢者を取り巻く状況にも鑑み、神奈川県では医療型も介護型も、療養病床の削減は行わないこと。

3) 国は病院名を名指しして急性期病床の再編・統合を図ろうとしており、全国から批判を受けても、推進の姿勢は変わっていない。

県の地域医療構想の 2025 年における医療ニーズからも、高度急性期及び急性期病床の再編・統合はしないこと。病床転換を希望せざるを得ない事由も想定されることから、既存の急性期病床の維持に向けて、県として支援を行うこと。また、救急医療、小児・周産期医療など、病床や分娩施設の拡充を図ること。

4) 県の感染症病床の基準病床数 (74 床) について、各都道府県との人口比で過少であり、地域も横浜に集中している。今回の感染拡大にも鑑み、平時からの備えが重要であることから、厚労省の理解も得て基準病床数の引き上げを図ること。

### (3) 救急医療体制の整備について

神奈川県の第 7 次保健医療計画において、二次救急の病院群輪番制に参加する医療機関の減少や救急医療に支障が生じる原因として、軽症患者の流入を指摘している。しかし、病状に対する専門的知識を持たない一般市民が、救急車の利用や救急医療機関の受診など、万一の事態を想定した対応を取ったとしても責められるものではない。

救急医療機関への軽症患者の流入対策と併せて、救急医療機関の新設・増設や救急業務の拡充を図ってこそ、問題の根本的な解決につながると考える。

1) 救急医療を担う医師・看護師や急性期経過後の患者の受け皿となる回復期病床・慢性期病床について、引き続き整備を進めること。

2) 救急医療では、短時間で患者を医療につなぐことが求められる。ドクターヘリの積極的な活用などさらなる時間短縮を図るとともに、受入病院の確保に要する時間をさらに短縮するため、必要な対策を講じること。

なお、根本的対策として救急病院自体を増やすことが考えられるが、この点について県の考えを示すこと。

3) 救急医療は消防行政とも密接な関係にある。救急安心センター事業 (＃7119) に関する令和 2 年度救急業務のあり方に関する検討会の報告書において、都道府県の役割が「実施主体」として位置づけられたことを、救急業務全般としても考慮すべきである。まず、この点について県の認識を示すこと。

神奈川県は、人口対比で他の都道府県よりも救急車の台数が少ない。2021 年度から都道府県又は市町村における事業実施の財政負担に対する新たな特別交付税措置が講じられたことにも鑑み、市町村とも連携して救急車の台数確保や救急業務の体制強化に努めること。

### (4) 医師の確保と労働環境の改善について

1) 神奈川県の医師数は人口 10 万人対比で全国 39 位であり、少なくとも全国平均の医師数の確保を目標とすべきである。また、達成には令和 7 年度までの毎年の整備目標の策定が必要と考える。年度目標を定め、計画的な医師確保に努めること。

2) 医学部の入学定員について、令和 5 年度以降の地域枠が維持できるよう、引き続き国に増員分の継続や臨床研修制度における募集定員の引き上げを求めること。

3) 県内出身の医学生にとどまらず、首都圏や隣接県の医学生も対象とした補助制度や県内の臨床研修医に向けた支援策を創設し、県内外の医学部や医科大学、臨床研修医療機関にも働きかけるなど、県外にも視野を広げて医師確保策を策定すること。

4) 医師確保の機会を広げるためにも県内のみならず他県の大学や医療機関、医師会等とも連携し、医師不足の医療機関や診療所、診療科等に医師を派遣する仕組みをつくること。

5) 医師の働き方改革を踏まえた医師確保対策の一環として、勤務環境の改善には労働実態の把握が欠かせない。適時実態を把握し、有効な改善策を講じること。

6) 2024年度から始まる勤務医の時間外労働の上限規制について、月80時間（年間960時間）の残業は、過労死ラインである。医師には医療法に基づく応召義務があることを理由に上限規制は2023年度まで猶予されるが、すでに勤務医は過酷な労働を強いられており、猶予撤回を国に求めること。

併せて、養成には一定の時間は要するが、医学部（少なくとも県内大学）の定員増を図るなど抜本的な医師の増員策を検討すべきであり、労働時間が過労死ラインとならないために、医師の増員を図って働き方改革を進めるよう、国に強く求めること。

7) 医療勤務環境改善支援センターの取り組みによって勤務医の労働時間がどのように改善したか、又は改善する見込みか、具体的な実績を示すこと。また、勤務医の働き方改革（2024年までに医師の時間外・休日労働時間を年間960時間以下に）の対象となる県内の医療機関数と改革に取り組み始めた医療機関数を示し、さらなる推進に向けた対策及びまだ取り組んでいない医療機関への対策について、具体的に示すこと。

8) 「勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費」補助は国の事業で、地域医療介護総合確保基金（医療分）に含まれる事業である。「事業区分1-2」を除く2021年度の内示額は全国759.3億円（第1回内示と第2回内示の合計額）で、神奈川県は17.4億円であった。千葉県（25.0億円）、埼玉県（18.4億円）と比べて低く、人口880万人の大阪府は47.9億円と神奈川県の2.75倍となっている。

国の2021年度予算では、「事業区分6」は258億円、「事業区分4」は「事業区分2」と併せて501億円とされたと思うが、「予算」は使い切れればその年度の事業は終了するため、働き方改革の実施を県が該当する医療機関にどれだけ働きかけたか、支援したかが、神奈川県への基金配分額に影響すると考えられる。

「事業区分6」と「事業区分4」に該当する県内医療機関数、補助を受けた医療機関数、補助額の3つに関し、2021年度実績と2022年度の見込み額を示すこと。また、勤務医の働き方改革に関する次年度の基金配分額の増額に向け、取り組みを強めること。

#### **（5）看護師の確保と労働環境の改善について**

1) 看護師の増員に向けた年度目標を示すとともに、その目標を第8次保健医療計画に位置づけること。

この場合、国の需給推計はコロナ感染拡大前のものであり、これに基づいた必要数では不十分であることを十分に踏まえて看護師需給推計を抜本的に見直し、県独自の看護師必要数を検討し、看護師の配置増に着手すること。

2) 第8次保健医療計画に向けて実施するとした看護師の勤務実態調査の結果を示すこと。

3) 日本看護協会の看護職員の労働実態調査では、新卒基本給は「高卒+3年課程新卒」で平均202,289円（税込262,277円）、「大卒」は平均208,918円（税込270,292円）とされる。夜勤や交代制勤務（2交代制で最多を占める16時間以上勤務や3交代制）の「過酷な長時間労働」を指摘し、残業や始業前時間外労働の常態化によって看護職員の約7割が不払い労働を行っている」と指摘している。

厚労省の令和2年賃金構造基本統計調査では、正看護師の平均年収は491万9,000円、准看護師は413万円とされ、神奈川県の看護師は全国3位とされるが、年収500万円強にとどまっている。また、日本看護協会によれば、准看護師の基本給は看護師と比べて新卒で3～3.5万円、勤続10年で約4万円も低いと指摘されている。

第7次保健医療計画によれば県内の病院看護師の離職率は全国平均を上回る14%で、労働条件の改善と賃金水準の引き上げは定着にとって必要な課題と考えるが、これらに関する県としての施策がない。離職防止対策の一貫として、賃金を含む県独自の具体的施策を検討すること。また、診療報酬の加算ではなく、別建ての財政措置で処遇改善を継続するよう、国に求めること。

4) 看護師の配置基準について、「夜間10対1以上、日勤時4対1以上、夜勤日数は月8日以内」を満たすよう、医療法の改正を国に働きかけること。

また、看護師の夜勤は「3人以上の体制で月6日以内（当面8日以内）」とし、妊産婦には夜勤や時間外労働を課さないよう、県内医療機関に強く助言するとともに、医療機関が勤務環境を改善できるよう、人材確保も含めて、県のなすべき業務と位置づけて抜本的な支援を行うこと。

5) 働き方改革を踏まえた効果的な看護師の確保策として県が例示した「看護補助者の確保・活用」について、「看護補助者」であっても患者の安全性を保障する上で一定の専門性が求められることが想定される。

県が想定する看護補助者の資格要件及び業務内容と、いつまでに何人程度確保するのかを示すこと。

6) 准看護師を対象とした2年課程通信制養成所の設置について、県は「考えていない」との回答に終始してきたが、民間の2年課程の通信制看護師養成校が2021年4月に横浜に開設されたことを見ても、ニーズがある証である。

県が行った准看護師の進学ニーズ調査でも、少数とはいえ約3割は進学の希望を持っている可能性がある。また、准看護師の方が働きながら正看護師を目指せる機会を増やすことは、正看護師の確保策・定着対策と言える。不採算や非効率な部門の維持における公立の役割にも鑑み、県として2年課程通信制養成所を設置すること。また、新たな進学支援制度（収入要件を満たした学生に修学資金を貸与する制度）を、引き続き実施すること。

7) 訪問看護や訪問介護でのハラスメントの防止に関し、研修等での周知に加え、市町村とも連携して訪問看護・訪問介護事業所で有効なハラスメント対策が取られたかを把握し、引き続き必要な指導・対策を行うこと。

## **(6) 在宅医療提供体制の拡充に向けて**

1) 在宅医療の推進には、推進に向けた施策の実施や在宅療養支援病院・診療所の整備、訪問医師・訪問看護師・理学療法士・歯科医師等の人材確保などが必要である。在宅支援体制について実態を把握し、引き続き計画的に整備を図ること。

2) 在宅（居宅）で療養する患者に必要な医療や支援が十分提供されるよう、在宅医療従事者の処遇改善も含め、国に必要な財政支援を求めること。県としても、医師会を通じた在宅医療を担う医師への補助など、引き続き在宅医療の推進を図ること。

3) 在宅の重症心身障害児者に対する訪問医療及び訪問看護ができるよう、医師や小児看護の経験を持つ看護師の育成、小児の訪問看護に対応できる訪問看護ステーションの増加等に向けて、引き続き制度づくりと体制整備を進めること。

## **(7) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について**

1) 精神科救急医療に関し、精神障がい者を夜間や休日に受け入れる基幹病院や協力病院を増やすなど、引き続き早急に医療提供体制の拡充を図ること。また、精神科救急医療体制の仕組みや受入病院等の情報の周知が弱く、情報不足から患者の家族は不安を抱えて手探りで対応を強いられているとの指摘があることから、救急医療体制、基幹病院、協力病院の一覧等について、ホームページ上の掲載にとどまらず、当事者及び家族が誰でも入手できる方

法で情報を提供すること。

なお、患者団体から「精神科救急の夜間・休日対応の窓口（TEL045-261-7070）はほとんど電話がつかない」との指摘があるため、改善を図ること。

2) 精神障がい者が地域生活を安定的に継続できるよう、訪問診察、訪問看護などの訪問医療や生活の総合的支援を行う地域生活支援体制を早急に整備すること。また、県は長期入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた体制の整備に取り組んでいるとのことだが、その内容と整備状況を示すこと。

3) 県の制度として、自立支援医療(精神通院)等の更新時の医師の診断書費用を助成する制度をつくること。

なお、県は助成できない根拠として「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」や「厚生労働省告示第66号の指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程」に助成について「特段の定めがない」ことを挙げたが、診断書料の支払いを患者に義務づけた条文や規程もない。むしろ、厚労省告示は指定自立支援医療機関に対し、「自立支援医療の提供」や「診療拒否の禁止」を義務づけたものと理解できる。

自治体による診断書料の補助事例として、さいたま市や土浦市が精神障害者保健福祉手帳申請用の診断書の補助を実施しており、また、更新時の診断書の提出は2年に1回であり、県の財政を脅かす高額な支出とは考えられないことから、助成制度の実現を図ること。

4) 県立総合療育相談センターでは2021年4月から常勤小児科医1名が採用され、常勤小児科医不在の状態は解消されたが、医療人材不足から小児科や病棟の体制が確保できないことと医療設備や機器類の老朽化による病棟の機能低下を理由として、断続的に短期入所事業を休止してきた。今年度はさらなる悪化が見込まれ、さらに事業継続が厳しい状況に陥ることが予想されるとしている。

県として早急に必要な予算措置を講じ、看護師等の人材確保と医療設備や医療機器を整備し、総合療育相談センターの本来の機能の一つである短期入所事業を安定して実施できるようにすること。

5) 「血友病診療は、小児期においてはこども医療センター等で専門的かつ包括的な診療が受けられるが、成人に達すると専門的な診療を受けられる病院が殆どない」との障害者団体の声から、小児期治療から成人期治療の連携や多診療間の連携体制の強化を求めてきたが、東京に通院している実態も指摘されていることから、東海大学付属病院、北里大学病院、横浜市民病院や横浜市大病院など県内の血液内科を持つ病院とも連携して、血友病の専門的包括的診療体制づくりを進めること。

また、引き続きかながわ移行期医療支援センターの機能強化や、県立こども医療センター内の成人移行期支援センターとの連携・協力を強め、こども医療センターから移行する子どもに十分な支援を行うことを含め、小児期から成人期に円滑に移行できるよう、移行期医療の拡充を図ること。

6) 神奈川県循環器病対策推進計画に掲げている小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策に関し、幼児期に受けた先天性心疾患手術の後遺症がある場合は生涯治療が必要となるが、成人した患者は県立こども医療センターから移行しなければならないため、成人先天性心疾患患者の治療ができる施設を増やすとともに、診療にあたる循環器内科医師を育成すること。

## (8) 診療報酬について

1) この間、急性期病床、在宅医療、介護施設(特に老健施設)での医療などに関する診療報酬の改善を求めてきたが、これらは県が進める地域医療構想とも密接に関わるものである。県は診療報酬の拡充について、「患者負担にも大きくかかわることから、慎重に検討される必要があり、県としては国等の動向を注視」と、患者の負担増に配慮することを理由に、

この分野では国に何も求めない回答が続いてきた。

診療報酬の拡充で患者負担が引き上がる分、相当する国庫負担や国庫補助の増額を求め、患者の負担増と相殺すれば問題はないと考えるが、県の見解を示すこと。

2) 国は都道府県に地域医療構想を策定させ、急性期病床についても機能分化・連携を進めてきたが、診療報酬上も7対1入院基本料の算定を重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率などで厳格化し、財政的にも診療報酬を使って誘導し、急性期病床の削減・転換を進めてきた。こうした診療報酬のあり方は疑問である。

2016年度の診療報酬改定では、7対1入院基本料の算定要件として重症患者割合が15%から25%以上に引き上げられ、在宅復帰率も80%以上とされたが、病床機能と退院先、転院先とは本来無関係である。

2018年度の改定では7対1看護から10対1看護への転換が図られ、2020年度は医療・看護必要度の見直しが画策され、本年3月の改定では一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の指標から「心電図モニターの管理」が削除された。これは、「重症患者」の要件から除外される患者が発生し、重症患者割合の低下によって医療機関が低い入院基本料しか算定できなくなることを意味する。

このように、2年に一度の診療報酬改定のたびに急性期病床の厳格化が図られているが、こうした診療報酬のあり方について県の考えをしめすこと。また、国に対し、急性期病床に関する診療報酬の厳格化と急性期病床の削減・転換誘導をやめるよう求めること。

3) 医療従事者の「働き方改革」を踏まえた人員配置の実現に向け、地域医療介護総合確保基金の拡充を含め、引き続き医療分野への国庫補助を引き上げるよう国に求めること。

4) 原則全国一律の診療報酬が日本の国民皆保険制度を支えてきたと考えるが、これに対する県の考えを示すこと。

また、地域別診療報酬は、国民皆保険制度や保険診療を維持する上でも弊害が大きいと言える。日本医師会の会長は、隣接県で医療費が異なる事態が生じ医療に混乱が起きる可能性があるとして、その弊害を指摘している。地域別診療報酬導入の狙いは、医療費抑制（医療費適正化）にある。居住地による受療権の格差を生まないためにも、県は全国一律の診療報酬を維持するよう、国に求めること。

5) 隔離・収容中心との指摘がある日本の精神科医療のあり方や精神障害者への社会的差別・偏見を誘発する要因として、また、国が進める精神障害者の地域移行が進まない理由としても、精神科特例の廃止が課題となってきた。

2000年の第4次医療法改正後も、精神科病院の人員配置標準は一般病床と比べて低い設定になっている。入院患者に対し、医師数は一般病床の3分の1、看護師・准看護師も低く設定されており、これは療養病床とほぼ同じ基準で、急性期医療を行う精神科も同様に考えられている。

医療関係団体からは、現行の配置標準では経営的観点から長期入院患者は必然的に増えるとの指摘があり、精神科医からは「人の手が足りないことは安易な患者さんの隔離拘束や投薬量を増やすことにつながる。今の精神科医療制度は患者が回復する道を閉ざしている」との指摘がある。精神病床の人員配置標準を一般病床と同等とするよう、国に求めること。

6) 介護老人保健施設には常勤医師が配置され、施設入所中はかかりつけ医から施設の医師に担当が変わる。施設入所者の医療費や薬代は利用料に含まれ、包括払いの医療が提供される。施設に常勤医師がいることから、外部の医師の施設への往診や入所者の外部の保険医療機関への通院において、初診料や再診料などの基本診療料及び医学管理料や検査、投薬などの特掲診療料は適用されない。

包括払いの医療には、患者には経済的メリットと表裏一体に、必要な医療の確保が難しいというデメリットがある。また、介護保険と医療保険は同時に使えないため介護保険の範囲内での医療となり、外部の医療機関を受診した場合は施設の紹介がないと自己負担になり、

基本的診療行為も医療保険が適用されないため全額自費払いとなる。

在宅医療を担う医師からも、常勤医師管理を理由とした制度の矛盾を指摘し、定額・包括報酬への批判と診療報酬の改善や医療提供の円滑化を求める声がある。介護施設（特に老人保健施設）入居者への医療提供に関する診療報酬の改善を、国に求めること。

## 〔2〕．安心できる医療保険制度の確立に向けて

### （1）保険診療について

1) 保険診療の縮小や混合診療の拡大は医療保険制度の崩壊にもつながりかねないことから、保険者、医療機関、患者の多様な意見があるとしても、これらを行わないよう国に求めること。

2) 社会保険や国民健康保険を含め、原則3割負担となっている窓口負担の軽減を国に求めること。

### （2）国民健康保険について

1) 財務省では、保険者努力支援交付金の事業費分の低調な執行を理由とした予算縮減や、高額医療費負担金を廃止して負担分を都道府県に付け替える動きがあり、最終的に被保険者の負担増につながる懸念される。

県はこうした動きに反対を表明するとともに、国保への補助削減につながるあらゆる動きに対し、全国知事会にも働きかけて中止を求めること。

また、都道府県単位化に向けたワーキンググループにおいて、全国知事会は国保への1兆円の投入を求め、3,400億円にとどまらず追加投入の合意があったとされる。そもそも国保制度改革後も国保の構造上の問題が解決されたとは言えず、国庫負担金の引き上げこそ本来的かつ安定的に国保制度を維持する保障である。

国保の保険料負担率を社会保険並みに引き下げするため、政府の次年度予算編成に向けて国庫負担の引き上げを求めること。

2) 国保の保険料負担率は被用者保険と比べて高いことから、県としてあらゆる努力を講じて保険料の引き下げを図ること。また、剰余金が発生した場合は、次年度保険料の引き下げに活用すること。

3) 今年度の保険者努力支援制度の都道府県分の評価指標では、「法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一」に40点の高い配点を与えている。国は「赤字」と位置づける「決算補填等を目的とした法定外繰入」の削減のため、マイナス評価を導入して赤字解消を進めてきたが、市町村指標も都道府県指標も、評価は前年度より厳しさを増している。

加算減算双方向での評価は、国調整交付金の大幅な削減など正当な理由があって歴史的に「決算補填等を目的とした法定外繰入」を行ってきた神奈川県の実態を無視したものであり、マイナス評価は補助削減につながり保険料の引き上げを誘発することから、あらためて強く国に中止を求めること。

4) 県の国民健康保険事業状況によれば、市町村一般会計法定外繰入は国保都道府県単位化実施前の2017年度は市町村合計317.1億円であったが、2020年度は171.9億円と54%にまで減少し、実施自治体であっても一人あたり繰入額は、例えば横浜市は2021年度予算額は9,727円と、2019年度から3年間で3分の2に減少している。この削減がなければ保険料をさらに引き下げられたことは、容易に想定される。

市町村一般会計法定外繰入のうち国が決算補填目的等に分類する部分について、国のガイドラインはあくまでも技術的助言であると厚労省自身が説明してきたが、実態として削減が強制されてきた。

県は前年も「決算補填等を目的とした法定外繰入金は、本来国保の被保険者の保険料から賄うべき費用を広く住民全体から徴収しているものであり、削減すべき費用」と回答したが、国保法第1条にあるとおり国保は社会保障制度であり、国民皆保険制度の土台、医療保険制度

の最後の砦とも言われている。県の認識の根底には受益者負担の思想があるが、こうした理解に立てば県の認識は疑問である。

県や市町村の医療費助成制度も、子どもや障がい者、ひとり親家庭など特定の層だけが利益を受けるが、財源はその地域の住民の税金である。しかし、対象外の住民から批判の声は聞かない。政策的重要性や必要性が認識されているからだと考える。

特定の住民を対象とした補助や税金投入の是非について、県は政策的必要性があることを認識し、考えを改めるべきである。

なお、保険者努力支援制度等の財政措置で誘導し「決算補填等目的の法定外繰入」の削減を進め、市町村の政策的判断を認めない国の姿勢は地方自治の否定につながるものであり、県は追随すべきでない。

他の公的医療保険制度と比べて、『収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえない』と、適切な認識を示している神奈川県であるからこそ、国が十分な財政措置を取るまでは「決算補填等目的の法定外繰入」を認めるべきであり、財政的理由があるにしても、段階的削減目標を国保運営方針から削除すること。

5) 国は、「保険料水準の統一」とは「同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準」と説明し、都道府県ごとだけでなく二次保健医療圏ごとの統一も可能として、これを推進するとしている。

県の国保運営方針では現時点では統一保険料水準とする環境は整っていないとしつつも、「将来的な保険料水準の統一を目指し、保険給付と保険料負担が見える化することで、県内の医療提供体制の均質化や医療費適正化の取り組み等を進め、県内の保険料負担の平準化を図る」と明記し、統一に向けたロードマップなどを検討するとしている。

「受益と負担の見える化」によって「所得水準が高い地域の加入者には高い保険料負担を課す」ことや、「医療提供体制が充実していたり高齢者が多いなど医療費が高額な地域には、医療給付が高い地域として高い保険料負担課す」ことを、「平等な保険料水準」と捉えることが懸念される。

国は所得水準と世帯構成の2つを「保険料水準の統一」の要素としているが、県が想定する「保険料水準の統一」についての定義を明らかにすること。

6) 憲法の要請から、保険料（税）においても応能負担原則や生計費非課税の原則が求められることは論を待たない。しかし、現行国保制度では保険料算定方式は応能割と応益割で構成され、このため神奈川県の標準保険料率の算定は3方式（所得割、均等割、平等割）で行われている。

この応益割部分が、応能負担原則と矛盾する。なお、所得割についても、世帯主が被用者保険などに加入している場合は疑似世帯主として所得が合算される。世帯主にとっては被用者保険の保険料と合算所得に相当する部分の国保保険料の二重払いとなっており、厳密には所得割も応能負担原則と矛盾している。

政策的に高額医療費制度があるものの、受診時には一部負担金が徴収され、医療を頻繁に使えばそれに比例して自己負担が増える構造になっている。医療費水準の問題は一部負担金の徴収に吸収されており、保険料水準に加味する必要はないと考えられる。また、応能負担原則とも相容れない。

したがって、「保険料水準の統一」を進める場合には、国保は社会保障であることを念頭に置き、応能負担原則に十分配慮すること。

7) 被用者保険の保険料は一定程度所得に応じた構造となっており、被扶養者の保険料は発生しない。後期高齢者医療保険料は、均等割はあるものの、本人所得のみに応じた所得割となっている。

国保では低所得者の保険料軽減が拡充されてきたが、市町村独自の条例減免制度も併せて現行の減免制度では不十分であり、抜本的改善が求められる。国庫負担の増額を前提として、国保の保険料算定方式が応能負担や生計費非課税の原則に貫かれたものとなるよう、国に制

度改善を求めること。

8) 国保の18歳未満の子どもに対する均等割をなくすよう、国に求めること。また、県内市町村においても均等割の廃止や軽減を図るよう、県として助言すること。

9) 財政安定化基金は「保険料の収納が不足する市町村に対する貸付・交付や、県の国民健康保険に関する特別会計において見込みを上回る給付増が生じた場合に繰入れ等に活用」（厚労省保険局長通知・保発 0508 第8号/令和2年5月8日）するとあり、県も活用できるが、国保運営方針は市町村への貸付・交付を中心とした記述となっているため、国保運営方針に県への繰入に関する事項を追記すること。

また、財政安定化基金は国費によって造成されるもので、2022年3月末の基金残高は325億8,440万7千円だが、予算編成時には見込めない給付費の増大が発生した場合でも十分に対応できるよう、国に国費の増額を求めること。

10) 本年4月から財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与され、都道府県が事業納付金の著しい上昇抑制等に充てることが可能となった。すでに県の国保運営方針に2018年度から2023年度までの財政安定化基金（特例基金）の段階的活用（合計20.4億円）が明記されており、今回の措置は特例基金の効果と類似するように思えるが、神奈川県社会保障推進協議会の調査によれば、今年度の医療分の保険料率は17市町村が所得割か均等割か平等割を引き上げており、支援分と介護分を含む保険料額としては、所得200万円・45歳・単身世帯の場合、11市が引き上げとなっている。

市町村国保の保険料上昇をより強く抑制するため、今回の措置を有効に活用して事業納付金の年度毎の上昇を抑制すること。

11) 保険料（税）の収納対策に関し、生活を阻害し営業を妨害するような強権的収納対策は行わないよう市町村への助言・指導を強め、差押えの中止や執行停止処分の実施などを含め、収納対策と一体的に丁寧な相談と必要な支援を行うよう、引き続き全市町村に助言・指導すること。

12) 神奈川県国保の被保険者総数の約4割を占める横浜市は被保険者証の有効期限を2年とし、横浜市、平塚市、小田原市は短期被保険者証の交付を取りやめ、資格証明書も12市町村（横浜・鎌倉・平塚・小田原・南足柄・大磯・中井・山北・開成・真鶴・愛川・清川）が交付しておらず、不交付が拡大している。

同一の神奈川県国保内で、市町村によって資格に関して被保険者が異なる扱いを受けることは問題である。国保は社会保障であり、受療権の保障を強めるこうした先進的な事例を神奈川県国保内の標準とするよう、県内市町村に指導・助言すること。

13) 政府はマイナンバーカードと被保険者証の一体化を前倒しで進めるため、この10月に「2024年度秋に保険証の廃止を目指す」と表明した。

骨太方針2022では「2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す」としていたが、日本は国民皆保険制度あることから、「原則廃止」から「一律廃止」への転換は、法律上任意とされてきたマイナンバーカードの取得を事実上強制するものである。

マイナンバーカードの保険証としての利用は昨年10月から本格運用となったが、登録者は全人口の約2割に過ぎず、導入した医療機関からはシステムのトラブルが報告されており、技術的にも問題があり、拙速な義務化を図るべきではない。また、組合国保を運営している団体からは、組織の運営にとって深刻な悪影響を及ぼすとの強い懸念が出されている。

患者も国民もオンライン資格確認を求めておらず、必要性がないどころか、医療関係団体が行った医師・歯科医師へのアンケートでは、約8割が保険証の原則廃止とオンラインでの資格確認の義務化に反対したとの結果が出ている。

したがって、保険証の廃止を強行すれば混乱は必至であり、マイナンバーカードと保険証

の一体化及びオンライン資格確認の原則義務化の撤回を強く国に求めること。

14) コロナ禍による収入減少を除き、多くの市町村の保険料(税)独自減免制度は、「著しい所得の低下」を要件としている。そもそも低所得世帯は著しい所得変動はないことから、“使えない”減免制度となっている。生活保護基準の130%以下の世帯を対象とする減免制度の普及を図ること。

15) 国保法第58条第2項があるにも関わらず、国保組合にはある傷病手当の制度が、市町村国保では行われてこなかった。国保加入者の構造は大きく変化したが、令和2年度の市町村国保の世帯主の職業は、被用者が33.2%を占めている。また、自営業16.6%、農林水産業2.3%を合わせ、就労している世帯主は5割以上である。

傷病手当金を市町村国保の通常の制度とするよう、財政措置も含めて国に求めること。また、今後も恒常的制度として傷病手当金の支給を継続するとともに、事業主にも適用するよう、県内市町村に助言・指導すること。

16) 国保中央会の令和2年度市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書によれば、神奈川県の特典健診受診率は25.7%で、全国47位である。

県は効果も測定できない未病関連事業を行っているが、未病関連予算すべてを大胆に保健事業に振り向け、特定健診や特定保健指導に強いインセンティブを与える県独自の財政措置を講じ、市町村国保の特定健診の受診率の向上を図ること。その財源を活用し、市町村とも連携して健診受診料の無料化や減額に取り組むこと。また、特定保健指導の実施率を引き上げるために、県内の実施機関を拡充するなど、基盤整備を進めること。

17) 県内国保組合が行う特定健康診査、特定保健指導の事業に対する補助制度を維持すること。併せて、補助単価を実際の健診費用に見合うように引き上げること。

18) 県内国保組合において、個人事業主や零細事業主が多く加入する国保組合の特性から、保健事業は保険者が主体となって実施している。国保組合が実施する保健事業を評価し、補助単価を引き上げること。

19) 国保組合でも18歳未満の子どもの均等割の減額に準じた措置が取れるよう、国に財政支援を求めること。

### (3) 後期高齢者医療制度について

1) 一定所得の後期高齢者の窓口2割負担化について、その影響は370万人(加入者の約20%)に及ぶとされ、受診抑制が強く懸念される。一方、それによる現役世代の負担軽減効果はわずか月額30円程度に過ぎず、明らかに高齢者の医療費抑制を狙った措置に他ならない。

県は高齢者の医療を保障する立場に立ち、傍観することなく、国に対し中止するよう強く求めること。また、全国知事会や全国後期高齢者医療広域連合協議会にも働きかけ、中止の実現を図ること。

2) 県後期高齢者医療における保険料負担率は、制度開始当初(2008年度)の10%から今期(2020~21年度)は11.41%へと増大した。上昇を抑えるため、国に対し国庫負担の増額を求めること。

3) あらゆる財源を活用して後期高齢者医療保険料の引き下げを図るよう、引き続き県広域連合に助言すること。

4) 保健事業の推進は、後期高齢者医療においても本来的な医療費の低減に結びつくとともに、保険料負担や現役世代の負担の軽減にも資する取り組みである。全国平均よりも低い健康診査受診率の向上や、特定健診の推進や歯科検診の対象拡大など、引き続き効果的な取り

組みを行うよう、県広域連合に助言すること。

5) 短期被保険者証は滞納者へのペナルティーとして使われることが懸念されるため、受療権を保障する観点から短期証の交付は中止するよう、県広域連合に強く助言すること。

6) 新型コロナウイルス感染症を除く通常の独自減免制度（条例減免）について、減免申請は少なく、低所得者にとって「使えない減免制度」となっている。生活保護基準 130%以下を対象とした生活困窮減免制度を創設するよう、引き続き県広域連合に強く助言すること。

7) 口腔ケアの重要性を鑑み、後期高齢者医療広域連合における歯科健診に関し、協力歯科医療機関に留まらず、希望する県内すべての保険医療機関が実施出来るよう取り計らうこと。なお、この歯科健診は国庫補助事業であり、歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による嚥下性肺炎等を予防するものである。したがって、歯科健診を毎年受けられるよう、制度の改善を県広域連合に助言すること。

### 〔3〕．医療費助成制度や補助制度の拡充に向けて

#### （1）県の3つの医療費助成制度全般について

1) 県の小児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度の3制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限を撤廃すること。

県は「制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村と協議を行いながら定めたもの」との回答を繰り返してきたが、県内市長会、町村会から毎年改善の要望が出されていることから、県の回答には道理が無い。多くの障害者団体からも要望が出されていることから早急に制度の改善を図ること。

2) 対象年齢と補助率の引き上げは市長会や町村会からも重点要望として出されており、政令市からは「同じ県民税を払っているのに補助率が低いのはおかしい」との意見が出ている。

市町村の医療費助成制度の格差を解消する手立ての一つとして、3つの医療費助成制度の市町村への補助率を全市町村とも2分の1とすること。

#### （2）小児医療費助成制度について

1) 中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度を早期に創設するよう、引き続き国に求めること。

2) 通院の医療費助成において、高校卒業までの大井町を含め、県内では新たに湯河原市を含め32自治体（2022年4月1日現在）が中学校卒業までを対象としている。全国では18の都府県が9歳児、12歳児、15歳児、18歳児まで、対象年齢をひき上げて実施しており（2019年度）、県として助成対象を直ちに就学前から中学校卒業までに引き上げること。

3) 市町村の小児医療費助成制度において、一部負担金導入の動きが広がっている。医療費助成制度の福祉的性格を否定するものであり、低所得世帯ほど受診抑制が引き起こされる。市町村が一部負担金を導入しないよう協議すること。

なお、県制度が通院助成を長期にわたり就学前までとしていることと、県がはじめに一部負担金を導入したことが大きな要因であり、「助言する立場にない」などと静観する態度は許されない。広域自治体として県内の子どもに責任を負う立場から「助言」すべきであり、制度施行当初の市町村への補助率を見ても、県には道義的、財政的責任があることを銘記すべきである。

#### （3）重度障害者医療費助成制度について

1) 重度障害者医療費助成制度の対象を通院・入院とも精神障がい者2級まで拡大し、精神障がい者1級の入院助成を早急に実施すること。そのため、各市町村にも働きかけること。また、県は重度障害に相当するのは精神障がい者1級としているが、2級であっても医療の

必要性は変わらないと当事者団体は指摘している。精神障がい者2級の通院助成を先行するなど、段階的な対象拡大も含めて検討すること。

なお、精神障がい者の生活実態調査を実施するとしたことは評価できる。調査結果を精神障がい者への支援策拡充につなげること。

2) 市町村の障害者医療費助成制度の格差解消に向け、県の重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改名し、県内の市長会・町村会も求めている助成対象の拡大や市町村補助率の引き上げなど、県制度の拡充を図ること。

3) 療育手帳B判定の方の多くは、障害基礎年金2級の支給額と工賃の合算で月収は10万円を下回ると指摘されており、膀胱直腸障害3級・4級の方を助成対象にするよう、切実な要望も寄せられている。必要であれば前述の措置や市町村協議を進め、これらの方々を助成対象に加えること。

#### (4) 高齢者の医療費助成制度の創設について

1) 後期高齢者医療費窓口負担が2022年10月から2倍化されるが負担が大きく悲鳴が上がっている。直ちに1割負担に戻すこと。さらに、廃止を国に求めること。高齢者医療費助成制度を復活し、70歳から74歳までの医療費窓口負担を1割とするよう国に求めること。また、県として、せめて清川村のように補助制度を設けること。

#### (5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について

1) 国が眼鏡購入費の補助制度を創設するまで、県内の子どもたちが等しく眼鏡の購入ができるよう、県として眼鏡購入費の補助を行うこと。また、コンタクトレンズについても補助の対象に盛り込むよう、引き続き国に求めること。

2) 心臓病と重度心身障害が重複している成人先天性心疾患は、入院できる施設がなく在宅診療を受けなければならない。県として酸素飽和度を測定するサチュレーションモニターやバッテリーなどの購入費を助成すること。

3) すべての新生児が健康の成長するために（障がい克服の機会を平等に提供するために）新生児の聴覚障害検査の補助金制度を充実させること。

4) 新生児聴覚検査機器整備事業補助金の対象となるすべての医療施設に対し補助金を受けられるようにすること。また検査の場所に関わらず補助金を受けられるようにすること。

#### (6) 妊婦健診への助成について

1) 神奈川の妊産婦健診の公費負担は全国最低レベル（2018年47位）である。経済的な負担が大きい年代でもあるため妊産婦健診が無料になるよう市町村と協調して助成を拡充すること。

### [4] 安心できる介護保険制度の確立に向けて

#### (1) 介護給付費抑制策からの転換

1) 要支援1・2の介護保険外しにとどまらず、要介護1・2の家事援助についても本人の希望を前提として地域支援事業に置き換えられる仕組みの導入、利用料原則2割負担化やケアプランの有料化など、制度改正の多くが介護給付費抑制策に端を発していると言っても過言ではない。

介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図るなど、誰もが安心して利用できる介護保険制度を確立するよう、国に強く求めること。

#### (2) 1号被保険者の介護保険料について

1) 全国の65歳以上(1号被保険者)の介護保険料(全国の月額加重平均)は、第1期2,911円から第8期(2021~2024年度)は6,014円と約2倍になった。第8期における65歳以上の神奈川県内自治体の介護保険料基準額は6,028円であり、第7期からの保険料基準額の伸び率は5.1%となり、国の伸び率2.5%の2倍にのぼり、全国最多の伸び率になった。

65歳以上の方で災害・所得減少などにより介護保険料の納付が困難な場合には、減免制度があることを周知し、また、新型コロナウイルス感染症による減免制度の周知も徹底し、申請者にしっかり支援すること。

次期の保険料の抑制を図るため、国25%としている公費負担割合を大幅に引き上げるよう、国に求めること。

2) 公費負担分のうち都道府県分と市町村分は各12.5%とされているが、国庫負担が増額されるまでは、市町村とも連携して、県独自にも保険料負担軽減や低所得者対策を図ること。また、介護利用料についても低所得者への軽減措置を制度として確立するよう、国に求めること。

3) 市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、あらためて市町村に周知すること。

### (3) 低所得者への利用料負担助成について

1) 県として、低所得で介護保険サービスの利用が困難な人に、利用料の一部助成を行うこと。千葉県船橋市では、生活保護以外の単身世帯で年間収入150万円以下かつ資産350万円以下の場合、訪問介護や訪問看護、通所介護や地域密着型介護などの利用料の40%を減額している。先進自治体を学び、県として独自制度をつくること。

2) 世帯全員が住民税非課税で年金収入が80万円以上の施設利用者には「補足給付」が適用され、所得区分「第3段階」として食費負担額は月2万円に抑えられてきたが、2021年8月から所得区分「第3段階」を二つに区分する見直しが行われた。年金収入120万円を超える第3段階②の該当者は、食費負担が月2.2万円引き上げられて4.2万円となったため、年間の負担増は26万4千円にもものぼる。負担増となったのは、年金収入が月10万円から12万円程度の人たちである。

これらの人たちは、食費、居住費、介護度に応じた利用料、介護保険料として、毎月約6万円は負担している。介護保険以外の実費などは月約2万円かかり、その上に食費2.2万円の増額は支出超過になりかねない。

補足給付の見直しによる利用料の大幅な負担増への軽減を行うこと。この利用料の軽減制度を周知し、申請者に負担軽減を図ること。

3) 補足給付の見直しによって負担増となった県内の該当者数を明らかにすること。また、補足給付の削減による高齢者への影響を調査することについて、必要に応じて検討するとの回答だったが、調査を実施したのであれば結果を公表すること。未実施であれば、いつ実施するのかを明らかにすること。

4) 市町村が、特に生計が困難と認める者への社会福祉法人などによる負担軽減措置に対する補助を増額するよう、県として対策を講じること。

5) 補足給付の申請に関し、資産要件の追加が実務的負担(預金通帳の写しや金融機関調査の同意書の提出など)や利用者負担を招いている。資産要件の撤廃を国に求めるとともに、県内では弾力的運用を図ること。

### (4) 介護報酬に関して

1) 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには、基本報酬の底上げが必要である。介護報酬の10%以上の引き上げを行うとともに、それを利用料・

保険料に跳ね返らせないため、国庫負担を増額するよう国に求めること。

#### (5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

1) 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化(要介護3以上)が行われたが、認知症や障がい者、介護者がいない又は介護者が高齢又は病弱であるなどにより支援が期待できないなど、やむを得ない事由がある要介護1・2の方は特例的に入居が認められている。直近の特例入所件数を明らかにすること。

また、関係機関や事業所にこの趣旨を周知し、はじめから該当しないと受付を拒否されることがないようにすること。

加えて、介護報酬の関係から要介護4以上に入所を限定する施設があり、補足給付の見直しによる負担増から退所を余儀なくされる深刻な事態も生まれている。入所制限や負担増による退所の実態について、直近の状況を明らかにすること。要介護度を理由に退所を迫ることがないように、市町村や事業者徹底すること。

2) 県内の特養待機者数は12,983人(2022年4月1日現在)と聞く。第8期かながわ高齢者保健福祉計画では3年間で約3,400床を整備し、2023年度に約42,150床とすることを目標にする計画だが、各市町村の実態を把握し、申請後1年以内の入居を目標に、国有地や県有地の活用を含めて、市町村と連携して整備・増設を進めること。

3) 災害時や緊急時の対応も想定し、医療施設と連携している介護老人保健施設や介護医療院において人工透析患者も入所できるよう、県が財政支援を行なって透析治療が可能な設備や施設を一定程度併設すること。

#### (6) 自治体の新総合事業について

1) 新総合事業のサービス類型は、市町村によって異なる。新総合事業に移行する前の、介護予防給付に相当するサービスを受けている状況を把握すること。希望する人には継続して受けられるようにすること。従来のサービスの質を下げないで継続すること。要支援者として総合事業を利用し、その後要介護に変わった人に、従来の継続したサービスの受給権を保証すること。

2) 介護認定申請を優先的に保障するよう、市町村に指導・助言を行うこと。また、基本チェックリストの対象者には要介護認定申請を推奨する文書やチラシ等を必ず配布するよう、市町村に指導・助言を行うこと。

3) A事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬単価を設定する必要がある。県内市町村の新総合事業の単価を検証し、サービス内容に応じた適切な単価となっているかを把握し、市町村への指導・助言を行うこと。

#### (7) 介護職の確保と処遇改善について

1) 介護職のスキルと専門性、高齢者や障害者の尊厳と人権を守る職務の重要性を正に評価するよう、社会的な位置づけを明確にすること。

2) 介護人材の不足が公的介護保険制度の存廃を脅かす重大問題となっている。2020年、「介護保険20年」に際して読売新聞が行なった自治体向けアンケートに、9割の当局が介護保険制度を現行のまま維持するには「困難」と回答したが、その理由の1位は「人材や事業所の不足」だった。介護現場では若い職員の離職や志望者の減少が続き、深刻な人手不足が起きている。ヘルパーの年齢構成は60歳代以上が4割を占め、80歳代のヘルパーが現場の重要な戦力となる一方、20歳代のヘルパーは全体の4%に過ぎない。ケアマネジャーの資格試験の受験者は激減し、合格者は最高時の10分の1に減っていると聞く。こうした事態の最大要因は、介護従事者の過酷な労働環境と低い処遇である。

2022年2月から9月まで、介護職員の収入を3%、9,000円程度引き上げる措置を実施し

たが、看護師の賃金増の対象は基幹病院に勤める人に限られ、介護施設で働く看護師は除外されるなど、大きな不公平と問題を生んでいる。10月以降について、介護報酬で行うとされているが、介護報酬の引き上げは利用料や保険料に跳ね返る。これ以上の負担増を課すべきでないことから、国費の投入での対応を行うことと、職員の配置基準の引き上げを国に求めること。

3) 介護職員だけでなく、すべての介護従事者の賃金を全額公費負担により全産業水準まで引き上げるよう国に求めること。

4) 介護職員の処遇改善加算は、2012年度介護職員処遇改善加算、2019年度特定処遇改善加算、2022年2月からの補助金と要件がそれぞれ異なり、複雑で実務が大きな負担になっている。複数ある処遇改善加算要件の簡素化を図るとともに、申請手続きの実務負担の軽減を図るよう、国に申し入れること。

5) 訪問ヘルパーの処遇移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、訪問ヘルパーの処遇は特に劣悪である。県として賃金引き上げに向けた具体的対策を示すこと。

6) 事業所が介護職員処遇改善加算を取れない主な理由として、「事務作業が煩雑」、「利用者負担の発生」、「対象の制約のため困難」の3つが挙げられている。

利用者の負担増を招かないよう、処遇改善の財源は介護保険と別枠で交付するよう国に求めること。介護職のみならず介護事業所に働く労働者も対象として、賃金を引き上げるよう国に求めること。

7) 介護職の養成校では、深刻な定員割れが続いている。利用者の希望を踏まえながらケアプランを作成するケアマネージャーも、資格試験の受験者や合格者が激減している。

受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校への支援策を実施すること。介護職の処遇改善等が前提ではあるが、県内の高校生等に介護職場の魅力を普及する取り組みを引き続き行うこと。

## (8) その他介護保険制度全般に関して

1) 国は療養病床の介護医療院への転換を推進している。しかし、医療療養病床から転換した場合は施設基準が下がる。また、国の介護給付費抑制策の下では特養同様に入所制限が設けられることも想定される。しかも、現在介護職不足であり、国が謳うサービスが十分に給付される保障はない。療養病床の介護医療院への拙速な転換は控えること。

2) 同一事業所による高齢者と障がい児者のサービスを可能とする「共生型サービス」が2018年度から行われているが、介護や障がい福祉はそれぞれ異なる専門性が求められる分野である。専門性の担保、担い手の処遇、サービス単価の水準等を適正に確保すること。

3) 介護利用料の3割負担化に関し、すでに負担増により制度から排除される利用者も出ており、県として利用料の引き下げを求めること。また、利用料の原則2割負担化は検討され始めている。介護を利用できなくなる恐れがあるため、国に中止を求めること。

4) 介護保険料を一定期間滞納した場合、給付抑制の措置が取られる。要介護認定自体が介護サービスの必要性を証明しており、身体や日常生活の維持に介護サービスが欠かせない利用者にとっては、生存権さえ脅かされる事態となる。年金給付の引き下げなど、そもそも「収入の公平」を保障せずに「負担の公平」だけを問題にすること自体が論外である。

介護サービスが受けられないことで重度化することがあってはならない。親身になって生活支援を行うとともに、介護保険料の減免制度や利用料の軽減を受けられるよう支援すること。

5) ケアマネジメントにおける利用者負担の導入（ケアプランの有料化）、要介護1・2の生活援助サービス等の地域支援事業（自治体事業）への移行などが、たとえ見送られたとしても検討されている状況に変わりはない。

これらはどれも負担増や介護認定と介護給付の抑制、徴収強化などに結びつくものであり、介護保険制度の大改悪であることから、こうした制度改定は行わないよう国に強く求めること。

6) 療養介護施設の入所者募集にあたり、医療的ケアの程度が重い人を排除しないよう、対策を講じること。

7) 65歳以上の障がい者に対する介護保険制度の優先原則を機械的に適用しないよう、市町村への指導を強めること。

8) 看護師同様に、ヘルパーなどの介護職においてもハラスメント対策が必要である。訪問介護における利用者・家族からのハラスメントを防止するため、ハラスメントが起きた場合の対応をヘルパー等の研修項目に加えること。

事業所の管理者をはじめ職員の研修を実施し、ハラスメントを許さないという認識及び対策を共有するなど実効性のある対策を講じること。コロナウイルス感染症の関係で大勢での研修が無理ならば、オンライン研修など、工夫して実施すること。

#### 〔5〕．高齢者福祉の充実に向けて

1) 老人福祉法に基づく措置制度は残されている。虐待被害や社会的孤立など、複合的な困難を抱える、いわゆる「処遇困難」の高齢者を救済する責任は引き続き自治体が負っていくこと。

2) 県の高齢者福祉施策を検討する上で、また、災害時の避難対策や防災上も重要と考えられることから、市町村が独居高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行うよう、市町村に指導・助言すること。

3) 県は事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、市町村や警察、消防と連携した地域見守り活動に関する協力体制づくりに取り組んでいるとのことだが、未締結の市町村があれば市町村と連携して締結に向けて取り組むこと。

4) 高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯において、緊急事態や災害時に外部に連絡でき救助を求められる機器等の設置について、市町村を支援し助成措置を講じること。

5) 災害級の熱中症が急増し、6月27日から7月3日の1週間で14,353人が救急搬送されたと総務省が発表した。搬送者のうち最も多いのが65歳以上で、全体の58,2%を占めた。

エアコンのない人は猛暑の中でいのちの危険にさらされながら生活しなければならず、エアコンが故障していたり電気代の高騰で使用を自粛する高齢者も少なからずいるため、生活困窮する高齢者世帯に対し、エアコンの購入又は修理する場合の費用の助成を行うこと。併せて、電気代の助成を行うこと。

6) 高齢化に伴い難聴者が増えている。放置すると日常生活や社会生活に支障をきたし、認知症を発症するリスクが高まる。補聴器は高価なために購入する際の補助を求める声が高くなっており、多くの自治体が補助制度を創設している。

県において、高齢者補聴器購入費助成を創設すること。また、高齢者の健康診査事業の中で、聴力検査を行うこと。購入の際、医療費控除が受けられるよう聴力専門医のいる病院を周知すること。

#### 〔6〕．公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて

以下の事項は、県民である高齢者にとって切実な要求である。県民の暮らしを守るという点から、神奈川県として国や関係機関に求めること。

なお、県は公的年金に関わる要望に対し、ここ数年一括回答を繰り返してきた。日本は皆年金制度であり、公的年金は老後の生活保障である。要望を真摯に受け止め、各項目ごとに回答すること。

1) 2022年度の公的年金の改定率は0.4%の削減となり、国民年金(満額)は月額64,816円に、夫婦2人の標準的厚生年金は月額219,593円に引き下げられたが、この10年間では実質6.7%もの削減となっており、高齢者の生活を脅かしている。

コロナの影響、ロシアのウクライナ侵略によるガソリンの高騰などの物価高、円安による輸入品の高騰など、生活に必要な物品が大幅に値上げになっていることから、年金の引き下げをやめ、物価高騰に見合った年金の引き上げを国に求めること。

2) 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。また、国民皆年金制度に相応しく、無年金者に対し救済措置を講じること。

3) 国民年金は基礎年金と位置づけられているが、厚労省の令和元年度厚生年金保険・国民年金事業の概況によれば、厚生年金の平均受給額が146,000円であるのに対し、国民年金の平均受給額は56,000円と低く、基礎年金だけの加入者の場合は51,000円とさらに低い。

国民年金だけでは、特別養護老人ホームの入所さえままならない。最低保障年金制度の創設を待たず、国が財政措置を講じて国民年金の給付額を引き上げるよう、国に求めること。

4) 年金生活者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。

5) 年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、実務的利便性の問題ではなく受給権や生存権の侵害である。年金からの天引きを中止すること。

6) 年金積立金は被保険者の大切な財産であり、高いリスクを伴う株式運用はやめ、安全な運用に努めること。

## [7] . 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて

### (1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について

1) 生活保護基準は国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、他の制度の基準ともなっている。生活保護に係わる裁判などで、生活保護費の引き下げが憲法違反との判決も出ていることを踏まえ、これ以上の生活保護基準の引き下げを行わないよう、県として明確に国に要望すること。

2) コロナの影響、ロシアのウクライナ侵略によるガソリンの高騰などの物価高、円安による輸入品の高騰など、生活に必要な物品が大幅に値上げになっていることから、物価高騰に見合った生活保護費の引き上げを行うよう国に求めること。

3) 高齢加算を復活させるとともに、削減された冬季加算を元に戻すよう、国に要望すること。

4) 受診の度ごとに福祉事務所に医療券の発行を求めなくても済むよう、医療証制度を国に要望すること。

5) すべての生活保護世帯でエアコンなどの購入費と設置費用を生活保護の適用とするとともに、エアコンが壊れた時の修理や買い替え費用も、「住宅維持費」として認めるよう国に求めること。また、国がすべての必要な世帯へのエアコン購入を認めるまでの間、当該世帯へのエアコン購入への援助を県独自でも行うこと。

6) 夏の気温上昇によって、猛烈な暑さとなった。また、エアコンの設置が進んでいる状況から、夏の光熱水費が増加しているため、夏季加算を設けるよう国に求めること。

## (2) 生活保護制度の改善・充実について

1) 生活保護申請時の扶養親族照会の対応が一定程度改善されたが、まだ不十分である。本人が扶養親族照会を希望しない場合は、本人の意向を尊重すること。また、国にもさらなる改善を求めること。さらに、この点の周知を県内19市にも徹底すること。

2) 生活保護の申請は国民の権利である」という立場から、ケースワーカーの法的知識や支援力の向上、生活保護利用者の人権を尊重した支援を図るための研修を重視すること。また、一人あたりの担当世帯数が過重とならないよう、ケースワーカーを増員すること。

3) 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害であり、やめること。また、親族による扶養を前提としないこと。住宅扶助の引き下げに基づく転居の強制等を行わないこと。

4) 無料低額宿泊所について、適切な監査を実施し、消防法・建築基準法の適合状況及び居住者の生活実態・利用状況などについて調査を行うこと。

入居中の劣悪な待遇については、改善指導を厳しく行い、入居者の生活が守られるようにすること。また、利用者の転居希望の有無、と転居が実現しない理由等について定期的に調査を行い、自立支援を促進すること。

## (3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について

1) 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、任意事業について実施していない県内自治体もあり地域格差が生じている。地域格差が生じないように、財源確保を含め各自治体への働きかけや援助を強めること。

2) 子どもへの学習支援は、個別のケースによって時間・場所・実施方法に工夫が必要であることから、経験の交流や研究などにおいて県が役割を果たすこと。

3) 自立支援事業を実施した場合でも、自立困難なケースについては、生活保護制度から排除されることが無いよう運用に留意するよう求めること。

4) 駅等の公共的施設において、生理用品を無料で常備できるよう事業を継続拡大すること。

## [8] . 障がい者福祉の充実に向けて

### (1) 障がい者の差別解消に向けて

1) 「当事者目線の障害福祉推進条例」が制定され、障がい者の権利条約の精神などが盛り込まれたことなどは評価しており、今後障がい者に係る制度が充実することが望まれる。しかし、今回の条例制定の過程では、障がい当事者を含む検討委員会が設置されなかったことは、当事者の参加という点では不十分である。今後、計画の見直しなどが行われるが、見直しには障がい当事者が参加する検討委員会を設置するなど、障がい者の参画を保障すること。

2) 「当事者目線の障がい福祉推進条例」には、計画の策定や体制の整備など、今後の課題が残っている。これらの具体的な課題については早急に取り組むとともに財政的な措置を講じること。

3) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の不提供の禁止」の具体化に関し、事例集を作成し公開しているとのことだが、その周知と広報が不十分である。ホームページだけでなく、障がい者の方の利用施設や商店街などをはじめ、すべての事業所に知らせるとともに、広報やポスター

等を掲示し直接県民にわかりやすく周知すること。

4) 障がいのある方への差別解消に関する事例集では、合理的な配慮の提供について掲載しているが、差別があった時の解消のための方策、行政としての相談窓口を紹介するとともに行政が差別解消のために取り組んでいる内容を掲載すること。

5) 障害者差別解消法や「ともに生きるかながわ憲章」などの主旨を生かし、障がいに対する理解を深めるよう、県職員等が障がい者支援の現場で、短期間でなく一定の期間支援を行うなどの体験実習を行うこと。

6) 身体障がい者と知的障がい者だけに適用されている神奈川県内の「バス運賃割引制度」を精神障がい者に対しても適用するよう、神奈川県バス協会に強く働きかけること。また、県としてもバス会社に対する補助制度を創設するなど、積極的に取り組むこと。

## (2) 障がい者への経済的支援の強化について

1) 在宅重度障害者手当の対象を拡大し、金銭的支援を充実すること。特に、障害者差別解消法に抵触する65歳以上ではじめて障害者手帳を取得された方を対象外とする措置は、廃止すること。

2) 肢体不自由者が地域で自ら住みたい場所を選択するためには金銭的な保障が必要である。グループホームなど、障害サービスとして利用料が低く抑えられる施策を使わず、一般賃貸住宅での居住を希望する方が安心して暮らすために、一般の賃貸住宅の家賃補助制度を創設すること。

3) 「グループホーム等利用者地域支援事業」は市町村によって実施していないところがあるので、県として市町村に実施するよう促進すること。また、県として補助率の拡充、政令市、中核市も対象にするなど、補助制度の拡充を図ること。

4) 市町村が実施している福祉タクシー制度は、市町村にばらつきがあるので、県として補助制度をつくり財政的支援を図ること。また、県内共通利用について、県の支援を強めること。

## (3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて

1) 障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書が当事者の意向に沿った計画となるよう、相談支援専門員の増員計画を示すこと。

県として相談支援専門員が増えない要因を調査し、公表すること。また、相談支援専門員の育成や増員に向けた助成措置を講じるとともに、相談支援専門員がサービス利用計画の作成など専門員の仕事に専念できるように、報酬を引き上げるよう国に求めること。さらに、相談機関の増設を市町村に働きかけること。

2) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。これは、合理的配慮の不提供であり、差別であることを県として明確に市町村に伝えたとともに、県として市町村任せにせず、県の責任で事業所設置の促進や人材確保を図り、どこに住んでいても、いつでも利用できるようにすること。

3) 移動支援サービスについては各市町村の規則などで利用制限が付けられているが、このような制限は障がい者の社会参加を狭めることになり、合理的配慮の不提供になりかねないため、この制限をなくすために標準規則を変えるよう国に求めること。また、財政的な支援の拡充を国に求めること。

4) 障がい児の放課後等デイサービス事業所への報酬を引き上げ、質の向上を図りながらも

事業が存続できるように支援を強化すること。

5) あはき業をはじめ自営している視覚障がい者は、ガイドや手伝いをする人を雇用すると経費がかさむため、健常者と対等に事業運営ができない実態がある。

2020年度から重度障害者等就労支援特別事業が新設され、自営業における介助や通勤の支援が、地域生活支援事業の対象範囲に含まれていることを市町村に周知し、事業の対象を拡充するよう働きかけること。また、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するためのアシスタントを配置するための補助制度を新設すること。また、国に対して制度化を働きかけること。

6) 重度障害者等就労支援特別事業が新設されたが、地域生活支援事業のため、市町村によってその対応にばらつきがある。市町村に対して実施をするよう働きかけるとともに、県として財政的な支援を図ること。

7) 日常生活自立支援事業は社会福祉協議会が実施主体となり、判断能力の不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービス等の利用援助を行うもので、障がい当事者やその家族の高齢化が進む中で、社会からの孤立を防ぐためにも益々必要とされる事業である。

県は、利用者契約数1人あたりの算定額の増額や生活保護受給者1人あたりの算定額の増額を行うこと。また、市町村によって支援内容に格差が生じており、市町村の社会福祉協議会は厳しい財政運営を余儀なくされていることから、県は市町村にこの事業の整備・拡大を働きかけること。

#### (4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

1) 湘南東部福祉圏域では医療型障がい児入所施設及び療養介護事業所、県央福祉圏域では医療介護型施設が不足している。県として入所調整だけではなく、希望者の入所を可能とするよう施設の増設を図ること。

2) 在宅の重症心身障がい児・者が通える医療的ケアに対応できる通所施設を増やすとともに、その通所施設がショートステイも可能となるように施設の充実を図ること。

在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるショートステイのベッドが、これまで県が支援しているにも関わらず不足している。

原因を明らかにし、ショートステイが利用できるように早急に改善を図ること。また、これらの事業が国の交付金制度だけではなかなか進まないことから、これらの事業を市町村任せにせず、県独自の支援策を講じること。

3) 肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に確立すること。

肢体不自由者(重症心身障がい者含む)のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障がい者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。

#### (5) 障がい者施設の役割と職員体制の拡充について

1) 県立の障がい者施設は地域の障がい者福祉の中心となるとともに、民間で受入れ困難な利用者の受入れや職員の支援の質の向上、職員の労働環境の改善にとって欠かすことのできないものであるため、これ以上民間に移譲しないこと。

2) 当事者目線の障害福祉推進条例が制定された。障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会報告書の内容が、施設職員に高度な専門性とチームでの支援の重要性が示されている。この内容を達成するためには県立施設における職員の人材確保と育成、職員体制の拡充を図る必要がある。施設職員の体制強化に向けて取り組むこと。

3) 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会から報告書が提出され、様々な意見が出された。その中には施設職員の労働状況についての記述もあった。また、当事者目線の障がい福祉推進条例でも就労実態の把握が盛り込まれたことから、施設職員の労働時間や夜勤の状況、賃金実態を含めた労働状況や職員配置などを職員からの意見聴取を含め、実態調査を行うこと。現場の声を反映するように取り組むこと。

#### (6) 障がい者施策に関わる市町村への支援について

1) 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域生活支援が進んでいない。計画の目標設定にも課題があることから、地域での受け入れ態勢の充実、退院する精神障がい者の人数、長期入院者の減少数などを目標数値とすること。また、この事業をすべての市町村が実施できるように県として積極的に支援し、県独自の助成措置を講じること。

2) 県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、「神奈川県障がい福祉計画」の整備目標を達成するために、市町村への情報提供だけでなく、県として財政支援を含め積極的に支援すること。

3) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、グループホームの改修費用、家賃及び運営費等の補助について、県独自の補助基準を引き上げること。また、県の補助は市町村との協調補助なので、市町村に対して県と同じ補助基準をつくるよう働きかけること。

#### (7) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって

1) ライトセンターの施設改修については、小規模改修の負担を県が責任を持つように基本協定を見直し、県として進めること。また、最低賃金も毎年上昇していることから、指定管理の期間内であっても指定管理料の増額を図ること。

#### [9] . 未病関連事業予算について

1) 未病関連事業は抜本的に見直すこと。未病関連事業に使っている予算を介護予防や特定健診、特定保健指導、がん検診など、これまで市町村が、既存の法体系で取り組んできた施策の充実のため県単独の支援策を設けること。

2) 8年以上未病の概念の普及に取り組んでいるが、県民に浸透しているとは言えず、普及する意味はほとんどない。ほぼ同様の意味で使われてきた介護予防や健康維持という言葉に変え、市民に分かりやすい事業名とするとともに、事業内容を見直すこと。

### << 4 >> ・雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて

#### [1] . 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

##### (1) 労働者保護行政の強化について

1) 労働者の権利を守り労働環境を改善するために、かながわ労働センター及び各支所の体制をさらに強化すること。労働相談の周知・活用を図ること。

2) フリーランスや個人事業主も、神奈川労働センターにおける労働相談の対象となり得ることを広く周知すること。労働者にあたるか事業主にあたるかの判断については、定義のみに縛られることなく、実態に即した対応を図ること。

3) 労働法規を遵守するよう、啓発・助言を強めること。県が違法行為を行う企業を把握した際は、労働基準監督署と連携し、是正を図ること。

4) 企業規模を問わずパワハラ・セクハラなどの人権侵害や、それらが横行する職場を根絶すること。労働施策推進法等に地方自治体の責務が求められていることを踏まえ、宣言どまりではなく実効力ある取り組みを実施すること。また、「ディーセントワーク条例」を視野に入れた施策を進めること。また、パワハラ禁止規定を国に求めること。

## (2) 企業への指導・啓発について

1) 県内争議の早期解決のため、労働委員会決定の履行も含め、助言、あっせんなどの働きかけを強めること。

2) 非正規労働者を含む労働者の安易な退職勧奨や解雇、雇止めを行わないよう、地域経済への影響という観点からも、企業や事業者に対し働きかけを強めること。

3) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどについては、雇用対策の一環として事前公表させること。

4) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどについては、「高度な経営判断」に委ねることなく、県民に寄り添った自治体の高度な判断による対応を行うこと。県としても情報を収集し関連機関と協議しながら、地域への影響を最小限にとどめるため、必要な働きかけを行うこと。

5) 改正労働契約法の趣旨に反するような有期雇用労働者の雇止めが生じないよう、情報収集や事後対応にとどまらず、労使間の話し合いの円滑化・啓発・打開の働きかけを強めること。調査・指導権限がないことを理由に国任せにせず県民の暮らしを守る観点からできることを探求すること。

## (3) 労働法の基本的知識の周知について

1) 高校、専門学校、大学など学校教育において、労働のルールを学ぶ機会をさらに確保し、充実させること。また、コロナを理由として配布が中断された高校生用の働くルールのパンフを充実させ、引き続き私立学校を含むすべての生徒に確実に配布し、教育委員会とも連携して、内容の理解を促進させることが必要である。

県労働センターで行っている神奈川労働大学講座や、学校、組合等に出向く出前労働講座の取り組みは貴重であるが、学校の参加は年間 30 数校と聞く。講師として県職員に加えて、労働相談を豊富に行っている労働組合や社労士等の力も借りるなどして回数を増やし、学校に対して広く参加を促すこと。

2) 労働手帳の配布とともに、労働者に広く労働法などの基礎知識を知ってもらうよう工夫すること。

## (4) 職業技術校の拡充について

1) 職業技術校は、県内各地域に適正に設けられていることが必要である。昨年の回答には、関係団体からの意見を踏まえ統合、ということであったが、これは神奈川職業能力開発審議会や、職業能力開発推進協議会と、二校化を前提として意見交換したものであり、学校の集約が求められたものではない。県民からは、通いやすいところに職業訓練の場を増やしてほしいという要望がある。現在の二校だけではなく、増設を図ること。

2) 2022 年 12 月完成予定の県立産業技術短期大学校西キャンパスの建て替え工事、代替施設利用については、今後も関係団体への丁寧な情報提供及び情報交換などを通じ、要望等をしっかり受け止めること。

3) 県立職業技術校について、訓練内容の充実を図ること。職業訓練の実効性を保つために、長期訓練についても訓練費用を無料とすること。また、引き続き支援制度・減免制度などに

ついて広く周知を図ること。

#### **(5) 企業誘致のあり方について**

1) 企業誘致の補助要件として多くの自治体が行っている一定の割合での「県内雇用や県内発注」など、県内経済の発展に寄与する要件を明記すること。また、誘致後も県内雇用の把握に努め、議会に報告すること。

#### **(6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて**

1) 直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールの確立を図ること。県内事業所に対しては、雇用確保と正規雇用の拡大に向けた支援策の充実を図ること。また、引き続き国に対し、非正規の正規化にとどまらず、正規雇用を基本とする法改正を行うよう求めること。さらに、県独自でも中小企業については、正規雇用の雇用確保・拡大に向けた支援策の充実を図ること。

2) 県内非正規労働者の実態把握（アンケートなど）に努め、条件を満たしているすべての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化に向けた啓発を強めること。普及啓発の取り組みを周知すること。

3) 例年雇用要請はしているとのことだが、雇用一般にとどまらず、正規雇用の必要性を理解してもらうことが要である。経済団体・企業などに、学卒者の正規雇用を増やすよう強く要請すること。

4) 就職も進学もせずに卒業した青年、及び正規雇用を望みながら安定した雇用に結びついていない「就職氷河期世代」について、県として状況を把握し、就職など生活の確立に向けた援助を行うこと。効果的な取組については広く周知すること。

#### **(7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて**

1) 過労死、過労自殺などを防ぐために、すべての労働者の年間総実労働時間が 1,800 時間以下となるよう、国及び県内企業に働きかけを強めること。また、不払い残業をなくし、年次有給休暇取得の取り組みを強めること。

2) すべての県民が健康で文化的な生活をするためには、最低賃金「時間額 1,500 円以上」の実現が必要である。回答にあるように、決まった最低賃金を知らせるだけでは県民の暮らしを守れない。神奈川県としても最賃法の遵守だけではなく、中小企業支援と一体の最賃の大幅引き上げを国・神奈川労働局に強く働きかけること。

#### **(8) 高齢者の労働環境改善に向けて**

1) 企業に対し、「年金の全額支給まで雇用を継続する」よう、また年齢による賃金などの労働条件差別をやめるよう働きかけること。高年齢者雇用安定法に規定する高齢者団体に対し、支援を強化すること。

#### **(9) 障がい者雇用の促進に向けて**

1) 障がい者雇用の促進するため、国と連携して障がい者雇用の支援策を引き続き拡充すること。また、県として独自に財政支援策を充実させること。

2) 県として、障がい者雇用を引き続き促進させること。とりわけ知的障がい者や精神障がい者の雇用に留意すること。障がいの特性に合った業務内容とすることをはじめ、補助者やジョブコーチの配置など、障がい者が働きやすい環境を引き続き取り組みを強化すること。

3) 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、引き続き国基準を上回る職員の県単加配を継続するとともに、国基準の引き上げや予算措置の拡充を国に求めること。空調設備

をはじめ、施設設備の老朽化対策を実施すること。

4) 県の部局において、仕事を発注する際には、障がい福祉サービス事業所等への優先調達や業務委託を行う事業所を優先する旨を明らかにすること。また、指定管理者においても、上記の要件を堅持すること。

#### (10) 外国人労働者について

1) 外国人技能実習制度に関する昨年度の回答は回答漏れが多々あり、基本、コピーペーストされているので、真摯に回答するよう求める。

外国人技能実習制度は劣悪な低賃金代替労働となっている深刻な実態があり、技能実習生への人権侵害が後を絶たない。逃亡や行方不明者も多く、諸外国からも批判を浴びている。県として、この制度の改善を強く国に求めること。

適正な労働条件を確保するために、外国人雇用主に対する適正な労働条件を確保するセミナーへの参加を義務づけること。個別ケースに応じた働きかけを強めるとともに、啓発にとどまらず、母国語の労働手帳を発行し、すべての外国人労働者に配布すること。

2) 外国人労働者と外国人実習生、外国人学生の就労の実態について調査し、賃金・労働条件等の改善、労働保険や社会保険加入などについて、明らかにすること。また労働者等からの相談を受けやすいよう、労働センターの対応言語を現状の4カ国語から増やしていくこと。HPへの母語によるアクセスを可能にすること。

また、現行の地域協議会が果たしている役割を示すために、取り組み状況・把握内容などを明らかにすること。

3) 現在の外国人労働相談や地域協議会だけでは十分な対応と言えない、行政機関だけではなく、法律家、労働関係者や学者などをメンバーとする協議会等を設置し、関係機関とも連携しながら、外国人専用の労働相談や個人紛争救済をサポートすること。

4) 神奈川県が国家戦略特区として行っている外国人家事支援人材事業は、セクハラ、パワハラなどが生じやすい分野である。外国人就労については、人権侵害や労働条件の不履行などが懸念されると度々指摘してきた。案の定、多数が雇用継続されず、行方不明者まで出している実態が社会問題となっている。この事業の中止を国に求めること。

5) 外国人家事支援人材事業について、第三者協議会の事務局を務める神奈川県の責任は重大である。需給バランスや雇用状況についても実態把握と対応が必要である。課題を抽出する当該労働者へのアンケートを実施、公表し、この事業を検証し、問題を解決すること。

6) 第三者管理協議会は、会議が2021年2月以来一度も開催されていない。家事支援外国人労働者の人権擁護を図るため、サポート体制を整えること。

かながわ労働センターで苦情を直接受けると回答されているが、昨年の相談実績はゼロ。労働者に手渡される労働相談のカードに記された相談先は特定機関となっている。労働者が安心して相談できる窓口ではない。かながわ労働センターの窓口の他に、利害関係のない相談先を記載すること。

神奈川県第三者管理協議会に関しては、一昨年、行政機関以外の参加はなじまないとの回答を受けているが、行政には率直に語れないという場合も想定され、リアルな実態を把握するため、法律家団体・労働団体・女性団体などの意見を聞く場を設けること。また、相談実績を公表すること。

#### (11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と従事する労働者の適正な賃金の確保へ

1) 長年の要望である公契約条例の制定について、先行事例の調査を行っているとのことだが、その分析と評価を明らかにすること。また、その評価を含め、公契約条例制定に向けた態度を明らかにすること。検討の進捗状況を明らかにすること。

2) 積算要領を作成している清掃業務をはじめとして、他の委託業務においても、「公契約に関する協議会」が示した「一般業務委託の積算等のルール化」の趣旨を踏まえた適切な積算とすること。

3) 県発注事業や委託業務において、労働者に支払われた賃金の実態調査を引き続き行い、不適切な事例に対しては改善の働きかけを行うこと。

4) 県の委託業務に関わり、委託先が変更になった場合など、県が進める公共事業の場において労働者に不利益が生じる事態を招かないよう、誠実な対応を事業者に求めること。また、委託先変更などの場合も含め、労働者に不利益を生じさせないよう「労働関係法規の遵守」の徹底を図ること。

## **[2] . 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を**

### **(1) 中小企業への支援強化に向けて**

1) 企業誘致や海外進出支援以外に、固定費の一部補助など、現在県内において雇用を維持している中小企業支援を強化すること。そのために、中小企業向け予算を大幅に増額すること。

2) 中小企業支援のため、県が発注する公共工事や業務委託などに県内の中小企業や小規模事業者への発注割合の目標を設定し、引き続き促進を図ること。発注達成率、地元優先発注や分離分割発注の度合い等、施策の実施状況を県民に周知するとともに、議会に報告すること。

### **(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について**

1) 「神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」を中小企業と小規模事業者に区分し、業種別の実態把握を行うこと。小規模事業者については、とりわけ丁寧な把握を行うこと。

コロナ感染症の影響により中断している本調査再開時においては、国が行う調査に倣うのではなく、県内の実態を反映できるように工夫すること。とりわけ消費税増税に伴う複数税率やインボイス方式導入の影響も含め、社会保険料、国民健康保険料が経営に及ぼす実態を把握できるよう、設問を工夫すること。

2) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」においては、審議会の委員についても個人事業者を含む小規模事業者とりわけ零細事業者の枠を拡充すること。

審議会に分科会を設けることや、モニター制度を用いること、パブリックコメントを周知し、小規模事業者の意見を恒常的に反映できる仕組みをつくり改善につなげること。

### **(3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について**

1) コロナ禍と物価高騰で中小企業経営は大きな困難が生じている。循環型地域経済への転換という点からも、賃金や社会保険料の補填など、県として中小企業対策を強めること。

神奈川県の今年度の最低賃金は31円アップし、1,071円に改定されたが、中小企業にとっては賃上げは相当厳しい状況にある。とりわけ小規模企業に対してビジネスモデルの転換の有無に関わらず、直接財政支援を行い、国に対しても抜本的な対策を求めること。

2) 経営基盤の弱い小規模企業や小規模事業者には、県の取引業者も含め、実態調査の上、下請け二法の順守を働きかけるとともに、適正な取引のためのガイドラインを設けるなど、単価と労働時間の水準が確保されるよう対応すること。「下請け駆け込み寺」を広く周知し、下請取引適正化推進講習会を再開すること。

3) 県独自にモノづくり補助金や、小規模事業者が使いやすい支援制度を創設すること。そのためには、売上減少のみを要件とするなど、利用しやすいものとする。

また、公金を用いた制度を商工会議所などを通じ運用する場合には、会員限定の取り扱い

を行わないことを条件とすること。協力金対象事業者のみならず小規模企業経営は困難な状況にある。「神奈川県小規模事業者支援推進事業費補助金」を再開すること。

#### (4) 融資制度の改善について

1) コロナ禍の下、経営困難な事業所は増加している。税金滞納・事故・赤字決算など困難な事例を抱える事業所に対しても、融資から排除することなく、滞納があっても融資への道を閉ざさず、中小企業支援の金融機関と連携し、融資できるようにすること。また、金融機関のコンサルタント機能を含め、経営支援体制を強めること。

2) 県独自の債権放棄による経営再生をめざす制度融資損失補償施策を、引き続き実施すること。2022年度はコロナ関連の借入金の返済が始まっている。経営状況に一層の厳しさが見込まれるため、県独自の直接融資制度を創設すること。

#### (5) 異業種連携活動事業への支援について

1) 国及び地方において、この間異業種交流グループの実態調査が行われていないが、神奈川県内の交流・連携グループ活動の実態調査を行うこと。

一昨年来、実態調査を行う必要性が認められないとの回答であるが、中小企業基本法第18条においても「中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備」が謳われている。この点について、連携の推進、組織の整備について県の認識を示すこと。

2) 「神奈川異業種グループ連絡会議」が、神奈川、東京を主体として全国の中小企業に参加を呼びかけ、2003年に設立した「まんてんプロジェクト」はかつて県がその意義を認め支援をしていたものである。こうした歴史的経緯を踏まえ、「まんてんプロジェクト」をはじめ、異業種連携グループへの恒常的支援を行うこと。

3) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所は、東京圏、大阪圏などの産業技術研究施設に比べて、職員数などの体制が弱いとの指摘がある。体制と運営の強化を図ること。また、横浜市、川崎市、相模原市の研究施設とも連携を図ること。

県立の組織であり運営交付金を措置しているK I S T E Cが政令市の研究施設と連携できているか、K I S T E C任せではなく、実態を把握すること。

#### (6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて

1) 小売・サービス業への経営支援として、商店街の魅力を高めるため抜本的に予算を増やし、空き店舗と空き地活用などとともに新規開業を支援する仕組みをつくること。

2) 小規模事業者の事業承継は、地域にとって大きな課題でもある。事業承継がスムーズに行われることは、小規模事業者が事業への展望を見出すための大きな要素となる。県として事業継承を引き続き支援すること。

3) 空き店舗対策にとどまらず、商店街の活性化、後継者対策は従来から切実な課題であったが、コロナ禍と光熱費高騰で影響を受けた深刻な実態も追い打ちをかけている。地域経済の振興に結びつく「まちなか商店・店舗・工場リニューアル制度」を創設すること。

4) 商店街振興施策（商店街等プレミアム商品券支援事業・商店街等再活性化支援事業）等の申請数が少ない。広く周知すること。

5) 入札に適さないような小規模事業については、高い技術力を持つ小規模事業者の仕事興しのために、学校や県民利用施設などで小規模修繕など行う場合には、県内でいくつかの自治体が行っているように、特例として小規模修繕契約希望者登録制度を県がつくること。

6) 広く小規模事業者を支援するため、小規模事業者を対象とした県の住宅リフォーム助成制度を創設すること。市町村と連携して全县に広げること。また、情報提供にとどまらず、市町村リフォーム助成制度に対して補助すること。

7) 神奈川県は県内中小建設業者の優先発注の拡大に努めているとのことだが、引き続きその姿勢を堅持し、下請発注に際しては県産材・県内資材などの優先利用や地元の工務店・大工等地元業者への優先発注を拡大すること。県産材・県内資材等の優先利用についての現場説明書への記載などの検討結果を回答すること。

### **(7) 大型店出店から地域の商店街を守る施策について**

1) 大規模小売店舗立地法は、大型店が出店する際の商店街などへの評価は対象になっていない。また、住民の生活環境などへの影響評価も、交通事情やごみ収集など一部に限られている。商業環境や交通、生活環境全般に関する観点から出店規制を行うこと。住民説明会は十分な周知期間と回数を確保すること。

2) 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」には大企業者の責務として「中小企業の振興に対する大企業者の理解」について定めてられている。

生活環境への配慮をしていけば、地域的な需給状況への影響は考慮しなくてもいいとする大規模小売店舗立地法 13 条は、地域の商店などに大きな影響を与え、地域経済の健全な発展を阻害し、ひいては生活環境の悪化も免れない。大規模の小売業の健全な発達もそれと引き換えに小規模な小売業が衰退することを看過していいものではない。共存するために、「地域的な需給状況を勘案することなく」と記されている第 13 条は、地域の発展を願う自治体の立場とは相容れないものであり、廃止するよう国に働きかけること。また、近隣商店との話し合いを働きかけ、適切な商業調整を行うこと。

3) 街の商店など中小零細事業者は、地域住民の日常生活の支え手としてだけでなく、お祭りや種々の行事など地域の文化の担い手としても重要な役割を果たしてきた。その事業者が、大型店の出店で廃業を余儀なくされるなど重大な影響を受け、ひいては地域の衰退にもつながっている。

買い物難民対策にもなる循環バスの運行や地域振興の枠組みへの参加など、大型店に地域貢献を働きかけ、地域振興基金の枠組みを設けて大型店に財政的支援を要請するなど、県として地域振興策の拡充を図ること。

## **[3] . 食料主権と食の安全を保障し、持続可能な農林水産業の実現を**

### **(1) TPP・EPA・日米貿易協定について**

1) TPP、日欧 EPA、日米貿易協定などは自由化の水準を WTO 農業協定から格段に広げ、わが国の農業の存立基盤をいっそう掘り崩すものである。遺伝子組み換え食品の「貿易促進」、食品検疫の簡素化、食の安全基準の統一なども盛り込まれており、食の安全が脅かされる懸念もある。

県内農業と食料主権を守るため、TPPからの離脱、日欧 EPA の解消、日米 FTA の中止を国へ要望すること。

### **(2) 食料自給率の向上について**

1) 気候危機やコロナ禍に加えてロシアによるウクライナ侵略が重なり、世界は「第二次大戦以降、最悪の食料危機」に直面している。そのような中、日本の食料自給率は、カロリーベースで 39%、本県は 2% という結果となっている。

国の「食料・農業・農村基本計画」を早期に実現するために、食料自給率の向上を国政の柱に据えるよう国に要望することと併せて、本県でも食料自給率向上を施策の柱に位置づけること。特に、県の都市開発により、これ以上、農地が減少しないようにすること。

### (3) 都市農業振興のために

1) 農地は積極的に「保全すべき」ことを明確に打ち出した都市農業基本法の理念を定着させるため、固定資産税、相続税における課税評価において、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にすることと併せて、農作業場や屋敷林、市民農園なども農地に準じた課税とするよう国に要望すること。

2) 都市農業推進事業費は、神奈川県都市農業推進条例の基本理念である「市街地及びその周辺にある農地の保全」を推進するために重要な事業であり、農業者にとって活用しやすく継続を求める声があがっているが、活用している自治体が7市と少ない。県内自治体に活用を促すとともに、予算の拡充を図ること。

3) 神奈川県都市農業推進条例に記載のある農業経験の浅い後継者や新規就農者、高齢農業者を含めた中小規模農業者や女性農業者など、多様な農業の担い手確保は重要な課題である。こうした担い手に対し、施設・農機具等、更新・修繕費用の補助制度を創設すること。

4) 農業者、特に中小家族経営や兼業農家、新規就農者の所得向上と経営の安定化を図るため、農産物の6次産業化推進に向けて、地域に農産物共同加工施設が設置できるよう、県は新たな支援策を構築するとともに、人材育成や商品開発を充実させること。

5) 小規模農産物直売所の設置は、本県農業の多数を占める小規模農家の経営を支援し、6次産業化と販売を含めた環境づくりの一環として重要である。都市農地保全支援事業の補助要件を緩和するなどして、県として小規模農産物直売所の設置を支援すること。

6) 特定生産緑地制度について、引き続き県内自治体や各種団体と連携し、生産緑地所有者への周知徹底と丁寧な意向確認を行うとともに、申請者の利便性に配慮した対応を行うこと。

7) 市街化区域内農地の固定資産税の負担が年々上昇する中、町に対し都市農地の必要性を改めて周知の上、生産緑地制度の導入を継続的に働きかけること。また、町が推進できるよう財政的支援を国に働きかけること。

8) 業者開設型の市民農園に関しては、業者が農家に負担を強いる例がみられることから、都市農地貸借円滑化法第9条の規定で三者協定を締結する必要がある。

県においては、この三者協定に農地所有者と実施主体の費用負担及び役割分担等についてあらかじめ規定しておくことを推奨すると同時に、国に対し、業者と農家の費用負担や役割分担など、農業委員会等への報告義務を設け、法の運用に一定の拘束力を持たせるよう働きかけること。

### (4) 農業基本政策について

1) 国連がSDGsの達成には家族農業・小規模農業の役割が欠かせないとして、国連「家族農業の10年」をスタートし、国の「食料・農業・農村基本計画」においても家族・小規模農業が評価されている。

本県における農業経営の97%は、専業や兼業など違いはあっても大小多様な家族経営である。家族農業・小規模農業を存続させるために、経営継続補助金のような使いやすい制度の創設を国に求めるとともに、県としても財政措置も含めた支援策を講じること。

2) 国連「家族農業10年」(2019~2028)で4年目を迎えている。その中で家族農業は「ジェンダー平等」と「女性農業者の指導性の発揮」を中心に捉えている。そのためにも土地や生産手段の取得、相続や融資を受ける権利などを含め、女性に対するあらゆる差別をなくすことを積極的に進めていくこと。

3) 農業従事者の高齢化、長時間労働の実態改善に向けた農業に従事する女性の健康・意識

(男女共同参画、高齢化・後継者問題、母性保護、休暇の取り方、直売・加工所問題など)の調査を実施すること。また、国が調査したデータから神奈川の女性就農者の状況を抽出し公表すること。

4) 農林水産省の調査では2020年に締結した「家族経営協定の取り決め」では「農業経営の方針決定」が96.1%と高くなっている一方「生活面での役割分担(家事・育児・介護)」は42.6%となっており、家庭的責任が女性に集中している実態がみられる。

受けられる制度上のメリットや女性の仕事と家事・育児の二重負担軽減についての周知やアドバイス相談等への体制を強化し「生活面での役割分担」の取り決めが進むよう啓発すること。また、締結時の支援を強化すること。

5) 女性の農業進出促進支援事業(女性の農業進出支援、女性農業者ステップアップ支援事業等)の実施状況を明らかにすること。広報と受講後フォローアップすること。また、各種研修において「第5次男女共同参画基本法計画」や「かながわ男女共同参画プラン」を学ぶ機会を設けること。

6) 種子法廃止の県内の影響を正確に把握すること。他県では条例を制定し、これまでと同様の取り組みができるように位置づけている。

県としても将来にわたって安定的に供給が図れるよう、現状の要領・要綱にとどまることなく条例を制定し、県独自に原原種や原種の生産に責任を持つ姿勢を明確にすること。種子法の復活を国に求めること。

7) 種子の「自家増殖」の原則禁止を打ち出した、種苗法が「改正」された。国連総会が採択した「農民の権利宣言」は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めている。それに反する種苗法の「改正」の撤回を国に求めること。

8) 農業者は、農産物の生産のなかで農道や水路の整備、草刈りなど環境や景観を守り、災害を防ぐなどの多面的な役割も担っている国土の無償の管理人である。農業者のこうした労働を正当に評価し、水田・畑地・樹園地などに応じた所得補償を県として独自に行うこと。

9) 有機農業を飛躍的に拡大するために、神奈川県有機農業推進計画に基づいた取り組みに加え、安定した販路の拡大のために、学校、保育所、幼稚園、福祉施設などで有機食材が相応しい価格で採用されるよう支援するなど、県として独自の支援策を講じること。

また、環境保全型農業直接支払交付金を拡充し、交付額が減額されることの無いように国へ要望すること。

10) 荒廃農地の復旧、農地の荒廃防止のため、「農とみどりの整備事業」に関し、市町村や農業委員会と連携して推奨するとともに、国に対しても既存の国庫補助事業の採択要件を緩和するよう、引き続き働きかけること。なお、荒廃農地復活・利用、里山管理、鳥獣害対策を、広域かつ一体的に進めることを支援すること。

11) 耕作放棄地の基盤整備を、受益面積や農業振興地域内の青地、白地に関係なく実施できる新たな県独自事業の創設、又は既存制度の拡充を図ること。

12) 本県の農業人材力強化総合支援事業について、新規就農者の育成確保をさらに推進するために、新規就農希望者の研修先に農家を含める、親元就農5年以内の継承要件を緩和する、定年帰農者も活用できるようにするなど、要件の改善と拡充を国に求めることと併せて、実現するまでは県独自で予算措置を講じること。

また、認定農業者の増加につながるような財政支援を講じるよう、国に求めること。

13) 認定新規就農者と認定農業者の認定及び指導育成について、所管課が違い、市町村には

基本的に普及指導員がいないことから、県内部での調整と連携を図り、普及指導員を育成し配置すること。

14) 新規就農後の経営確立は、気候危機やコロナ禍、ウクライナ情勢の下で非常に困難な条件にある。農業次世代人材投資事業の利用期間の延長を国に求めることと併せて、県としても独自の定着支援を、財政措置も含めて具体化すること。

15) 地域農業や担い手の将来像を積極的に提案するため、国・県の施策を分かり易く整理したリーフレットを作成し周知すること。

16) 大型特殊免許について、希望者全員が早期に取得できるよう関係機関と連携し、当面の間、研修機会を拡大すること。

17) 農業技術の開発・普及は「先端技術」に偏るのではなく、農業者の蓄積された技術と科学を結び付け、持続可能な農業や地域の振興に重点を置くこと。

スマート農業における先端技術の開発・普及については、中小農家の経営に役立ち、農業者の所得が増大し、多くの農家が集落に残れることを基本に進めること。

18) 花きの振興については「神奈川県花き振興計画」に基づき、大船フラワーセンター、花とみどりのふれあいセンターの両県有施設を拠点とした取り組みを中心に据えること。

また、引き続き、国のジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業などを活用した取り組みも進めること。

19) 農地情報公開システムの整備やeMAFF農地地図への移行が遅れている農業委員会に対し、研修会などの支援や相談対応を行うこと。また、システムの更新費用については、引き続き必要な予算措置を国に働きかけること。

20) 農業経営基盤強化促進法の改正や、ガイドラインの通知などにより、業務量が増大している農業委員会の事務局体制を強化し、委員手当も引き上げるなど必要な予算措置を図るよう国に求めることと併せて、県独自にも支援を行うこと。

#### (5) 畜産業の振興に向けて

1) 飼料価格の高騰が続いているが、配合飼料価格安定基金は、飼料価格が高止まりする場合、高騰分の一部しか補てんされず、畜産経営が維持できない。高騰が長期化する場合、高騰前の価格を基準に補てんできるように制度の改善を国に要望すること。

2) 豚熱感染が発生した場合、埋設場所や処分方法などの迅速な対応に加え、発生農家が経営を継続し再建できるよう、互助会の上限単価引き上げや新たな補助制度をなどによる万全な経営支援策と伴走支援などのサポートを講じること。

また、近隣諸国で発生しているアフリカ豚コレラなどの家畜伝染病の侵入防止に向け、海外からの渡航者への検査の徹底など空港・漁港における検疫体制を強化し、水際対策を徹底すること。

3) 豚熱対策の強化を図るとともに、CSFワクチンの接種費用の補助を拡充すること。また、ワクチン接種による風評被害が起らないよう、県としても正確な情報提供に努め、国に対し対策の強化を求めること。

4) 畜産クラスター関連事業を活用して臭気対策に取り組む農場がある。事業採択要件の飼養頭数の増加による規模拡大は都市部にあっては厳しいものがあり、要件から外すこと。

#### (6) 林業の振興に向けて

1) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用をさらに促進するために、県としての支援策を周知、拡充すること。

また、「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」に則って基本方針を策定しているのは18市町(2022年4月1日現在)だが、県内すべての市町村が基本方針を策定するよう働きかけを強めること。

2) 大径材の活用が課題となっている。市町村が行う学校施設等の木造木質化に、大径材の有効活用を推奨すること。

3) 公的管理森林の返地後の荒廃を防ぐため、整備・管理を促進するための森林の現況等を把握する制度を創設すること。

4) ナラ枯れ対策について、効果的な予防対策が可能となるよう、予防対策手法の検討や低価格な予防薬剤の開発についての薬剤メーカーへの働きかけとともに、現行の森林病虫害等防除事業の予防対策に関する補助メニューを新設、拡充をすること。

5) 箱根町をはじめ、県内各地の森林ではナラ枯れの進行で景観が一変し、急傾斜地では集団化したナラ枯れによる土砂崩落の危険性も指摘され、住民や観光客から不安の声が寄せられている。県の技術支援や予算の増額と併せ、国に対してもナラ枯れ対策費の増額を要請すること。

6) 県内市町村統一の森林情報管理システムの導入のために、引き続き取り組みを推進すること。

7) 森林調査の委託業務においては落札価格が非常に低い水準になっており、委託業者の経営の安定化を図るため、森林整備のための調査についても低制限価格率を適用すること。

#### (7) 鳥獣被害対策について

1) 有害鳥獣の捕獲者からは、「埋設場所の確保が難しい」「焼却施設までの運搬の負担がおおきい」などの意見があるなど、有害鳥獣の処分が捕獲活動の大きな障壁となっている。有害鳥獣被害を減少させる捕獲活動を円滑に進めるため、焼却施設の増設や一般廃棄物での処分を可能にするなど、捕獲した有害鳥獣の処分方法を拡充するよう、市町村に働きかけるとともに、県としても支援すること。

2) 有害鳥獣被害額の実態把握のため、スマートフォンやインターネットなどを活用した迅速かつ簡便に調査する手法を早急に構築すること。

3) かながわ鳥獣被害対策支援センターによる鳥獣被害対策の強化を図るために、予算を拡充するとともに、県が主体となって市町村と連携し、生息状況や被害実態の把握と周知に努め、広域的な被害対策を行うこと。

4) 野生生物の生息域が拡大する中、鳥獣が住宅域に出没する事例を踏まえ、緊急時の対策や野生生物との共生の重要性について被害地域の住民に理解を求める一方、市街地に出没した際の緊急対応について、市町村と連携を図り的確な助言・指導を行うこと。

5) 野生動物の住宅地への侵入は、山の荒廃も要因となっている。県有林等大規模広葉樹林帯の伐採を制御し、鳥獣が里山に下りずに生息できる森林環境を整備し鳥獣と人との棲み分けを図ること。

6) 鳥獣による深刻な農作物被害の解消を推進するために、国では鳥獣被害防止総合対策交付金があるが、費用対効果分析が要件とされる。要件の見直しを国に要望すること。また、

広域行政として県の取組みが重要であるため、県単独補助である捕獲奨励補助金を拡充すること。

7) 鳥獣被害対策協議会を通じて、広域的な環境整備や防護柵設置が可能となるように対策を講じること。電気柵の助成、維持管理費の拡充など、引き続き防護対策の強化を図ること。

8) 意欲ある方が申請しても措置されない例が生じないように、農業従事者狩猟免許取得推進賛助金を拡充し、併せて有害鳥獣捕獲奨励金についても拡充すること。

9) 狩猟者の後継者不足を解消するため、若年層への働きかけを引き続き強化すること。

10) 狩猟免許取り消し者に関し、その理由を確認し、更新時期を失念したことが原因の失効の数を把握すること。また、失念による失効者で意欲のある方については、免許の回復措置を講じるよう、国に働きかけること。

11) 鳥獣の駆除を進めるためにも、ジビエ料理の普及に取り組み、産業として成り立つように広報や財政支援を図ること。

12) ツキノワグマ対策について、生息頭数の把握や早期注意喚起と対策が図られるよう、引き続きの対応強化を図ること。

13) ニホンザル対策について、専門職員による広域的な監視体制を充実すること。ニホンザル捕獲個体の研究機関への送致については、市町村事業推進交付金への組み入れではなく、予算措置を図ること。

14) ヤマビル対策について、効果的な環境負荷の少ない駆除剤の開発などの研究を進めること。ヤマビル対策を担うボランティアによる環境整備促進補助制度は、人件費も対象にするなど、拡充すること。

15) アライグマだけではなく、ハクビシンやタイワンリスなどの外来生物についても、防除実施計画を策定し、計画的防除を実施すること。また、それまで生息が知られていない地域についても、積極的に生息情報を収集すること。

16) 外来生物の防除や捕獲等の事業については、市町村事業推進交付金への組み入れではなく、予算措置を図ること。

17) 宮ヶ瀬湖、相模川水系で発生している、カワウによる漁業被害への対策を講じるための予算措置を行うこと。

#### **(8) 漁業の振興に向けて**

1) 漁場環境や生態系の維持、回復を図るなど、沿岸漁業が果たしている多面的な役割は大変重要であり、そのためにも、漁村経済の振興、生活環境の整備は欠かせない。共同で海業の再生等に取り組む集落を支援する「離島漁業再生支援交付金」のような制度を、県として独自に創設すること。

2) 担い手確保策として、若い新規漁業就業者に一定の期間、生活費を補てんする国の「経営体育成総合支援事業」は、一人前になるには交付期間が短すぎるとの声がある。県として、補てん期間の延長などの独自の拡充を行い、漁業への若い人の就業と定着を図ること。

3) 不漁続きで休漁・減船に追い込まれようとしている漁業経営に、資源が回復するか、魚種転換で新たな収入の見通しが立つまでの間、経営・生活が成り立つよう支援を行うこと。

また、新型コロナによる魚価の低迷、販路の喪失などに対して、漁業経営維持への支援と併せて、生産と流通機能の維持・充実を図ること。

4) 近年、三浦半島などで磯荒らしによる検挙数が多くなっている。密漁禁止の啓発活動を引き続き強化し、関係機関と連携して違法操業や磯荒らしなどの密漁行為の取り締まりを強化すること。また、プレジャーボートなど遊漁業者による漁獲に対する調整・協力を広げる制度を、県としてつくること。

5) 漁船が使用する軽油の経費は、漁業経営にとって相当な負担となっている。漁業経営を安定させ県民に対する水産物の安定供給に資するため、軽油引取税（地方税）の免税措置が2024年3月31日以降も図られるよう、恒久化の実現に向けて引き続き国へ要望をすること。

6) 本県の内水面漁協の多くは職員がいないなど体制が弱く、組合の維持運営を図る上でも、会計指導事業や定款・諸規程の整備等をはじめとする指導事業等は補助事業として不可欠であり、実施を継続すること。

7) 現在、検討協議中の大規模外洋養殖事業導入については、地元の漁業者の操業や漁獲量、海域の安全に悪影響を及ぼすことのないように取り組むこと。

## ＜ 5 ＞ ・ 防災と環境優先のまちづくり、

### 原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

#### [ 1 ] . 防災対策の強化

##### ( 1 ) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

1) 神奈川県耐震改修促進計画で掲げた耐震化率目標（耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物を2025(令和7)年度までにおおむね解消残り約7%)（旧耐震基準で建てられた沿道建築物のうち、必要な耐震性能が確保されたものの割合を2030(令和12)年度までに5割とする）の達成に向け、各市町村の状況を把握し連携を強めながら、県として主導的に取り組むこと。情報共有に限らず、財政的な支援を強化するために、市町村地域防災強化事業費補助金を増額すること。

2) 民有地の危険なブロック塀の撤去や改善、戸建て住宅の耐震診断・耐震改修や一部屋耐震化への補助やマンションの耐震診断への補助が、市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューとして制度化されているが、市町村と連携し、さらに促進を図ること。必要に応じて補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。

3) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS波浪計の設置と併せて、多種多様な沖合観測網の整備を進めるよう、引き続き国に働きかけること。

4) 2002年に指定された危険ながけ地約2,500カ所のうち、急傾斜地崩壊区域未指定箇所など安全性を確保できていない箇所が約900箇所あり、県民のいのちを守るためには早急な対応と大幅な予算増額が求められる。特に、県単独事業の整備を促進するために国に対して補助を求めるとともに、県としても予算の拡充を図ること。今年度の予算拡充は評価する。

近年の暴風雨による災害に対応するためにも、土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備を今まで以上に促進すること。

5) 地震時に液状化被害が発生する恐れのある宅地等の対策を進めるために、計画を策定すること。また、液状化被害が発生する恐れのある土地の説明について、宅地建物取引業法の重要事項説明に規定するよう国への要望に含めるとともに、土地の売買の際の説明事項とするよう、引き続き関係団体に働きかけること。

6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を終えたが、今後指定区域での災害防止対策が重要となる。対策を促進するよう土砂災害特別警戒区域内の住宅建替等補助制度や住居移転に対する補助制度を新設すること。また、他の自治体のがけ地近接等危険住宅移転事業の実態把握を行うこと。

7) 津久井湖及び相模湖について、企業庁が管理する用地に対する湖岸崩落防止対策の予算を確保し、強化・促進すること。また、これらの事業を住民に周知すること。

8) 近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。

本県は「かながわ気候非常事態宣言」を行い「神奈川県水防災戦略」を策定したが、今まで以上に対策を強め、県が2010年に策定した新セイフティリバー計画を前倒しで進めるなど、早期の対応を図ること。

9) 2015年4月に策定した「境川水系河川整備計画」は総事業費（県負担分）が約1,200億円と見込まれ、概ね30年間で実施するとされており、年間予算額の目安は40億円である。しかし、河川改修事業費が少ないことから、計画通りに事業が進むことは困難と想定される。県単独の予算を拡充し30年間で整備が完了するよう、整備計画の着実な推進と前倒し実施を図ること。

10) 2019年の台風19号により、県内でも水害による甚大な被害が発生した。河川内にある大木等により狭隘となり流れの妨げになっている箇所や、土砂が堆積して川底が浅くなっている箇所など、各河川の浚渫・整備を早急に行うこと。

11) 2021年7月の熱海市での土砂災害を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（通称「盛土規制法」）が、2022年5月に公布され、近々施行の見込みである。

県においても土砂条例を見直し、災害警戒区域など危険な土地周辺での盛り土の禁止や規制強化、運搬事業者への規制を含む事業者の責務と県などの責務を明記すること、立ち入り調査の強化など、二度と熱海市のような土砂災害の被害を起こさないように県の対策の強化を図ること。

## （2）防災体制の確立と住民の避難について

1) 市町村の常備消防や消防団体制の強化に向け、県として支援を強めること。市町村地域防災力強化事業費補助金については市町村の取り組み状況を把握し、補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。

2) 県内市町村の消防力について、消防力基準を満たしているか調査をすること。消防力基準に達していない市町村への支援の充実を図ること。消防力概況から読み取れる課題について回答すること。

3) 下水道事業において、下水処理施設の耐震化とともに津波対策、河川の氾濫、高潮などの対策を促進すること。

4) 寒川浄水場について、集中豪雨により城山ダムの放流などで、相模川の氾濫が懸念される。河川氾濫時の取水堰や浄水場の防災対応を引き続き図ること。

5) 水道管の耐震化を促進するため、水道管の交換に対する国の補助金要件を緩和し、交付金を拡充するよう国に求めること。

6) 災害避難所の不足について市町村ごとに把握し、市町村と一緒に早急に避難所の指定拡大に取り組むこと。また、避難所の設置場所についても見直しを行い、一時的な避難所、長期的避難所の設置について「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」の締結事業者を拡充し、ホテルや旅館を避難所とするなど避難所確保に努めること。避難所のあり方を見直すこと。引き続き国へ財政措置を求めること。

7) 災害時に一般の避難所で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所を、すべての自治体で小学校区に一つは指定すること。さらに、広域的な応援体制の確立や介護ボランティア養成などに、市町村と連携し県が主導的に取り組むこと。

8) 福祉避難所に限らず、一般の避難所もバリアフリー化を促進するため市町村を支援すること。

9) 避難所の運営については、ジェンダー平等の視点で見直しを行うこと。また、市町村が作成する避難所マニュアル策定から運営に至るまで性別年齢障がいの有無など多様な主体の参画を求めること。また避難所運営の実態を把握すること。

## **[2] . 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて**

### **(1) 県営住宅の建設と修繕等について**

1) 健康団地推進計画により、28 団地 7,000 戸の県営住宅の建て替えが 10 年間で行われることになったが、建て替えについては丁寧に住民に説明し、家賃が上がる場合には従前の水準負担になるように県独自の減免制度をつくること。また、建て替えについて、県有地の売却につながる P F I 事業を進めることをやめること。

2) 県営住宅建て替え時の余剰地の活用については、売り払いではなく、県営住宅を増やすことや福祉施設への貸し出しなど、県民要望に基づいた活用を図ること。

3) 空き家を募集に出すために必要なリフォームが進まない現状がある。必要なリフォーム予算を十分に確保すること。

4) 県営住宅の街路灯や階段灯などについて、省エネを推進するために更新時に限らず早急に L E D に変更すること。現状の外灯と L E D に更新した場合の電気量や料金の比較検討を行うこと。

5) 借上げ型県営住宅の契約切れについては、転居費の補助を行うなど、支援を強化すること。転居を支援する人がいないなどで転居が困難な高齢者や障がい者が入居している場合や希望する人には、県営住宅としての継続も含めて対応すること。

### **(2) 住宅政策の充実について**

1) 神奈川県として、民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」をつくること。また、生活に困窮する高齢者、障がい者、子育て世帯、若者に対しては、家賃補助や入居支援などの施策を講じること。

2) 高齢者に配慮した県営住宅の優先的提供の枠を維持すること。

### **(3) 福島原発被災者への住宅支援について**

1) 県内に避難している福島原発被災者に対し、国に長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、県営住宅に入居している世帯への家賃減免を行い、その財源を東京電

力に請求すること。

2) 福島からの自主避難者の状況を把握し、避難区域に限らず、応急仮設住宅の入居を希望する人には入居できるよう、必要な対策を講じること。

3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県営住宅に入居している被災者について、国が応急仮設住宅の提供終了を決定したときは、被災者が希望し公営住宅の入居収入基準を満たす場合は、公募によらずに当該県営住宅への継続入居を認めること。

### [3] . 水道事業の改善について

1) 水道事業を安定化するために、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに県がイニシアチブを発揮すること。

2) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は、中止すること。また、かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げ、海外展開へとつなげていく」という方針は、水道事業の民営化の受け皿づくりであり、民営化を促進するものであるため、直ちに改めること。

3) 県営水道料金の減免制度について、保育所、生活保護世帯に対する減免制度を復活すること。また、障がい者就労施設・障がい者グループホーム等への減免率を無償とすること。

4) 座間市と県企業庁との間で締結した 1978 年 10 月 12 日の配分水量に関する「基本協定書」、1993 年の分水に関する「契約書」によって、座間市は自前で安価な地下水ではなく、高い水を買わざるを得ない状況になっている。見直しを行うこと。

5) 県西地域の 2 市 8 町における水道事業については、県が各市町村の水道事業の課題解決に向け、人的にも財政的にも積極的に支援し、各市町村の要望に応えること。

6) 企業庁・公営企業資金等運用事業について、子育てや介護等の施設整備への政令指定都市も含めた拡充を図るなど、対象事業を見直し県民福祉の向上に役立てること。

7) 「水道システムの再構築」は、各水道事業者の施設を廃止し、広域水道企業団への依存度を高めるものとなっている。しかし、企業団の事業運営は県民の要望やチェックがしにくくなる欠点がある

今後の水道システムの見直しには各水道事業者の自主性を高める計画とし、住民の意見が反映しやすい運営体制を確保すること。

8) 地域の実情に合わせた水道事業を進めるためには、地域の水はできるだけその地域で水を確保するとともに、水利権を手放すことはやめること。災害時の対応としても分散型の水源確保、浄水場の確保が必要である。

9) 神奈川県営水道事業審議会における水道料金部会は非公開となっているが、利用者にとっては大きな関心事の一つであるため、早期に公開し、政策決定過程を明らかにすること。また、非公開にした理由が無くなった場合は、即時公開すること。

10) 水道料金については、特に生活にかかる水道については、料金の値上げにならないように取り組むこと。また、口径別の料金設定となる想定だが、生活に関わる水は安く設定し、事業に関わる水とは分けて設定すること。

### [4] . 環境対策の強化について

## (1) アスベスト対策の強化について

1) 県営住宅に住んでいた方が、アスベストが原因による中皮腫と診断され亡くなった。アスベストを使用した県営住宅にお住まいの方たちへの健康調査などを、県が責任を持って行うこと。

2) 今後、アスベストを使用した建物の解体増加が予想されるため、人員を増やし使用状況の調査、パトロールの強化、罰則の規定などで不適切な工事が行われないよう改善指導を強化すること。

3) レベル3のアスベスト建材の解体作業について、現状は作業内容の届け出義務がなく、飛散防止対策も不十分な内容となっている。

県の条例において、作業内容の届け出や飛散防止対策をレベル1、2と同様の規制ができるようにすること。

4) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行された。法の趣旨を踏まえ、県として推進体制を整備し、県計画を策定すること。

5) アスベスト含有建物の解体工事費用は多額になる。そのため、国に解体工事に関わる補助金の創設など、支援の強化を求めること。また、さらなるアスベスト対策の強化を国に求め、県独自でも補助を行うこと。

6) 吹付けアスベスト費は用途が限定されている上、補助の実績が少ない。利用しやすい制度にするよう国に要望すると共に、吹付けに限らず対象を広げ、補助額の拡充を行うこと。

7) 全国で行われているアスベスト訴訟において、原告の主張がほぼ認められ、国として救済制度をつくることとなった。健康被害を受けた方の対象範囲を広げるよう、国に求めること。

## (2) かながわ気候非常事態宣言の具体化について

1) 県の「地球温暖化対策計画」の全面的な見直しは、可能な限り早期に全面的に見直しすることとともに、CO<sub>2</sub>の削減目標を日本より高く掲げている世界の先進国に連動し、本県においても、削減目標を高く設定すること。予算を大幅に増額するとともに、それらを着実に進める具体的な年次計画を立てて取組を進めること。

2) 昨年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成について、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力は19%、原発20~22%となっており、依然として石炭火力、原発に固執する姿勢を示している。

さらに、現在、国が進めているGX実行会議では、基本計画に記載された「可能な限り原発依存度を低減する」が消え、代わりに原発再稼働の加速と運転期間延長や新增設が盛り込まれており、再エネではなく更なる原発の推進が想定される。

国連がCO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力の計画的な撤退を強く要請し、すでにフランス2022年、イギリスは2024年、イタリア2025年に撤退年限を表明し、アメリカは2035年までに「電力部門のCO<sub>2</sub>排出ゼロ」を表明している。

県弁護士会からも世界の環境団体からも批判が寄せられ、健康被害、環境汚染を懸念する地元住民による訴訟も起きている。国に先駆けて2050年脱炭素を掲げた本県として、国に対し計画的な撤退を求めるとともに、横須賀に建設中の2基の石炭火力発電所の建設を中止するよう県から強く働きかけること。

3) 地球温暖化対策計画の全面見直しの際には、2030年の電源構成を再生可能エネルギーで賄う割合の目標を32%~36%と設定しているが、50%の目標に高めること。また、本県のポテンシャルが高い太陽光発電の整備、利用の一層の促進とともに、全県有施設、公共事業、

自治体業務において、自治体の役割として再生可能エネルギーの100%化を2030年度までに達成すること。

4) 災害時の大規模停電を未然に防ぐために、災害時のエネルギー確保は大切な課題である。県は、県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合について、2030年度に45%を目指すとしている。災害時に避難所となる小中学校、高校、県立特別支援学校、県民利用施設の未設置の場所へ、太陽光発電と蓄電池の設置を早急に進めること。

また、官公庁、学校など公共建築の新築や建て替え時において、太陽光パネルで消費エネルギーが賄える「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」を実現すること。

5) 家庭での省エネルギー化を進めるため、太陽光パネルや蓄電池等の導入支援の予算を抜本的に増額するなど、家庭の省エネルギー対策の新たな施策を講じること。

6) 産業部門のCO<sub>2</sub>排出量の一番多く占めるのが産業部門(35%)だが、そのうち、製造業が95%占める。その内容は、鉄鋼・非鉄・金属製品業、化学工業、機械製造業である。

県は「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、一定規模以上の大規模事業者に対し、削減目標や対策など計画書の提出を義務づけ公表しているが、それらをイギリスなどのように、政府が大規模事業所と「協定」を結び、産業部門でのCO<sub>2</sub>削減に政府も責任を負うことを示すよう、国に進言すること。また、中小企業が計画書制度に参加できるように、支援や補助を行うこと。

7) 延期を続けている「かながわスマートエネルギー計画」のソーラーシェアリングは、目標100件に対して2021年度実績は65件と未達成のままである。達成には、農業者と農業団体の理解が必要であり、セミナーの回数を増やす、F I Tに依らない取り組み事例を研究する等、先進的に取り組んでいる県内の団体と連携した取り組みを進め、計画改定前には目標達成できるよう努めること。

8) 省エネルギーや二酸化炭素排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンスストアの24時間営業、深夜の過剰なライトアップなどに対する指導と規制を強めること。

### (3) プラごみゼロをめざして

1) 現在、素案が示されている「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」について、プラスチック製品の製造者責任を明確に位置づけることと併せて、国が掲げている6つのマイルストーン、3R+リニューアブル、サーマル・マテリアル・ケミカルリサイクルについて、県としての目標設定と現状の到達点を示し、実効性ある計画とすること。

2) 藤沢市と協調して設置し、現在は藤沢市単独の運営となっている境川の除塵機運営補助制度を設けること。上流のごみ処理まで藤沢市が全額負担すると合意していたのか、疑問である。上流市を交えて開催していた協議会を再開し、県主導で費用負担を見直すこと。

3) 「プラごみゼロ宣言」に取り組む自治体として、プラスチックの製造を少なくするために規制を図るよう、国に求めること。

4) 「プラごみゼロ宣言」を促進するために、県庁内でのプラごみを減らすための取り組みを行うこと。例えば、給水器を設置し、県庁内での自販機にはペットボトルを削減していくなど、具体的な対応を図ること。

5) 「ゴミ処理広域化・集約化計画」にてういて、焼却を確実に減らすことを明確に位置づけるとともに、ゴミの発生抑制、再使用、再生利用の3Rの取り組みを最優先にすること。また、ゴミの量や質、分別方法や分別の考え方などがそれぞれの自治体によって違うので、市町村の意見や要望をしっかりと聞くこと。大規模な施設整備で市町村に課題な財政負担が生じ

ないようにすること。

#### (4) 神奈川の自然保護について

1) 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなど、神奈川の貴重な自然を守ること。

また、現行の都市計画法の開発許可制度は良好な宅地水準の確保及び立地の適正化を図ることが目的というものであって、里山や緑地保全の観点がない。自然保護の観点から、一定の制限を伴った開発許可制度とするよう、法整備を国に働きかけること。

2) 現在の林地開発許可基準は、近年の降雨量の増加を勘案したものではない。国の「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会報告中間とりまとめ」では、大雨や短時間強雨の頻度が増加し、極端な降水の強度も高まっていることや、近年多くの都道府県において時間降水量等が観測史上の最大値を更新していることが示されている。

中間とりまとめを踏まえ、県の基準を改めるとともに、基準を見直すよう国に働きかけること。

#### [5] . まちづくり

##### (1) 不要不急の大型公共事業の中止について

1) 住民合意もなく強引に進める不要不急のツインシティ計画（寒川～平塚市域）は、やめること。

2) J R 東海道線の大船～藤沢間で検討されている「村岡新駅」と周辺のまちづくり計画は、藤沢、鎌倉両市の負担も多く住民合意もない。有意義かどうかは住民が決める。柏尾川の浸水想定区域に建設することも、大きな不安要因である。

コロナ禍と物価高騰のもとで県民生活が厳しい時に、巨費を投じる開発計画は非現実的である。計画を中止すること。

3) リニア中央新幹線について、以下の施策を講じること。

① 7兆円もの巨費を投じて行うリニア中央新幹線の建設は、国が妥当と認めても反対の声は依然として大きい。そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性の見通しが甘く、国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。

② 水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生に伴う諸問題について、関係する地元自治体とともに、県として地元住民の不安を聞き取るなど適切に対応すること。また、発表された残土処分場は水源地の近くであるため、処分場所の見直しを求めること。

③ 地下 40m のシールド工事によって、調布市では陥没が発生した。リニア新幹線は 16km 間のシールド工事が行われる。J R 東海に地下 40m までの多数のボーリング調査や地盤、地質調査を行わせ、住民に公表させること。

2022 年 1 月の国会質疑を通じ、J R 東海が進めるリニア中央新幹線建設工事で、東京都と神奈川、愛知両県の大深度地下区間での事前のボーリング調査のうち、ルート上で行われた本数はわずか 12 本で、トンネル下端まで達しているものは 5 本しかないことが明らかとなった。4 キロメートルに 1 本、大深度では 10 キロメートルに 1 本に過ぎない。（陥没事故のあった東京外環道では 700m に 1 本のボーリングを行っている）

県民のいのちを守る責任を自覚し、国や J R 東海の説明を鵜呑みにせず、J R 東海に追加の調査を求めること。

④ J R 東海に、掘削工事による建設残土の処分先や土量と盛り土の高さを公表させること。また、相模原の採石場跡地の処分予定地については、相模原市とともに安全の監視と監督を要望し、県民の不安に対し、県として J R 東海から情報を掌握して県民に公表すること。

⑤ J R 東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。

⑥ リニア中央新幹線建設に伴う神奈川県内の財政負担の見通しについて、県民に明らかにする

とともに、負担増を求められたときには断ること。

4) 横浜市が誘致を表明していたカジノを含む統合型リゾートは、市長が変わったことによって誘致撤回となった。カジノに対する市民の不安が大きいことの表れである。他地域にも不安を広げることになる I R 関連法について、廃止するよう国に求めること。

## (2) 駅利用者の安全と利便の確保について

1) 1日あたりの利用者数が10万人以上の県内の駅で未整備な駅は21駅ある。障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドア(可動柵)の早期設置を各鉄道会社に強く働きかけること。ホームドアが設置されるまでの間、かえって危険とされる固定柵で代用せず、ホームの点状ブロックは内方線ブロックとするよう引き続き関係機関に働きかけること。

2) 島型ホームにおいて、片側だけにホームドアが設置されることは視覚障がい者にとって危険である。工事は両側同時に行うか、やむなく片側だけの場合は、その旨を丁寧にアナウンスすること。

3) 障がい者や高齢者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実に言い、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、十分な人員配置を各鉄道会社に求めること。

特にホームドア(可動柵)を設置することにより、駅の用員をなくしたりワンマン運転にしていく傾向があるが、それは絶対に行わないよう関係機関に引き続き働きかけること。

4) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、引き続き事業者を求めること。周辺住民から苦情があった場合は音量を調整するなど工夫して合理的配慮を行うこと。

5) 無人駅を極力解消するよう鉄道事業者に働きかけること。

6) 駅にみんなのトイレの設置を促進し、男性用トイレにもサニタリーボックスを設置すること。

## (3) 地域交通及び都市環境の整備について

1) 地域交通(バス)の路線廃止や再編の届出は、地域における高齢者の代替交通手段を確保してから行うよう事業者に求め、確実に代替措置を確保すること。

2) 高齢者の通院、買物など生活維持のための外出や社会参加を保障することは、まちづくりの上でも重要な課題である。県として地域でのコミュニティバスやデマンドバスの導入について調査し、2021年まで取り組んだ外出支援モデル事業のスタートアップ事業をさらに拡充、延長すること。

3) シルバーパスや「かなちゃん手形」など、高齢者向けの事業を行っている交通各社に対し、また、バス路線維持など交通不便地域の公共交通の維持・確保に取り組んでいる自治体、事業者、自治会、NPO等に対し、財政支援を行うこと。

4) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。真鶴ブルーラインを生活道路として利用する者には、減免の措置を講ずること。早期に無料化すること。

5) 公共施設、や主要駅、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えず、成人でもオムツ交換ができる介護用のベッドなどで整備するよう「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」に基準を明文化し、指導の徹底を図ること。また、男性用トイレにもサニタリーボックスを設置すること。

6) 羽田空港における国際線増便のため、2020(令和2)年3月末から新ルートの運用が開始されたが、コロナ禍の影響で航空需要が激減し、増便を理由とする運用は成り立たない。

また、川崎市川崎区の住宅や石油コンビナート地域の上空を低空飛行し、世界に例を見ない大変危険なルートであることから、新ルートの運用は中止するよう国に求めること。少なくとも、国の考えに沿うのではなく、住民要望を丁寧聞くよう国に求めること。

#### (4) 海岸の保全について

1) 台風、高波などによる海岸への影響は、緊急に対応することが求められる。県として「かながわ海岸美化財団」や市町と連携し、支援を強め海岸の保全を進めること。また、県の予算を増額し、清掃の強化を図ること。

2) 平塚市龍城ヶ丘の海岸の森林は、近隣住宅への飛砂の防止・減少、塩害の防止、津波被害の減少など近隣住民の安心安全に寄与するものであるため、伐採する開発計画はやめるよう、県として平塚市に意見を述べること。

少なくとも周辺住民、自治会長らから県に要望があることを真摯に受け止め、平塚市に厳格な環境影響調査を求めること。

#### (5) 警察関係

1) 信号機等の整備について、以下の事項を実現すること。

①交通安全施設等整備費の予算を大幅に増額し、信号設置要望等に引き続き対応すること。

②都心部の交差点に手押し信号装置を設置することや、高齢者・視覚障がい者用音響装置付きの信号機を大幅に増やすことなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。

③騒音の多い広い交差点や福祉施設付近の交差点、特に歩車分離式の交差点は、必ず音響装置付きの信号機とし、併せてエスコートゾーンの設置をさらに促進すること。

④音響式信号機の音の鳴る時間を、可能な限り延長すること。(住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時まで)周辺住民との関係で言えば、音量可変の措置を検討すること。

⑤音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。

2) 停止線等の路面標示等の修繕予算をさらに増やし、早急に修繕を実施すること。

3) 視覚障がい者や高齢者の安全を確保するため、車両接近通報装置を含め、静音車対策を積極的に行うこと。

4) 新たに導入された高度化P I C Sについては、「視覚障害者のスマートフォン利用率は低く、また傾いて使うと反応しない、雨天時は使用が不便、操作に気を取られるなど、スマートフォンの使用には安全上の課題がある」など、「視覚障害者の利用には不便で不安がある」とのことであり、早急な導入はせず、関係団体と十分に話し合い検討すること。

また、現在、視覚障害者用付加装置、シグナルエイド、青時間延長押釦等があるが、高度化P I C S導入時には、視覚障害者用付加装置の併設を図ること。

5) 視覚障害者団体から、障害の社会モデルの捉え方として「信号の側の情報提供に問題があり、利用できない安全な歩行が困難になる人がいる」と捉えるべきで、行政や社会には社会的障壁をなくす義務があるとの意見が寄せられた。

視覚障害者誘導用付加装置の設置を長年要望しても、神奈川県設置率は8.3%程度(信号9,527カ所中791カ所)との指摘がある。設置を早急に促進すること。

### [6] ．原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進

#### (1) 原発ゼロをめざして

1) 本県は「原発に過度に依存しない」として原発を容認しているが、SDGs最先進県を標榜するのであれば、万が一事故が起これば取り返しのつかない事態を招く原発の危険性を直

視し、原発依存にはきっぱりと決別すべきである。原発からの即時撤退を国と東京電力に求める、国に全国の原発の再稼働中止を求めること。

## (2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて

1) 再生可能エネルギーの活用を地元の中小企業の仕事や雇用に結びつけ、さらなる産業化を図ること。多様なエネルギー源を活用した再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村を財政支援するとともに、民間事業者・市民団体・NPO法人などとも連携した施策を促進させること。また、これらを保障するものとして、再生可能エネルギー優先原則の確立を積極的に求めること。

2) 県立高校をはじめとした県有施設において、太陽光利用などの設備設置を促進すること。  
災害が頻発している中、避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入を市町村任せにせず、一層促進させること。

3) 大手企業や大型の工場・ビル、大型公共施設について、省エネと温暖化ガスの排出削減の目標を明らかにさせ、中小企業への支援や排出量取引なども活用して、最新の省エネ設備・機器への更新をより一層促すこと。

また、省エネについては、大規模施設に限らず、既存住宅省エネ改修費補助の増額と運用見直しを図るなど、住宅の省エネ対策予算を増額し多世帯の適用を促すこと。

## 《 6 》 ・ 青年 ・ 学生支援と女性の地位向上、人権尊重、 文化 ・ スポーツの充実へ

### [1] 青年・学生への支援に向けて

1) 若者がバンドやダンスの練習ができる場所がないという声は、依然として強い。練習できる場所、文化を創造・発信できる場所をさらに拡充するとともに、周知を図ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。

2) 若者の投票率を高める方策の一つとして、利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、引き続き取り組みを強めること。

3) 若者への住居家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的な就労支援及び生活支援を強めること。特に、コロナ禍で収入が得られず生活困窮に陥っている若者などを支援するために、「神奈川県生活困窮者対策推進本部」が積極的な役割を果たし、県独自の支援策を講じること。

4) 無業者、発達障がいを持つ若者、「ひきこもり」の若者の実態を把握し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策を拡充し、交通費支給や訓練費用、生活資金の保証も整備すること。

### [2] 女性の活躍推進について

1) 神奈川男女共同参画センターの調査研究報告書にある、県としてクオータ制に係る有識者意見の提言について、特に以下の点についての取り組みを強めること。

○大規模なシンポジウム、啓発リーフレットの配布について

○選挙制度の現状と課題を考えるような企画について

○全国的な組織化のためのノウハウの提供について

2) 2021年版の男女共同参画審議会の評価にあるように、「県職員の幹部職員に占める女性の割合」の目標達成(2025年目標25%)に活躍の妨げになっている要因について調査・分析を行い、目標を達成すること。

3) 女性労働者の53.9%が非正規労働者という「働く環境に関する従業員調査」の結果を踏まえ、女性が職場で活躍するために必要な家事・育児・介護などとの両立についての支援制度の確立、男性の積極的な家事・育児・介護への参画に向けた具体的な取り組みを講じること。

4) 厚労省は女性活躍推進法の省令で常時雇用する従業員が301人以上の企業を対象に、男女の賃金格差の開示を義務づけた。「かながわ女性の活躍応援団」に参加する企業に対しては、女性管理職の採用の取り組みについて、独自の調査を行うこと。また、女性活躍に向けた同一労働・同一賃金を目指して、県として働きかけること。

5) 神奈川県男性の育児休暇の取得率は、2020年度7.5%(全国2020年度12.65%、2021年度13.97%)と低い。2020年県民ニーズ調査では、「職場に取得する雰囲気がない」という理由が66.5%と一番高くなっている。県内調査を踏まえ、職場に取得する雰囲気が醸成されるように、県として関係機関や企業・事業所に働きかけること。

6) 様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所として、男女共同参画室の貸出にとどまらず、市町村とも連携し、NPO法人などが運営する場所も利用できるよう、財政面も含め支援すること。

7) 国の男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達の主旨を踏まえ、県内事業所に妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう、啓発・指導を強めること。特に30人以下の事業所に徹底するとともに、実態を把握し公表すること。

8) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や、病気や解雇による無収入の状況にある女性労働者に対して、就業支援にとどまらず、緊急支援事業を検討すること。

コロナ危機で確実に困窮世帯が増えている。女性の自立支援のために、相談にとどまらず県独自に緊急生活資金の給付などを含む総合的な対策を講じること。

9) 人権男女共同参画課として、無年金、低年金など「困難を抱えた女性等に対する支援」事業の関連部局での取り組みと課題を把握し、示すこと。

10) 女性相談員は非常勤が多くなっている。「女性の困難支援」がそれに携わる女性たちの困難という矛盾を孕んでいる。専門的な能力・知識経験を必要とする女性相談員は常勤職員とし、配置人数を増やすこと。また、市町村での配置を支援すること。

11) 藤沢合同庁舎の男女共同参画センターは、かながわ女性センターが果たしてきた役割を特化という名で縮小している。あらゆる分野への男女の参画を促進するための交流スペースなどが不足している。ビルの2階部分だけではなく、県民ニーズに応えられるよう、十分な規模と機能を備えた新たな施設を整備すること。

12) ジェンダーフリーの一步として、選択的夫婦別性を実現する民法改正を国に求めること。また、女性のみ課せられた再婚禁止期間、婚外子差別規定など、民法・戸籍法などに残る時代遅れの差別的な条項を廃止するよう国に求めること。

13) 国連は所得税法56条を取り上げ「配偶者や家族の働き分を必要経費として認めないことが女性の経済的独立を妨げている」として、見直しを勧告した。白色専従者の給与を認めるよう、県として56条の改定を国に求めること。

14) あらゆる分野でのジェンダー平等が取り組まれるよう、国の性別情報の取り扱いに関する考え方の整理を待つことなく、不必要な性別欄は見直すなど、庁内での調査は男女の表現だけではない方法を実践すること。

15) 農業委員会等への女性登用の目標 30%に対し、2021 年度の女性比率は 11.2%と全国平均（12.4%）を下回っている。県としてどのように市町村に働きかけたのか、具体的に示すこと。とりわけ女性農業委員のいない市町村に働きかけること。

### 〔3〕 ハラスメント被害、性被害について

1) 暴力や虐待で PTSD となった方に対し、家庭・家族関係等についての相談体制の充実や関係機関との緊密な連携を図り、引き続き切れ目のない支援体制の確立・強化を図ること。また、住民票の非開示など窓口における個人情報秘匿の配慮を徹底すること。

2) DV 被害者の保護・自立支援を強化し、民間支援団体への財政支援を拡充すること。また、身一つで避難しなければならないケース等を鑑み、原則 2 週間となっている保護期間を「生活を立て直すのに必要な期間」に見直すとともに、無料のシェルターを増やし、さらに施設人員体制の充実を図ること。

3) 加害者更生プログラムの制度化など、加害者の更生対策を引き続き進めること。

4) 性暴力の被害にあった人がいつでも相談でき、心身のケア、証拠保全など、包括的な支援を行う病院拠点型ワンストップセンター「かならいん」を増やすこと。病院拠点型ワンストップセンターを設置するために、県として取り組むこと。

5) JK ビジネス、AV 出演強要など、子ども・若者が性被害のリスクにさらされている。子どもや女性の性を商品化するビジネスの規制と、相談や啓発の体制を強化すること。特に、「JK ビジネス」営業で働く 18 歳未満の青少年に対する積極的な一時保護・援助活動を行うこと。また、AV 出演のスカウトに対する警告活動を一層強化すること。

6) 民間シェルターへの補助金を大幅に拡充し、市町村の相談窓口との連携を密にすること。

7) ストーカーや DV、児童虐待などの被害者を保護するため、転居を含めた自立に要する費用を県が支援する制度を拡充すること。

8) ハラスメントの禁止を明確にした法整備を国に求めること。

9) ハラスメントの加害者の範囲を、使用者の上司、職場の労働者にとどめず、顧客、取引先、患者など第三者も含めるとともに、被害者の範囲も就活生やフリーランスも含め、広く定義し、ハラスメント対策を強化すること。

10) ハラスメント被害の認定と被害者救済のために、労働、教育、医療など各分野における実態把握を行い、独立した救済体制を確立すること。

11) 学校やスポーツ団体、大学・研究所など、社会のあらゆる分野でハラスメントをなくすため、県としての実態調査と、それぞれの分野に対応した相談・支援体制を確立すること。

12) 「自分のからだのことは自分で決める」ことの支援のため、予期せぬ妊娠への対応として緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できる制度化について、国へ働きかけること。

### 〔4〕 L G B T 施策の推進に向けて

1) L G B T に関する具体的な施策の推進に向け、庁内横断的な検討推進組織をつくること。

2) 県はLGBTへの理解を深める多彩な情報発信に取り組んでいるが、広く県民や企業、行政機関、学校、病院など、引き続き各所での啓発に努めること。

また、行政職員・保育士・教職員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・学童保育支援員など、対人業務を対象とした職種に対して引き続き研修の場を提供すること。

3) 市町村とも連携し、LGBTの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。派遣型個別相談事業を拡充していくために、当事者か否かを問わず、専門的知見を備えた講師の育成を拡大すること。

4) 県内では、同性パートナーシップに取り組む自治体が増えている。市町村任せでは行政堺を超えた際に不都合が生じる。茨城県等が取り組んでいるように、広域自治体として市町村と連携し、同性パートナーシップ制度の実現を推進し、本県としても実施すること。

5) パートナーシップ宣誓書等の公的な書類が同性パートナーシップ制度を有する自治体だけに限定されるため、県営住宅の入居について制約が生じる。県で同性パートナーシップ制度を導入することが待たれるが、パートナーシップ制度のある市町に限らず、すべての県営住宅でLGBTの方が入居できるように、入居要件を見直すこと。

6) 同性パートナーが異性婚のカップルと同じ権利を保障するためには、基礎自治体や広域自治体にとどまらず、国全体で制度をつくらなければならない。同性婚を認める民法改正を国に求めること。

#### [5]．ヘイトを許さない施策の推進について

1) ヘイトスピーチの根絶は憲法の要請であり、人種差別撤廃条例の要請である。ヘイトスピーチを許さないという川崎市民の姿勢が「川崎市差別のないまちづくり人権尊重条例」を生み、多くの在日外国人を励ましている。ヘイトデモ・スピーチを行わせないため「かながわ人権施策推進指針」を改訂した県として条例制定で具体的な推進策を示すこと。

また、インターネット上のヘイト対策や、ヘイトデモの公共施設等の使用制限をはじめとして、具体的対策を促進すること。

2) デモ・集会などにおいては、市民の平穏な生活を守るという点から公正な立場で警備を行うこと。また、差別に反対する市民に対して、過剰な警備を行わないこと。

#### [6]．文化・芸術、スポーツの環境整備について

1) 「マグカル」などという県民に理解できない言葉の多用をやめること。また、当事者の声を受け止め、地域の実情に根付いた文化振興を図ること。

2) 県立図書館の正規の司書職は非常に少なく、人口500万人以上の県では最下位に近い。また、人口100万人あたりの図書館数が全国最低であり、20年近くにわたり資料費は減額され続けている。

人件費や資料費など図書館費を増額すること。また、現状では半数以上が非正規となっているが、専門性発揮のためにも司書は正規職員とすること。

3) 県立スポーツセンターが開設してから、県立体育館時代と違って実質的に殆ど利用できない状況になっている。協会に所属していない自主的なスポーツ団体をスポーツセンターの利用から遠ざけるものとなっており、スポーツ基本法が定める「スポーツの機会の確保」からほど遠いものとなっている。この取り扱いを改めること。

#### [7]．外国籍県民の支援の充実について

1) 近年日本で働く外国人が多くなり、神奈川県でも外国籍県民が増加している。様々な支援の充実が求められている。外国籍県民かながわ会議は20年にわたり、外国籍県民の声を施

策に反映させるため提言を行ってきた。外国籍県民かながわ会議で出された提言を受け止め、引き続き支援の充実に取り組むこと。

2) 外国籍県民かながわ会議で出される要望は、内容が国や市町村で行われる事業であっても、県として関係機関と連携し、要望が実現するように取り組むこと。

3) 外国籍県民かながわ会議の提言からつくられた医療通訳派遣システム事業は、いのちを守る医療の現場での支援という大変重要な事業であり、引き続き事業の充実を図ること。

また、人材育成や通訳派遣に対する費用負担など、県として今まで以上に支援を強化すること。

4) 外国籍県民の日本語教育については、今まで以上に支援を強化すること。

現在はボランティアが中心になって事業が進められているが、県として人材派遣や人件費の補助を行い、日本語教育を無料で受けられるように財政支援を強化し、各市町村の取り組みを支援すること。

5) 日本にはいまだに外国籍県民に対する公的な日本語教育支援の施設がないので、県として公的な日本語教育支援施設をつくること。また、国に対して日本語教育支援施設をつくるよう求めること。

6) 外国籍県民への生活支援として、労働相談や子育て、福祉、教育などの必要な制度について、身近な地域で気軽に相談できる体制を整備すること。また、国や市町村と連携し、様々な行政手続きが安心してスムーズに行えるよう、窓口での相談・支援体制を充実すること。

加えて、多言語に対応できる人材を確保できない市町村においても相談を可能とするよう、市町村の相談窓口とのオンライン化を図り、どの市町村でも多言語に対応できる体制を構築すること。

7) 外国籍県民で、学齢期でありながら未就学となっている子どもがいる。国籍に関係なくすべての子どもが義務教育を受けられるように、国に求めること。また、外国籍県民の未就学児童の状況を的確に把握し、就学につなげられるよう、人員体制を増やして市町村と連携して取り組むこと。

8) 地域の公立小・中学校に日本語指導が必要な児童・生徒が1人でもいる場合は教員を配置できるよう、国からの支援を含め、県教育委員会として必要な措置を講じること。また、学習支援を強めるための人材確保を行うこと。

## 《 7 》 ・ 消費者行政の充実・強化を

### [ 1 ] . 消費者行政の充実について

#### ( 1 ) 県中央消費生活センターの機能強化について

県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして位置づけ、機能強化を図るため、以下の事項を実施すること。

1) 県中央消費生活センターは土日や夜間相談を行っていることは評価できるが、相談員の配置数は依然として少ない。市町村を含む県全体の中核センターであることを踏まえ、相談員の増員と正規化を図ること。

また、市町村の相談体制の充実に向けて、市町村支援を行うとともに市町村の消費生活相談員の処遇改善を図ること。

2) 複雑、高度化した消費者被害解決の充実のためには、窓口の相談員の研修・研鑽とともにそのバックヤードとなる県消費生活課職員や市町村職員の実力の強化が求められる。昨年度の回答において、職員についても実践的な研修を実施することとあったがその状況報告とともに、今後の計画を示すこと。

3) 最新の消費者問題が閲覧・入手できるよう、中央消費生活センターや行政機関の情報資料や展示内容を、ユニバーサルなものとし、障がいのある方にも配慮したものとすること。

4) 県西部地域の相談業務は小田原市、南足柄市が他自治体をフォローしている実態がある。問題が複雑化する中で、広域性・専門性を発揮する県の役割として、県西地域に県の消費生活センター支所を開設すること。少なくとも指定消費者生活相談員による巡回訪問を頻回に行い、地域の消費者相談の強化と消費者行政の充実を図ること。

## (2) 国の「地方消費者行政交付金」について

1) 民法改正で成人年齢が引き下げられたことにより消費者問題は増加が見込まれる。国の交付金が削減され「強化交付金」に移行したことで、小さな自治体ほど活用が困難になる。

県として消費者行政予算の確保を図り、国に対し交付金の拡充や恒久的な財政措置を求めること。

## (3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて

1) 多様な振り込め詐欺をはじめ高齢者に対する悪質な犯罪が多発しており、「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」の取り組みは重要である。

リーフレットの配架やホームページ上の周知だけではなく、町内会の回覧板なども活用し、きめ細かく届けること。また、ターゲットを広く定めて適切なわかりやすい情報提供を行うこと。

2) 消費者契約法改正における「付帯決議」を踏まえ、高齢者などの被害未然防止、被害救済の取り組みを強めること。被害の未然防止と救済に効果が絶大とみられる不招請勧誘禁止条項を神奈川県消費生活条例に導入すること。

## (4) 若者への消費者教育について

1) 成年年齢が18歳に引き下げられたことから、「保護者承認の要件」、「未成年取消権」の適用による保護が18歳から外された。引き続き学校教育の中で消費者教育の充実を図ること。また、市町村の若年層への消費者教育のためにも財政支援や講師養成に取り組むこと。

2) 個人情報の保護について、消費者に対する啓発と情報提供を行い、個人情報流出に伴う相談窓口の設置など消費者被害の防止体制を県として充実すること。

3) 特商法改正で事業者が義務づけられてきた契約書面の交付を電子化することができることとなり、全国の弁護士会や消費者団体から反対の声明が出されている。契約の相手や契約内容が不明となれば、被害の救済や解決が不可能となる。

県民を消費者被害から守る立場から、「書面交付義務のデジタル化」を撤回するよう国に働きかけること。

4) オンライン取引の激増、成年年齢の引き下げ、地域コミュニティの衰退など、消費者を取り巻く状況は複雑化している。消費者団体との意見交換や、県民からの意見反映の場を設置すること。また、消費者団体と連携した取り組みを推進すること。

## [2] . 食の安全・表示の監視等について

1) 機能的食品について、国の食品安全委員会が「成分の安全性が確認できない」と指摘した。健康被害が懸念される中で本県独自のリーフレットを作成して健康被害への注意喚起普

及啓発に努めているとのことだが、引き続き広く普及すること。また、消費者の自衛に任せただけではなく、評価書の内容を精査し販売禁止措置を取るなど、積極的な被害防止に努めること。

2) 食品による健康被害情報について製品や企業名がホームページ上では開示されているが、違反状態の改善後も再発を抑止する観点から、一定期間ではなく長期的に開示すること。また、製品との因果関係など情報の開示を強め、積極的に情報提供すること。

3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。「食品表示 110 番」や「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」の周知啓発など消費者自身の意識啓発にも取り組むこと。

4) 食品の表示問題、機能的食品、輸入食品等、食の安全に関わる消費者の懸念事項について、消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援するとともに、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を引き続き強めること。

## ＜ 8 ＞ ・ 「核も基地もない平和なかながわ」を

### 〔 1 〕 . 核も基地もない平和なかながわを

1) 横須賀基地、厚木基地、キャンプ座間、相模総合補給廠、横浜ノースドックなど、県内の米軍基地の機能強化が進んでいる。

米軍基地の機能強化、恒久化につながる動きには反対し、県是である基地の整理・縮小・早期全面返還に向けて県民ぐるみで取り組むこと。

2) 「安全保障関連法」は、歴代政府が憲法上不可としてきた集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。また、秘密保護法や共謀罪の制定で「戦争できる国づくり」が進んでいる。このような法律を廃止するよう、県として国に求めること。

3) 戦争を前提とした国民保護法の廃止を国に求めること。

4) 核持ち込みを容認した核密約が存在しており、非核三原則よりも優先されていたことが明らかとなっている。これまで横須賀に核が持ち込まれていた可能性も高いことから、非核三原則と矛盾する核密約を廃棄するよう国に求めること。また、国是である非核三原則の法制化を国に強く要請すること。

5) 国連では歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2021 年 1 月に条約が発効した。

『神奈川非核兵器県宣言』をした本県として、政府に対し核兵器禁止条約への一日も早い参加を強く求めること。また、少なくとも締約国会議にオブザーバーとして参加するように求めること。

6) 広島・長崎の平和祈念式典や原水爆禁止世界大会、国際会議などに高校生を派遣するなどの取り組みを進め、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。また、予算の増額を図ること。

7) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を、国に要求すること。

8) 米軍基地における基地開放イベントで、来場者に銃を体験させることや、武器、オスプ

レイの展示などをしないよう、米軍に強く求めること。

9) 「ビッグレスキューかながわ」など、防災訓練にオスプレイを使用したいとの米軍の申し出については、県民の安全を守る立場からきっぱり拒絶すること。また、米軍の参加要請をしないこと。

10) 県では、厚木基地周辺の河川で基準値を上回る濃度の有機フッ素化合物が検出された。2022年9月には、厚木基地からも流出が明らかとなった。また、横須賀基地では環境基準の200倍を超えるPFOSが検出された。

県内すべての在日米軍基地周辺の土壌、河川での環境調査を行うとともに、早急に全在日米軍基地でPFOSの調査を行い、すべて廃棄するよう国と米軍に求めること。また、国内法に基づいて、県、市の担当者が米軍基地内で調査ができるように国と米軍に求めること。また、環境補足協定については、米軍の同意がなくても国、県が米軍基地内に立ち入り調査ができるように改定すること。

11) 新型コロナウイルス感染症対策において、米軍が公表している内容が県と比較して不十分である。県と同様の情報が公表されるように国と米軍に求めること。また、感染対策も日本の対応と同様にするよう、国と米軍に求めること。さらに、検疫に関しても日本の国内法が適用できるように日米地位協定の改定を行うよう求めること。

12) 横浜港で米軍艦船の修理を行ったが、これは基地の拡大につながるるとともに、平和利用を進める商業港を活用することは憲法や港湾法の理念からも逸脱するものなので、国と米軍に米軍基地の外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。

13) 2021年6月に成立した土地利用規制法は、2022年9月20日に全面施行された。自衛隊、海上保安庁などの施設や原子力発電所など、重要なインフラ周辺の区域を注視区域、特別注視区域と指定するとのことだが、その区域の指定がまだはっきりとしていない。しかし、自衛隊や米軍基地などの多い神奈川県では、多くの地域で規制対象となる可能性が高く、その影響が広がることが想定される。

これは、財産権の侵害につながるるとともに、周辺住民を監視するものであり、個人情報保護の観点からも非常に問題がある。県として経済への影響などについて調査すること。また、このような監視社会をつくる法律は廃止するよう国に求めること。

## [2] . 横須賀基地に関わって

1) 原子力空母の横須賀配備は、アメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。

また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう、米軍及び日本政府に強く求めること。

2) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波3.5mで水没する場所にある。

この点についての安全対策について、明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。

3) 横須賀基地内に米軍人用の住居を建設することが示された。基地機能の強化につながるため、この計画に反対するとともに米軍人の削減を国と米軍に求めること。

4) 2021年に英海軍空母クイーンエリザベスが、はじめて横須賀に寄港した。さらに、オランダ海軍フリーゲート艦などの軍艦も寄港した。さらに、横須賀に配備されている以外の米原子力空母や米軍の強襲揚陸艦が入港するなど、基地機能を強化し、世界各国の中継拠点、

中国、台湾への出撃拠点としての位置づけに変わったと考えられ、これまでの日米安保の枠を超えたものと思われる。このような基地機能の強化はやめるよう、国と米軍に求めること。

5) 自衛隊と米海軍の一体化は基地機能の強化に他ならない。このような連携強化と安保法の廃止を求めること。

### [3] . 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の防災対策と比較してもあまりにも不十分なものである。

最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すよう国に求めること。低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう、根本から見直すことを国に要求すること。

2) 原子力軍艦の災害対策について、福島第1原発で起きた事故と同じ規模の事故が起こったことを想定した実効性のある避難対策と避難訓練を、横須賀市と一緒に計画すること。

3) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、ファクトシートには安全対策をしているとしか掲載しておらず、具体的な対策が記載されていない。

巨大地震の原子力災害対策について米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを明らかにするよう米軍や国に求めること。

### [4] . 厚木基地に関わって

#### (1) オスプレイの飛行について

1) 米海兵隊・米海軍のオスプレイの新たな整備拠点に、米海軍厚木基地を使用することがわかった。横田基地、木更津駐屯地に加え、厚木基地もオスプレイの拠点とされることは許されない。厚木基地でのオスプレイの修理工場として活用することを撤回するよう、国や米軍に強く求めること。

2) 2022年8月に米空軍はCVオスプレイのローターとエンジンをつなぐクラッチが滑る現象で制御不能となる恐れがあるため、CV機をすべて地上待機した。わずか2週間で飛行再開に踏み切っているが不具合の原因究明もされないまま、パイロットの技量頼みの再開となった。厚木基地で修理することとなる海兵隊オスプレイ、横須賀配備の原子力空母に搭載予定の米海軍オスプレイも同様の構造であることから、オスプレイが事故を起こす可能性が高くなっている。

オスプレイの配備をやめ、オスプレイの飛行をやめるよう、国と米軍に求めること。また、少なくともオスプレイの構造的な問題が解消されるまで飛行停止をするよう、国と米軍に求めること。

#### (2) 爆音被害の根絶のために

1) 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう、日米両政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として米空母の横須賀配備の撤回を求めること。

2) 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供するよう求めること。

3) 艦載機の移駐があったからといって、住宅防音工事の対象区域を狭めないこと。対象区域の住宅防音工事については、十分な予算措置を講じ短期間ですべて完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を、国の負担で行うよう求めること。

### [5] . キャンプ座間に関わって

1) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での

飛行についてなど)の締結について、基地周辺自治体と共同し米軍と国へ要望すること。

2) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置の上、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。

3) 川上弾薬庫のある東広島市には、中国・四国防衛局から弾薬輸送の日時・搬出入の状況などについて情報提供されているが、キャンプ座間の地元自治体である相模原市や座間市には情報提供がない。県として、地元自治体に情報提供するよう、国に求めること。

4) 米軍は県営水道を使用しており、キャンプ座間の水源地(とりわけ県立谷戸山公園内の配水池)は使用していないことから、直ちに返還するよう、引き続き日本政府及び米軍に強く求めること。

#### [6] . 池子住宅に関わって

1) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだに返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。

2) 池子地区の逗子市域にはスーパーや食堂などが入る生活支援施設と運動施設の整備方針が出されている。逗子市の市是である池子地域の全面返還に逆行するものであるため、この方針を撤回するよう国と米軍に求めること。

#### [7] . 日米地位協定の抜本的改定など

1) 県民が納める納税額と比較して最大 75%の免除となっている自動車税、軽自動車税をはじめ、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。

2) 米軍人の基地外の居住に反対するとともに米軍が進めている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地の拡張である。

民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をはっきりと示すこと。

3) 米国への従属的な関係の根本には、日米安全保障条約がある。国に対し、日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう、強く要望すること。

4) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。

5) 日本が第1次裁判権を持つ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」を、直ちに破棄するよう求めること。

6) 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開するよう国に求めること。

7) 相模総合補給廠の爆発事故が発生したが、危険物の保管状況などの情報がいまだに示されていない。基地内に保有する危険物の情報提供を引き続き求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本の見直しを国に要求すること。

8) 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう、国と米軍に求めること。

9) 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。また、万が一、事故が発生した際には、原因究明と再発防止を求める、その対策が示されるまでは飛行中止を求めること。

10) 横浜ノースドックで米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。また、相模総合補給廠の上空で物資の吊り下げ訓練を行ったとのことだが、このことは、基地の使用目的から逸脱している。

訓練を目的としていない施設で軍事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに、訓練の常態化につながる。二度とこのような訓練を行わないよう、強く米軍と国に求めること。

11) 米軍への提供施設の目的・使用用途を施設ごとに明示し、目的・使用用途以外での施設の使用を禁じるように国と米軍に求めること。

12) 横田空域の存在により、羽田空港の離発着に大きな制限が出ている。そのため、羽田空港の増便によって、石油コンビナートの上空や人口密集地を低空でジェット機が飛ばなければならない状態になっている。横田空域を解除し、日本の管制が行えるように、県として国と米軍に求めること。

## ≪ 9 ≫ ・ 県民本位の行財政運営を

### [1] . 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

1) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。

2) 法人2税の超過課税については、福祉や教育施策や施設の整備にも活用すること。

3) 毎年、新年度予算の編成当初に財源不足を強調しているが、県民からは歳入を低く、歳出を過大に見込んでいるのではないかと批判の声が上がっている。

財源不足というなら何が不足するのか、また、どんな歳出が増額するのか、細部にわたった資料を公開すること。

### [2] . 県有施設の拡充・存続を

#### (1) 県民利用施設について

1) 県立障がい福祉施設のうち、さがみ緑風園及び中井やまゆり園については、直営を維持すること。津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び三浦しらとり園については、県直営に戻すこと。

2) 障がい者福祉、介護の施策を進める上で、県としてそれぞれの施設の運営を直接県職員が行い、ノウハウの蓄積と専門性向上が重要である。これらの施設の指定管理者制度導入をやめるとともに、県として施設の運営を直接行うようにすること。

3) 事業候補者の事業計画が実現困難であることが判明した県有観光施設、『ユースンロッジ』（山北町玄倉）の基盤整備は、県の責任で行うこと。また、県立施設として存続・拡充すること。

#### (2) 試験研究機関について

1) 環境科学センターなどの各試験研究機関は、県民のいのちと暮らしに欠かせないものである。常勤職員の配置等人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制の充実強化、十分な研究予算を措置すること。また、独立行政法人化等などは行わず、直営とすること。

### (3) 県の出先機関について

1) 保健福祉事務所の統合（センター化）による衛生監視業務や相談体制などにおける県民への影響を、即応性や利便性といった観点から検証し、十分な人員配置を行って県民サービスを低下させないこと。また、保健所を以前の個所の保健所体制に戻すこと。

2) 県税事務所の統廃合により県民への丁寧な対応ができなくなったという現状を踏まえ、十分な職員配置を行うこと。

### [3] . 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために

1) 職員の多忙化・長時間労働の原因は、適正な人員配置ができていないことの現れである。働き方改革を取り組むにあたって、条例定数を増やし適正配置を行うこと。

また、管理職の時間外勤務の実態を明らかにするとともに、縮減がどのように進んでいるか昨年との比較を明確に示すこと。

2) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職等の専門職種については、県民サービスを充実させるため、早急に欠員を補充すること。併せて、欠員の状況を明らかにすること。

3) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を県が率先して行わないこと。県職員は正規職員とすること。

### [4] . 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて

#### (1) 指定管理者制度について

1) 指定管理者制度について、第三者による委員会を設け、改めて現在の指定管理者制度の実態を調査し、各施設の制度導入の有無、公募や選定、モニタリングの在り方を検討し、直営に戻すことなどを含めた抜本的な見直しを行うこと。

2) 指定管理者導入施設におけるすべての評価委員会等に、社会保険労務士を含め、モニタリングや事業評価などについて社会保険労務士における労働状況審査を、指定管理者制度に盛り込むこと。

3) 介護・福祉職場をはじめとした県の指定管理や委託、請負業務に従事する労働者の賃金、労働条件改善のための支援策を拡充すること。

また、指定管理者の募集にあたって、労務管理に識見を有する者が外部評価を行うことは重要だが、「労働環境セルフチェック表」は自己点検に過ぎず、悪質な業者から実態に即した回答が期待されるはずがない。そもそも、先の葉山港指定管理者選定事案では必要な情報を外部評価委員会に提供していない事例も見られたことから、良好な労働環境の確保に努めるというのであれば、協定書の文言にとどまらず、実態に即して審査するために、労務に識見を有する者による労働条件審査制度を導入すること。

#### (2) PPP方式について

1) PPP/PFI事業のねらいが大企業・金融機関・ゼネコンのための新事業をつくり出すために、従来の公共分野の仕事を広く民間の事業に明け渡すものである。

全国では、これらを導入した大型開発が破たんしたり、公共施設の運営が行き詰まるなど、結局「後始末は自治体と住民に、」という事例も少なくない。こうした事業は導入しないこと。

## 〔5〕．個人情報保護と情報公開の充実について

1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直しを図り、情報公開を促進すること。

## 〔6〕．税制・税務行政などに関して

1) 県税の滞納整理や差し押さえにより、生活や営業が脅かされるケースが少なくない。生存権を保障する観点から、国税徴収法第75条などの差押禁止財産の規定を厳格に守ること。また、請負代金の内、生活や事業継続に必要な物への差し押さえをやめること。

2) 市税等の滞納者をワンストップで支援している滋賀県野洲市の事例も参考に、県と市町村が連携し、生活の立て直しとなるように税務業務を推進すること。

3) 社会保障や県税関係の書類について、マイナンバーの強要を行わないこと。また、マイナンバーが不記載であっても引き続き受理すること。

4) マイナンバー制度に関し、情報流出対策が万全に出来ないという欠陥が指摘されていることから、マイナンバーの記載中止とマイナポイント付与など、マイナンバーカード普及策を中止するようを国に求めること

また、マイナンバーカードの被保険者証としての利用など、マイナンバーの利用範囲の拡大や実質的な強制をやめるよう国に求めること。

5) デジタル庁の創設は、マイナンバーカードの普及と抱き合わせで政府による個人情報の把握と企業への情報提供など、プライバシー保護に関する重大な危険性が指摘されている。また、国と地方自治体のシステムの統一は、行政の業務効率化の問題ではなく、地方自治体のあり方を脅かし、自治体を単なる国の下請け機関化することにつながる恐れがある。これは住民自治の破壊にもつながる重大な問題であり、この点からもデジタル庁の創設には大きな懸念が生じている。

県は地方自治体であることの重さを十分念頭に置き、住民自治を守り個人情報を保護する立場から、デジタル庁の動きには慎重に対応すること。

6) 消費税率 10%増税にコロナの影響、円安による物価高などが加わり、実質賃金が下がり、消費は冷え切っている。コロナ禍の下、暮らしや営業支援として、消費税減税に踏み切った国・地域は多くなっている。また、社会保障の財源を、逆進性の強い消費税に求めるべきではない。

消費税ではなく、所得税や法人税の累進性を強める税制に切り替えることを国に求めること。当面、消費税を引き下げよう、国に求めること。

7) ガソリン、原材料などの高騰が県民生活を圧迫し、中小企業や零細事業者の経営を脅かしている。国に物価安定措置の実施を求めるとともに、都道府県税である自動車税や事業税の減免など、県としても暮らしと営業を守る施策を実施すること。

## << 10 >> ・新型コロナウイルス感染症から県民を守る対策の強化を

国内では8月3日、新たに24万人を超える新型コロナウイルス感染が確認され、神奈川県においても同日の新規感染者は15,730人となり、1万人を超える感染者数は13日連続となった。BA・5による「第7波」の感染の勢いは止まらず、7月30日には県内の感染者数は累計で100万人を超えた。救急外来や一般診療を停止する医療機関も出ている。

昨今、季節性インフルエンザと危険性が変わらないとの議論があるが、高齢者の重症化率・

致死率はインフルエンザよりもかなり高いと指摘されており、かつ変異株への警戒も必要であり、政府や県は根拠のない過小評価をするべきではないと考える。現に7月25日から31日の1週間の日本の死者は655人で、世界ではイタリアの1,205人に次いで4番目に多い。8月3日の全国の重症者は前日から14人増え478人、死者は全国で169人（神奈川県は12人）を記録した。

神奈川県の8月3日の病床利用率は90,8%に達し、沖縄県を抜いて全国1位となり、自宅療養者は101,936人（8月2日現在）に上った。毎日のように医療機関や高齢者施設などでクラスターが発生し、医療機関では、従事者自身の感染だけでなく、家族の感染などにより、出勤できない医療従事者が増え、現状の外来体制を維持するのが精一杯であったり、受け入れを縮小するところも出ている。

発熱外来は電話が繋がらず、また、予約がすぐにいっぱいになり予約が取れないという声が多数寄せられており、発症後すぐに検査ができる体制が急がれる。

光熱費や食材費が高騰し、医療機関や高齢者施設などで運営がさらに厳しさを増し、助成を求める声が寄せられている。県は6月補正予算で高齢者施設に従事者の高原検査キットを配備するなどの対策を取ったが、感染者が爆発的に増える中、第7波から県民のいのちを守るさらなる緊急施策が必要である。

#### **（1）発熱外来の体制、高齢者施設等での頻回検査、無料PCR検査の抜本的強化について**

1) 発熱外来を行う医療機関に財政支援を行なって、発熱外来の医療機関を増やし、発熱時に速やかに検査を受けられるようにすること。

2) 新規県内複数カ所で臨時の有症者向けのPCR検査センターを整備し、必要な人に無料でPCR検査を実施すること。

3) 発症時に初期検査を実施できるよう、県民に十分な検査キットを配布し、陽性が出たら早期に受診できるようにすること。また、希望者へのオンライン診療体制も拡充し、健康観察や早期治療が行われるようにすること。また、ネット環境のない人でも申し込めるように配慮すること。

4) 感染を防御し、クラスターの発生を防ぐために、医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所、学校、幼稚園、学童保育、放課後デイサービスの従事者に頻回、定期的なPCR検査を全額国費で行うことを国に求めること。

5) 濃厚接触者となった医療従事者・介護職員・福祉職員が業務を続けるために行う検査は、全額国庫負担とすること。

6) 保育園、学校、幼稚園、学童クラブ、高齢者施設、障害者施設などにおいて、感染者が出たら、最初から利用者、スタッフなどにPCR検査を集中的に行うこと。

7) 変異株が次々出現している。PCR検査とともに、速やかにゲノム解析が出来る機器を大量に採用して早期発見すること。

#### **（2）医療全体の体制強化を図ること**

1) 発熱外来、入院治療、在宅治療、健康観察、後方支援医療、救急医療など、地域医療機関の全体の強化と連携が緊急に求められる。新型コロナ対応に限定せず、医療機関への財政支援を強化するよう国に求めること。同時に、県としても独自の財政支援を行うこと。

2) 2022年度の診療報酬マイナス改定、また、新型コロナ対応の診療報酬の段階的減額は、医療機関の体制強化の必要性から逆行しており、早急に見直すことを国に強く求めること。

10月以降の病床確保料など、新型コロナ感染症緊急包括交付金の継続を早急に示すよう国に求めること。

3) 臨時的医療施設の確保とともに、それが機能するよう看護師の確保を早急に強化すること。

4) 急増している自宅療養者へのきめ細かなフォローと早期治療につなげるために、地域療養の神奈川モデルに協力する医療機関や訪問看護ステーションの拡充を図ること。また、自宅療養者への生活支援事業を実施する市町村を拡充するよう、市町村に働きかけること。宿泊療養施設や自宅療養でも、抗体カクテル療法や治療薬の投与ができる仕組みをつくること。

5) 陽性者が出た場合、基礎疾患があるなど重症化リスクが大きい家族や同居者がいる場合は、感染者が宿泊療養施設に入れるようにすること。また、感染者で希望する単身者にも同様の措置を保障すること。

6) 後遺症に悩み苦しむ患者が多く発生している。相談体制の拡充と治療する医療機関を増やし、周知すること。

7) 看護師国家試験日に、新型コロナに感染したり、濃厚接触者になって受験できなかった人たちに追試験を実施するよう国に申し入れること。

### **(3) 保健所の抜本的な機能強化を図ること**

1) 人口10万人あたりの保健師数は全国最低レベルであり、保健所の正規・常勤の人員増を行うこと。

2) コロナ発症以来のこの2年半に渡って、保健所の逼迫状態が基本的に解消されないまま、より大きな感染の波が起きている。県庁内の他部署からの応援には限界がある。保健所の箇所数を増やすことを含めて保健所の抜本的な体制強化に本格的に取り組むこと。

3) 衛生研究所の感染症対策の体制を強化すること。

### **(4) ワクチン接種について必要とする人への接種が円滑に進むよう対策をとること**

1) 4回目接種の有効性・安全性の情報提供を行うこと。医療従事者、高齢者、障害者施設だけでなく、保育園、幼稚園、学校、学童保育、放課後デイサービスの従事者で希望する人に4回目の優先ワクチン接種対象にすること。

2) 中・若年層のワクチン3回目接種の促進のため、ワクチンの有効性・安全性について情報発信を国が行うこと。

3) ワクチンに対する信頼を高めるためにも、接種後の有害事象について、原因の徹底究明を行うこと。因果関係が明確に否定される事例以外は、速やかに補償・救済を行うこと。

### **(5) 医療保険制度に関して**

1) 国保でも後期高齢者医療制度でも事業主やフリーランスを傷病手当金の対象とすることとなったが、保険料の引き上げにつながらないよう、財政支援を行うこと。

2) 売上が減少している事業者やフリーランスに、国保料(税)及び後期高齢者医療保険料の減免制度や納税緩和措置を周知し、手続きを支援するよう、市町村及び県広域連合に助言・指導すること。

### **(6) 雇用と事業、就学の安定に向けて**

1) 雇用と事業を持続させるため、雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援給付金などを必要な人に速やかに支給すること。そのために手続きの簡素化、事前審査から事後チェックへの転換など、すみやかな審査と支給できる体制を確立すること。

2) 持続化給付金は一回限りとせず、コロナ禍の影響が収束するまで、継続的な運用を図ること。また、支給額の緩和を求めること。

3) 中小企業や小規模事業者は、コロナ禍の下で深刻な経営状況を抱えている。持続可能な経営のために、当面、工場の家賃や機械リース代の固定経費に対する支援を行うこと。

4) 生活福祉資金貸付金の返済免除制度の拡充を図ること。また、住居確保給付金は、状況に応じてさらに拡充を図ること。

5) コロナ禍により就労環境を失ったひとり親などの職業訓練や就労準備支援などを拡充すること。自立支援教育訓練給付金の補助率を拡大すること。

### (7) 教育分野に関して

1) 小・中学校における就学援助制度、高校生における奨学金及び授業料免除制度について、コロナ禍による生活困難世帯などにも十分周知始新世への支援を図ること。

2) 大学生・専門学校生なども、コロナ禍の影響を受けアルバイト先を失うなど、経済的困難は深刻となっている。食糧支援プロジェクトなどに多くの学生が訪れるなど、食生活さえ危機に瀕している。経済支援策を強化すること。

3) 新型コロナウイルス感染症対策をめぐって、学校に換気設備を備え、消毒や児童、生徒へのきめ細かい対応などが必要なので、教職員のさらなる増員を図ること。

## << 1 1 >> ・ 地域からの要望

### [1] . 川崎市高津区

#### (1) 河川治水対策について

1) 東日本台風の影響があった平瀬川と多摩川合流部域の堤防のかさ上げについて、現在、川崎市は詳細設計を外部に委託している。かさ上げの高さは最大 3.8m になることから、住民から景観と防犯に配慮した対策への強い要望がある。

市はそれらも検討して外部に委託しているということだが、住民合意が図られるよう景観と防犯に配慮した詳細設計になるよう、県としても市と連携しての取り組みを要望する。

また、今年度中に住民説明会を開く予定と伺っているが、住民の納得が得られるよう丁寧な説明を要望する。

2) 上作延地域を流れる平瀬川の護岸耐震工事について、国からの施設機能向上事業として、2022 年度 1/2 補助が初めて計上されたが、残り 1/2 が地方公共団体となっていて川崎市が負担しているが、県としても 1/4 補助を実施されたい。

### [2] . 茅ヶ崎市

#### (1) 住民福祉の充実で暮らしを守ることについて

1) 新型コロナウイルス感染者が医療機関等で適切な治療が受けられる様、医療体制の抜本的強化を求めると共に国に対して全数把握の復活を要望することを求める。

2) 新型コロナウイルス感染症への対応等によって収益が悪化した医療機関への抜本的支援を求める。

3) PCR 検査体制を「いつでも、どこでも、何度でも」を原則としたものに抜本的に拡充するとともに、抗原検査等有効な施策も拡充することを求める。

4) 新型コロナウイルス感染症の第 7 波までの対応を検証し、今後想定される感染規模に見

- 合った保健所の体制を確立強化することを求める。
- 5) 小児医療費助成について、国に対し国庫補助制度の創設を働き掛けるとともに県として対象者・補助率の拡大を求める。
  - 6) 幼児教育・保育の無償化対象外となる認可外の幼稚園類似施設に対する補助は未だ不十分であることから、無償化施設と同等の補助を求める。
  - 7) 幼児教育無償化では保育園給食費の副食費が実費徴収とされている。副食費の無償化を求める。
  - 8) 子どもの自転車利用時における事故や転倒から頭部を守るヘルメットの普及、促進のため、購入費を一部補助する制度の創設を求める。
  - 9) コロナ禍においても十分な介護介護サービスが提供されることを求める。また、介護従事者の労働条件の改善を求める。
  - 10) ヤングケアラーの実態調査と必要な支援を講じることを求める。
  - 11) 加齢性難聴者への介護予防の一環として、中等度（41db以上）から補聴器の補助制度を求める。
  - 12) 磁気ループをバス等の公共交通、各種公共施設に設置することを求める。また、磁気ループ体験会などの普及・啓発活動を行うことを求める。
  - 13) 安心して生活することが出来る県営住宅の整備、増設を求める。

## **(2) 災害に強いまちづくり、環境政策の強化を**

- 1) クラスタ火災から市民の生命を守るために重要な広域避難場所である茅ヶ崎ゴルフ場について、その機能が令和8年4月以降も引き続き確保されることを強く求める。
- 2) 被災者の生活再建について、支援の抜本的な拡充を求める。
- 3) 相模川左岸（茅ヶ崎側）の堤防の一刻も早い整備を国に要望することを強く求める。
- 4) 津波避難タワーの設置を強く求める。
- 5) 神奈川県気候非常事態宣言の主旨を踏まえて、再生可能エネルギーを活かした地域づくり推進をさらに強化することを求める。

## **(3) 安心安全のまちづくりについて**

- 1) 東海岸―寒川線みずき2丁目の市道7641号線及び市道7646号線との交差点に信号機を早期設置することを強く求める。
- 2) 危険なブロック塀等の解消について国と連携し積極的に助成を行うことで改修促進を図ることを求める。
- 3) JR東日本に対し、茅ヶ崎駅ホームドア設置の促進を働き掛けることを求める。
- 4) 特殊詐欺等による被害を根絶する為、対策の強化と国民に対するより一層の啓発を求める。

## **(4) 中小商工業者、農業の振興を図るために**

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、中小商工業者の経営は一層厳しさを増している。融資を受ける際の利子補給や信用供与など支援策の抜本的な拡充を求める。
- 2) 中小商工業者に対して、きめ細やかな経営相談などの支援事業の充実を引き続き求める。
- 3) 適正な労働条件と公共事業の質の確保、公正なルールの確立を目指し公契約条例の制定を求める。
- 4) 住宅リフォーム助成制度は地場の中小業者に仕事を確保することによる経済効果を通じて地域経済拡大にも大きな効果を与えることが、この施策を実施した多くの自治体によって確認されている。県として同制度の創設を求める。
- 5) 中小商業者の店舗リニューアルに対する助成制度の創設を求める。
- 6) 2023年10月に予定されているインボイス制度の中止を国に要望することを求める。
- 7) 地域農業を守るために、地産地消を進め、安心して農業、畜産業に励むことが出来る施策の充実を求める。
- 8) 農家の自家採種を権利として保証する種子条例の制定を求める。

### (5) 教育現場での感染症対策と学びの保障

- 1) 小学校での 35 人学級を国の計画より前倒しで実施することを求める。また、中学校での 35 人学級実施を求める。将来的には、義務教育において 1 クラス 20 人程度の少人数学級とすることを求める。
- 2) きめ細かな教育や生徒の悩み・トラブルなどの早期発見・早期解決や教職員の負担軽減など様々な教育課題の解決を図る為、教職員定数の拡充を求める。
- 3) 県として中学校給食導入促進事業補助制度を創設することを強く求める。
- 4) 神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校の仮設校舎を解消し、茅ヶ崎市内での早期新築移転を求める。
- 5) 長期休暇明けの 10 代の自死が日本において多いことが社会問題となっている。子どもの SOS をいち早く察知することや、啓発活動、相談体制の充実など、様々な機関と連携して取り組むことを求める。
- 6) ジェンダー平等の啓発、性的マイノリティや障がい者等に対する差別や偏見及び特定民族に対するヘイトの除去について、教育現場での配慮を求める。
- 7) 夜間定時制高校廃止の撤回を求める。

### (6) 平和行政、人権施策の推進

- 1) 神奈川県は沖縄に続く米軍基地県であり、オスプレイの通告なしの飛来や艦載機の休日訓練による爆音など、米軍による騒音被害は依然として深刻な状況にある。また、原子力空母が米軍横須賀基地を母港としていること及び多くの原子力艦船が同基地に頻繁に寄港していることは、万が一にも発生が許されない原子力事故による被害リスクを著しく高めている。米軍再編に係わる基地強化に対し厳重に抗議し、神奈川県は是でもある県内米軍基地の整理・縮小・返還及び米軍横須賀基地における原子力空母の母港化撤回を強く求める。
- 2) 日米地位協定の抜本的改定を強く求める。
- 3) 唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約への署名及び批准を一日も早く行うことを国に要望することを強く求める。
- 4) 性的マイノリティに対する差別や偏見の除去、包括的な施策の推進を求める。また、神奈川県として講演会を行うなど周知、啓発を進め、誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、県レベルでのパートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の創設を求める。
- 5) ジェンダー平等の啓発や障がい者等に対する差別や偏見及び特定民族に対するヘイトの除去について、広く社会全般での配慮を求める。

### [3] . 座間市

- 1) 神奈川県独自でまずは小学校卒業まで医療費無料化に、さらに中学校卒業まで医療費無料化にすること。
- 2) 重度障がい者医療費助成制度をかつての手厚い水準に戻すこと。
- 3) 県企業庁に、県営水道受水費の計算で座間市への配分水量を実態に見合うものにする。現状の毎日 37,300 トン、浄水換算の配分水量は実態の毎日 6 千トンの 6 倍から 7 倍の乖離がある。金額にしたら約 5 億円が実態に見合えば 1 億円足らずで済む。
- 4) キャンプ座間の機能強化や演習強化に県として反対し、日米政府に抗議すること。
- 5) 座間の地下水の有機フッ素化合物汚染の原因解明と、活性炭素による除去の研究を、座間市と協力して行うこと。
- 6) 農福連携(障がい者などが農業で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会に参画する機会をつくる取り組み)が県内でいくつか実施されているので補助制度を拡充すること。また、農福連携の課題である。
  - ・人手不足で困っている農業者と農作業を行いたい福祉事業所が出会う場がない。
  - ・農業者、福祉関係者が、障がい者にも農業ができることを理解できる場がない。
  - ・福祉事業所が、農業技術を勉強する場がない。という点について市町村の取り組みを支援すること。

#### [4] . 小田原市

- 1) 歩行者の安全確保のため、小田急線栢山一号踏切の歩道を拡幅すること。

#### [5] . 箱根町

- 1) 芦ノ湖の水位上昇を防ぎ安全水位 1.9mを維持するために湖尻水門の常時放流を行うこと。（\*この件では町と議会から意見書が上げられています。）
- 2) 県道大井御殿場線南足柄竜福寺交差点に県道 731 号（矢倉沢仙石原）への誘導表示板を設置すること。
- 3) 国・県道における交通安全対策のため、支障木及び路肩の草刈りを年2回行うこと。
- 4) 県立地球博物館裏の早川護岸の草刈りを年2回行うこと。
- 5) 最近、国・県道において枝の落下が頻繁に起こり交通に支障をきたすこともあるので、道路のパトロールの強化と落下枝の処理を迅速に行うこと。
- 6) 高等学校の再編は地域の実情を考慮し見直すこと。
- 7) 専門高校と普通高校の統合は見直すこと。
- 8) 国道 138 号線金時ゴルフ練習場から金時登山乙女口沢までの山側路側帯の段差のある所にガードレールを設置すること。
- 9) 2019 年の台風 19 号で被災した仙石原 1083-11 番地そばの太郎沢の浚渫を早急に行うこと。

以上